

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月  
西九州大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	18
基準 3. 教育課程	32
基準 4. 教員・職員	54
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	76
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A. 地域大学としての教育研究活動	80
基準 B. デジタル社会共創学環立ち上げ準備	83
基準 C. 大学院の体系化	87
V. 特記事項	90
VI. 法令等の遵守状況一覧	91
VII. エビデンス集一覧	105
エビデンス集（データ編）一覧	105
エビデンス集（資料編）一覧	106



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

西九州大学（以下「本学」という。）は昭和 43（1968）年の開学にあたって、創設者永原マツヨが掲げた「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する。」という建学の精神のもと、教職員は心を一つにして教育研究と人材養成にあたってきた。敗戦直後の昭和 21（1946）年に学園を開いた創設者は、当時弱い立場にあった女性に焦点を当て、一人の人間として生きていくためには、優しい心に加えて高度な専門知識を学び続ける強い意志の必要性を説き、女性の解放の一助として栄養士養成施設を開設した。それが、高度な管理栄養士の育成へと発展し本学の開学となった。

さらに、本学には建学の精神に基づいた教育理念として「あすなろう精神」が引き継がれている。「アスナロ」はヒノキ科に属する常緑樹で、長い年月を経てヒノキに似た巨木に生育することから、「あす（明日、翌日の翌）」はひのき（檜）のような大木になることから漢字では、「翌檜」と表現される。ここには、今は未完の若者であっても、いずれはたくましい巨木に育ち、大きく広げた緑の傘で人間社会を暖かく包み込んでいくような人物になって欲しい、また、高い志を掲げて生涯学び続ける努力をする人物になってほしいという創設者の強い願いが込められている。この精神を受け継ぎ、本学は平成 25（2013）年度に「地域大学宣言」を行い、「地域とともに生き、地域とともに学ぶ、地域に優しい大学」を目標に加えた。この地域大学としての理念を学生に伝えるために、学生便覧修学の手引（以下、「学生便覧」という）には、次のように記載している。

『西九州大学は、教員・研究の地域志向化を通して地域の課題を解決することをめざします。そのために、開学以来の健康と福祉の理念を発展的に受け継ぎ、「地域に生活する人々への様々なかたちでの支援（生活支援）」を科学し、実践する高等教育機関として、全学的な教育、研究ならびにそれに基づく地域連携・貢献活動を展開していきます。ひとことで表せば「地域に学び、地域と共に歩み、発展する高等教育研究機関」をめざしているのです。ここでいう地域とは、佐賀のみならず県域を越えた九州、さらにはアジアを中心とする世界に開かれた地域です。また、そこでの活動とは、グローバルな視点から地域を俯瞰し、世界と日本をつなぐグローバルな連携活動を意味しています。』

一方、令和 5（2023）年度から始まる第 5 次中期目標・中期計画策定にあたっては、建学の精神や大学としての理念の更なる実現を、社会の変化を踏まえて学園方針の中に、次のように明記している。

### 【学園方針】

- (1) 建学の精神・教育理念に基づく魅力ある学びの場の構築
- (2) 学生・園児一人一人の学びの成長・キャリア支援を担保する内部質保証の確立
- (3) 地方創生・地域活性化を牽引する産官学の連携とそれを支える教育研究の推進
- (4) 定員充足のためのブランド力強化と戦略的な募集広報活動の推進
- (5) 人が学んで輝き、共感し、自走する組織づくり
- (6) 新時代に即応した成長戦略の推進と安定した経営基盤の強化

研究科についても学部と同じように本学の建学の精神及び理念を受け継ぎ、研究科の教育理念・目的に組み入れ、それを基にした 3 つのポリシーを制定している。

## Ⅱ. 沿革と現況

## 1. 本学の沿革

昭和 21 年 9 月	佐賀栄養専門学院創立
昭和 29 年 2 月	学校法人永原学園認可
昭和 43 年 3 月	栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 43 年 4 月	佐賀家政大学開設家政学部家政学科設置（入学定員 100 名） （校地 83,091 m <sup>2</sup> ・校舎 1・2 号館 5,201.04 m <sup>2</sup> ）
昭和 44 年 4 月	家政学部家政学科を「家政学専攻（入学定員 50 名）と管理栄養士専攻（入学定員 50 名）」に分離 管理栄養士養成施設として厚生大臣指定
昭和 45 年 9 月	佐賀家政大学 3 号館新築（570.56 m <sup>2</sup> ）
昭和 49 年 4 月	佐賀家政大学家政学部社会福祉学科増設（入学定員 30 名） 家政学部家政学科家政学専攻入学定員減（50 名→20 名）
昭和 49 年 6 月	佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更
昭和 51 年 4 月	西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増（30 名→50 名）
昭和 52 年 4 月	家政学部家政学科を家政学部食物栄養学科に、「家政学専攻」を 「食物栄養学専攻」に名称変更
昭和 52 年 11 月	西九州大学 3 号館増築（269.68 m <sup>2</sup> ） 西九州大学創立 10 周年記念式典挙行
昭和 54 年 10 月	西九州大学雨天体操場（現第 2 体育館）新築（504.00 m <sup>2</sup> ）
昭和 57 年 1 月	西九州大学 3 号館増築（272.17 m <sup>2</sup> ）
昭和 57 年 4 月	西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増（50 名→80 名）
昭和 59 年 3 月	運動場造成（約 12,000 m <sup>2</sup> ）
昭和 62 年 4 月	西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増（昭和 62 年度～平成 5 年度 80 名→100 名）
昭和 63 年 12 月	西九州大学 4 号館（記念センター）新築（2,577.53 m <sup>2</sup> ）及び サークル室増築（181.39 m <sup>2</sup> ） 西九州大学創立 20 周年記念式典挙行
平成 4 年 4 月	西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増 （平成 4 年度～11 年度 100 名→120 名）
平成 6 年 9 月	健康福祉実践センター新築（214.82 m <sup>2</sup> ）
平成 8 年 3 月	西九州大学 5 号館新築（2,611.69 m <sup>2</sup> ）
平成 8 年 11 月	学校法人永原学園創立 50 周年記念式典挙行
平成 9 年 12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科 3 年次編入学定員増認可（20 名）
平成 10 年 9 月	西九州大学創立 30 周年記念特別講演
平成 11 年 4 月	西九州大学大学院開設「健康福祉学研究科健康福祉学専攻修士課程」（入学定員 8 名）
平成 11 年 12 月	西九州大学家政学部食物栄養学科入学定員増（70 名→90 名）並

西九州大学

	びに社会福祉学科入学定員増認可（120名→140名）及び臨時定員既認可40名の恒常化を図る
平成12年10月	西九州大学家政学部健康栄養学科設置認可及び入学定員増認可（90名→130名） 「家政学部食物栄養学科は平成13年度から募集停止」
平成13年4月	西九州大学家政学部を西九州大学健康福祉学部に変更
平成13年10月	西九州大学介護教育棟新築（739.49 m <sup>2</sup> ）及び学生ホール新築（272.41 m <sup>2</sup> ）
平成14年3月	介護福祉士養成施設として指定を受ける
平成14年4月	西九州大学6号館新築（1,589.74 m <sup>2</sup> ）
平成15年11月	トレーニングセンター新築（242.26 m <sup>2</sup> ）
平成17年3月	弓道場（5人立）、部室棟新築（2階建・311.96 m <sup>2</sup> ）、テニスコート改修（全天候型・照明設備）
平成18年11月	理学療法士、作業療法士養成校として指定を受ける
平成19年3月	リハビリテーション学部校舎（7号館4,394.28 m <sup>2</sup> ）完成
平成19年4月	リハビリテーション学部リハビリテーション学科開設（理学療法専攻入学定員40名 作業療法学専攻入学定員40名）
平成20年11月	西九州大学40周年リスタート宣言
平成21年1月	子ども学部校舎（佐賀キャンパス3号館4,268.19 m <sup>2</sup> ）完成
平成21年4月	子ども学部子ども学科開設（入学定員80名 編入生10名） 西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 定員減（140名→120名） 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻コース増定員増（8名→12名）
平成25年10月	西九州大学地域大学宣言
平成26年4月	健康栄養学部健康栄養学科開設（入学定員120名） 健康福祉学部健康栄養学科は平成26年度から募集停止 健康福祉学部社会福祉学科定員変更（入学定員80名、編入生10名） 健康福祉学部スポーツ健康福祉学科開設（入学定員50名） 子ども学部心理カウンセリング学科開設（入学定員40名） 健康福祉学研究科を生活支援科学研究科に変更 研究科健康栄養学専攻開設（入学定員2名） 研究科健康福祉学専攻定員変更（入学定員3名） 研究科臨床心理学専攻開設（入学定員4名） 研究科リハビリテーション学専攻開設（入学定員3名）
平成26年11月	西九州大学新3号館新築（4,738.06 m <sup>2</sup> ）
平成27年4月	研究科地域生活支援学専攻博士前期課程開設（入学定員5名） 研究科健康福祉学専攻修士課程は平成27年度から募集停止 研究科地域生活支援学専攻博士後期課程開設（入学定員3名）

西九州大学

	研究科子ども学専攻開設（入学定員 4 名）
平成 28 年 11 月	学校法人永原学園創立 70 周年記念式典挙行
平成 29 年 12 月	小城キャンパス（校地 5,500.03 m <sup>2</sup> 、校舎 7,175.27 m <sup>2</sup> ）完成
平成 30 年 4 月	看護学部看護学科開設（入学定員 90 名）
平成 30 年 10 月	西九州大学創立 50 周年記念式典挙行
平成 31 年 4 月	研究科子ども学専攻定員変更（入学定員 3 名） 研究科臨床心理学専攻定員変更（入学定員 5 名）
令和 4 年 4 月	研究科栄養学専攻博士後期課程開設（入学定員 2 名） 研究科看護学専攻修士課程開設（入学定員 5 名） 研究科健康栄養学専攻修士課程を栄養学専攻博士前期課程に変更
令和 5 年 4 月	研究科地域生活支援学専攻を健康福祉学専攻に名称変更
令和 5 年 10 月	スポーツ健康科学センター設置
令和 6 年 4 月	デジタル社会共創学環開設（入学定員 60 名） 研究科臨床心理学専攻博士後期課程開設（入学定員 2 名） 研究科臨床心理学専攻修士課程を博士前期課程に変更 研究科スポーツ科学専攻修士課程開設（入学定員 2 名） 研究科保健医療学専攻博士後期課程開設（入学定員 2 名） 西九州大学及び西九州大学短期大学部に「ダイバーシティセンター」を設置



2. 本学の現況

・ 大学名 西九州大学

・ 所在地 【神埼キャンパス】 佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490 番地 9  
 【佐賀キャンパス】 佐賀県佐賀市神園三丁目 18 番 15 号  
 【小城キャンパス】 佐賀県小城市小城町 176 番地 27

・ 学部構成 1 研究科、5 学部・1 学環（学部等連係課程）

研究科名	専攻名	課程の別
生活支援科学研究科	栄養学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	臨床心理学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	リハビリテーション学専攻	修士課程
	子ども学専攻	修士課程
	健康福祉学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	看護学専攻	修士課程
スポーツ科学専攻	修士課程	
保健医療学専攻	博士後期課程	

学部・学環名	学科名等
健康栄養学部	健康栄養学科
健康福祉学部	社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 (理学療法学専攻、作業療法学専攻)
子ども学部	子ども学科、心理カウンセリング学科
看護学部	看護学科
デジタル社会共創学環（学部等連係課程）	

## ・ 学生数、教員数、職員数

## (1) 学生数

令和6(2024)年5月1日現在

学部等	学科	入学定員	3年次 編入学 定員	収容定員	在籍学生 総数
健康栄養学部	健康栄養学科	120 【30】	—	480 【30】	340
健康福祉学部	社会福祉学科	80 【30】	10	340 【30】	139
	スポーツ健康福祉 学科	50	—	200	202
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	80	—	320	248
子ども学部	子ども学科	80	10	340	339
	心理カウンセリング学科	40	—	160	179
看護学部	看護学科	90	—	360	366
デジタル社会共創学環		60	—	60	42
合 計		540	20	2,200	1,855

デジタル社会共創学環の入学定員及び収容定員は、健康栄養学部健康栄養学科及び健康福祉学部社会福祉学科の定員の内数とし、【 】は各学科におけるデジタル社会共創学環に係る内数を表す。

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数
生活支援 科学研究科	栄養学専攻 (博士前期課程)	2	4	1
	臨床心理学専攻 (博士前期課程)	5	10	17
	リハビリテーション学専攻 (修士課程)	3	6	4
	子ども学専攻 (修士課程)	3	6	1
	健康福祉学専攻 (博士前期課程)	5	10	10
	看護学専攻 (修士課程)	5	10	4
	スポーツ科学専攻 (修士課程)	2	2	2
計		25	48	39

西九州大学

生活支援 科学研究科	博士 後期課程	栄養学専攻 (博士後期課程)	2	6	3
		臨床心理学専攻 (博士後期課程)	2	2	3
		健康福祉学専攻 (博士後期課程)	3	9	7
		保健医療学専攻 (博士後期課程)	2	2	2
	計	9	19	15	
合 計			34	67	54

(2) 教員数

令和6(2024)年5月1日現在

学部・学科等		専任教員数					助手	兼任 教員数 (実数)	兼任 教員数 (実数)
		教授	准教授	講師	助教	計			
健康 栄養 学部	健康栄養学科	10	4	5	0	19	5	39	65
	学部計	10	4	5	0	19	5	39	65
健康 福祉学 部	社会福祉学科	5	5	1	0	11	1	35	97
	スポーツ健康福祉 学科	6	2	2	0	10	1		
	学部計	11	7	3	0	21	2	35	97
リハビ リテー ション 学部	リハビリテーション学科	9	7	2	2	20	0	48	68
	学部計	9	7	2	2	20	0	48	68
子 ども 学 部	子ども学科	7	7	1	0	15	3	37	100
	心理カウンセリング学科	4	3	0	1	8	1		
	学部計	11	10	1	1	23	4	37	100
学 部 看 護	看護学科	10	8	9	2	29	2	42	80
	学部計	10	8	9	2	29	2	42	80
デジタル社会共創学環		0 【11】	1 【2】	0 【3】	1 【0】	2 【16】	0 【0】	44	46
学環計		0	1	0	1	2	0	44	46
合計		51	37	20	6	114	13	68	231

【 】の中の数は、各学科（関係協力学部等）に所属する教員のうち、デジタル社会共創学環（学部等関係課程実施基本組織）を兼ねる専任教員数を示す。

研究科・専攻		専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
生活支援科学研究科	栄養学専攻 (博士前期課程)	7	2	1	0	10	0
	臨床心理学専攻 (博士前期課程)	4	3	0	0	7	0
	リハビリテーション学専攻 (修士課程)	8	6	2	0	16	0
	子ども学専攻 (修士課程)	7	3	1	0	11	0
	健康福祉学専攻 (博士前期課程)	6	5	0	0	11	0
	看護学専攻 (修士課程)	8	5	1	0	14	0
	スポーツ科学専攻 (修士課程)	5	4	2	0	11	0
	栄養学専攻 (博士後期課程)	8	2	1	0	11	0
	臨床心理学専攻 (博士後期課程)	4	1	0	0	5	0
	健康福祉学専攻 (博士後期課程)	8	1	1	0	10	0
	保健医療学専攻 (博士後期課程)	11	9	4	0	24	0

(3) 職員数

令和6(2024)年5月1日現在

正職員	嘱託	パート (アルバイトを含む)	派遣	合計
36	—	12	3	51

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

上述したように、西九州大学（以下「本学」という。）は、昭和 43（1968）年の開学以来、建学の精神として「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する。」を掲げている。さらに、平成 25（2013）年度に行った「地域大学宣言」の精神も加えた形で具体的に社会に示している。

本学の教育理念は、「あすなろう精神」という言葉に集約される。「あすなろう精神」とは、「今は未完の若者であっても、いずれはたくましい巨木に育ち、大きく広げた緑の傘で人間社会を暖かく包み込んでいくような人物になって欲しい、高い志を掲げて努力を続ける人物になって欲しい」という願いが込められたものである。

この建学の精神に基づき、大学の目的を「西九州大学学則（以下、「学則」という。）」第 1 条（目的）に定めている。また、学部・学科及び学環（以下、「学部・学科等」という）の目的を学則第 3 条の 2（学部等の目的）及び学則第 3 条の 3（学科の目的）にそれぞれ定めており、大学院の目的を「西九州大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）」第 2 条（目的）に、研究科及び専攻の目的を、大学院学則第 5 条（研究科の目的）及び大学院学則第 7 条の 2（専攻の目的）に定めている。このように、本学の使命・目的及び教育目的については、それぞれ学則上において、その意味・内容を明確に示している。

表 1-1-1 大学、学部・学科等の教育目的

西九州大学	西九州大学は、広く知識を授け人間性の高揚を図るとともに、深く生活の基本となる専門の学術を教授研究して、高度の専門知識と応用技術を開発し、社会に貢献しわが国文化の向上と人類の福祉に寄与する人物を育成することを目的とする。
健康栄養学部	医療人としての倫理観と、「優しさ」と「思いやる心」を持った人間性と、主体的に考える力を備え、すべての人を対象に、栄養・食生活を通して生活の質の向上や豊かな生活の構築に

	貢献できる人物を育成することを目的とする。
健康栄養学科	健康と栄養を科学的に思考し、栄養科学の実践的技能を身につけ、対象者や対象集団に合わせた栄養ケア活動を展開できる専門職を育成する。
健康福祉学部	人間の健康や福祉に関する諸科学を総合的に教育研究し、人類福祉と健康に寄与する人間性豊かな人物を育成することを目的とする。
社会福祉学科	地域社会においてすべての人が、その人らしく豊かに生活できる社会の実現にむけて、社会および生活に関する諸科学を総合的に教育研究し、人間性豊かな社会福祉の専門職を養成する。
スポーツ健康福祉学科	ユニバーサル社会の理解と福祉の心を基盤に、身体運動を通じた生活支援ができる専門的な知識技術と応用的能力を備えた社会人を育成する。
リハビリテーション学部	保健医療福祉におけるリハビリテーションの総合的な教育の充実と研究、実践の発展に寄与することを目標とし、深く人を理解し、高度な専門知識と技術を持って、チームの一員として地域住民や社会の多様なニーズに応じて、広く社会に貢献できる理学療法士、作業療法士を育成することを目的とする。
リハビリテーション学科	障害の予防と治療を目的とした理学療法、作業療法の基礎及び臨床応用の教育研究、また、地域特性を考慮した地域リハビリテーション重視の教育研究を行うことを目的とする。
子ども学部	子どもと子育てに関する専門的知識と技術の習得を基礎に、豊かな人間性と実践力をもって、子どもの心身の成長と幸福に寄与する人材を育成することを目的とする。
子ども学科	子どもに関する学際的総合的な研究の体系化と、それを基礎とした応用的かつ実践的な教育を行い、子どもへの科学的な理解と愛情を基礎に、豊かな人間性と高度な知識技能をもって、子どもの健全な発達を支援する教育・保育の専門職業人及び広範な領域で活躍する人材の育成を目的とする。
心理カウンセリング学科	人間への深い愛情と心の理解に基づき、子どもと彼らを取り巻く人々への臨床心理学的支援が行える専門職業人及び地域社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
看護学部	看護学を基盤として保健・医療・福祉・教育などの生活支援専門職と連携・協働し、看護学の発展に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。
看護学科	人に対する思いやりを持ち、対象とする人々が、その人らしく地域で生きることを支えるために必要な倫理観、科学的根

	<p>拠に裏付けされた専門知識と判断力を身につけ、関連職種と連携しながら看護実践ができる看護専門職を育成することを目的とする。</p>
<p><b>デジタル社会共創学環</b></p>	<p>リアル（現実）とバーチャル（仮想空間）とが交錯するデジタル未来社会において、個を理解し社会を的確に把握することができる能力を基盤にして、ITの進化に対応できる能力と一人ひとりを大切にするコミュニケーション能力を活用して新しい課題に挑戦し、その解決に向けた企画・提案を行うことができ、希望に満ちた夢のある地域社会を共に作り上げる人材を育成することを目的とする。</p>

表 1-1-2 大学院、研究科及び専攻の教育目的

<p><b>西九州大学大学院</b></p>	<p>大学院は、西九州大学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会に貢献し、文化の進展と健康・福祉の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。</p>
<p><b>生活支援科学研究科</b></p>	<p>生活支援科学の構築にむけて学際的研究を行い、その応用を通して専門分野における研究能力及び実践的指導力を授け、高度な専門性をもって、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。</p>
<p>栄養学専攻</p>	<p>データに基づいたエビデンスにより構築される知識と技術を理解し、多様な発展を遂げる社会において複雑化・高度化する栄養に関する課題を解決してこれからの社会を支える高度専門職業人としての現場リーダーを養成する。</p>
<p>臨床心理学専攻</p>	<p>地域社会で生活する人々の様々な心理的な問題に対応しうる臨床心理学研究者及び高等教育機関等において専門性の高い臨床心理学実践の指導を行える心理臨床家を養成する。</p>
<p>リハビリテーション学専攻</p>	<p>人の生活を科学し人の生活を支援するという理念に基づきながらも、特に、障害の予防や、障害のある人の社会参加や地域生活を支援するための身体・認知・精神・生活面に関するリハビリテーション分野における高度専門職業人を養成する。</p>
<p>子ども学専攻</p>	<p>子どもに関する科学的理解を基盤に、子どもの育ちへの支援の在り方を探求する子ども学の視点から、教育・保育の質的高度化に資する専門的な知識と技能について研究し、現場での実践に応用できる高度専門職業人を養成する。</p>
<p>健康福祉学専攻</p>	<p>人が地域で暮らすとはどのようなことか、生活支援として他者の生活や人生に関与する意味を深く考え、生活支援科学の</p>

	研究能力を培うことを通じて、社会福祉学を基盤とする健康福祉学の構築・展開をめざす研究者並びに健康福祉学に関する高度な専門知識と技能を兼ね備えた高度専門職業人を養成する。
看護学専攻	地域社会で生活する人々を支援する専門性の高い看護実践能力をもった指導的看護実践者及び教育研究に必要な基礎的能力を有し、研究能力を基盤とした看護教育者を養成する。
スポーツ科学専攻	スポーツに対する科学的な知識と実践力を持ち、すべての人に対して生涯にわたってスポーツを活用した豊かな生活を支援できる高度専門職業人を養成する。
保健医療学専攻	データに基づいたエビデンスにより構築される知識と技術を理解し、日々技術が向上する保健・医療分野において複雑化・高度化する保健医療の課題を解決し、チーム医療を支える高度専門職業人としてのリーダーを養成する。

## ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 1-1-1】～【資料 1-1-5】

## 1-1-② 簡潔な文章化

上述したように、本学の使命・目的は、建学の精神及び学則に定められている。また、学部・学科等における教育研究上の目的は、学則に定められている。いずれも平易な文章を用い、本学ホームページ、学生便覧に具体的かつ明確に掲載されている。

研究科においても学部同様、簡潔な文章化を行い、専攻ごとに学生便覧等に記載し、公表している。

## ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 1-1-1】、【資料 1-1-4】～【資料 1-1-7】

## 1-1-③ 個性・特色の明示

大学の目的は、学則第1条に「西九州大学（以下「本学」という）は、広く知識を授け人間性の高揚を図るとともに、深く生活の基本となる専門の学術を教授研究して、高度の専門知識と応用技術を開発し、社会に貢献しわが国文化の向上と人類の福祉に寄与する人物を育成することを目的とする。」と掲げている。

また、国は大学が地域社会に対して社会変革推進エンジンとして、地域の課題解決につながる教育研究活動に取り組むことを求めている。

本学は、平成25（2013）年10月に「地域大学宣言」を行っており、その内容は“地域の活性化に資するために、地域自治体、地域産業界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開する”と明示している。



一方、学部・学科等の目的を、学則第3条の2及び第3条の3に、また、研究科の目的を大学院学則第5条に定めており、学校教育法第83条が定める「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び学校教育法第99条が定める「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」に則している。

本学は、学部の教育研究上の目的を学則に、人材養成に関する目的を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定めており、大学設置基準第2条が定める「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」に則している。

一方、研究科の目的及び専攻の目的を大学院学則に定めており、大学院設置基準第1条の2が定める「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」に則している。

なお、令和4（2022）年度から6（2024）年度にかけて大学院の充実を図ろうと、修士課程、博士前期課程・博士後期課程の整備や新しい専攻の開設などを行っている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料1-1-2】、【資料1-1-4】～【資料1-1-5】、【資料1-1-8】～【資料1-1-10】

#### 1-1-④ 変化への対応

本学は、昭和43（1968）年の創設以来、一貫して前述した建学の精神を掲げ、教育研究を実施している。平成20（2008）年10月1日の大学設置基準の一部改正により、学部及び学科の教育研究上の目的を明確にするため、学則第3条の2（学部等の目的）及び第3条の3（学科の目的）を追加した。

また、教育基本法第7条に定められているように、地域再生・社会発展の担い手として大学に期待が寄せられるなど、社会貢献が大学の義務となり、本学は、地域の活性化に資するために、地域自治体、地域産業界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開することを目指す「地域大学宣言」を平成25（2013）年10月に宣言した。

さらに、新型コロナが猛威を振るった状況下では、文部科学省の指示の下、遠隔教育を展開するとともに、オンデマンド型の教育の整備も行った。

加えて、コロナ禍の終末とともに始まった社会からのデジタル・グリーン人材の育成要求に対しては、学部・学科の枠を超えての学位プログラムを活用する形で、令和6（2024）年度から開設する「デジタル社会共創学環」の設置準備を行った。

一方、研究科においては、社会の変化に伴って研究科への要望が増大することも考え、スポーツ科学専攻を立ち上げるとともに、博士後期課程の構想を温め、令和6（2024）年度開設に向け、令和4（2022）年度に申請を行った。

表 1-1-3 前回受審以降の学部等の開設状況等

平成 29 年 12 月	小城キャンパス（校地 5,500.03 m <sup>2</sup> 、校舎 7,175.27 m <sup>2</sup> ）完成
平成 30 年 4 月	看護学部看護学科開設（入学定員 90 名）
平成 31 年 4 月	研究科子ども学専攻定員変更（入学定員 3 名） 研究科臨床心理学専攻定員変更（入学定員 5 名）
令和 4 年 4 月	研究科栄養学専攻博士後期課程開設（入学定員 2 名） 研究科看護学専攻修士課程開設（入学定員 5 名） 研究科健康栄養学専攻修士課程を栄養学専攻博士前期課程に変更
令和 5 年 4 月	研究科地域生活支援学専攻を健康福祉学専攻に名称変更
令和 6 年 4 月	デジタル社会共創学環開設（入学定員 60 名） 研究科臨床心理学専攻博士後期課程開設（入学定員 2 名） 研究科臨床心理学専攻修士課程を臨床心理学専攻博士前期課程に変更 研究科スポーツ科学専攻修士課程開設（入学定員 2 名） 研究科保健医療学専攻博士後期課程開設（入学定員 2 名）

## ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 1-1-1】～【資料 1-1-2】、【資料 1-1-4】、【資料 1-1-10】～【資料 1-1-16】

## (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

IT の発達や社会の多様化、国際化の影響を受けて大学が行うべき人材育成の目標が変化しつつある。特に、その時代その時代の社会の要求を受け取り、人材育成を行ってきた地方の中・小規模の私立大学にとって、社会がどのように変わっていくのかを認識することは、非常に重要な事項である。本学は、そのことを念頭に常に中央教育審議会や文部科学省の動向に注意を払ってきた。その結果として、近年の看護学科の開設やデジタル社会共創学環の開設に向けた動きがある。さらに、デジタル人材やグリーン人材の育成という国の施策方針に従って、令和 9（2027）年度には健康データ科学部（仮称）を開設するよう準備を行っている。このように、高等教育の変化には対応してきている。

今後は、社会の動きや国の施策の方向性を素早く察知するために、私立大学協会の情報に従来よりも注意深く関心を払うとともに、高等教育に関する学会に教職員を派遣し、世界の大学の動向に関した多くの情報を集め、IR 室で分析し、学長をはじめとした執行部に伝えることとする。この機能を高めるために、IR 室を IR・企画室にすることも考えている。

また、研究科においても社会の要求を反映することが必要と考え、更なる改善を研究科委員会で議論することとしている。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

## 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

## 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学及び大学院の使命・目的は、それぞれ学則及び大学院学則に明記されている。学則の改定については各種委員会の審議の後、教授会に諮り、学長が議長を務める学部長会議の議を経て、常任理事会、理事会の承認を得るという手続きをとっている。もちろん、理事会の発議による事項もあるが、その場合には委員会での審議を教授会に挙げ、承認を取ることになっている。従って、学部や研究科等の使命・目的及び教育目的の制定や改定に関しては、役員及び全教職員等に周知されるとともに理解と支持を得ている。この共通理解は、学内組織の円滑な運営の推進の基盤となっている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 1-2-1】～【資料 1-2-6】

### 1-2-② 学内外への周知

ホームページや大学案内、学生便覧などを通じて、本学の使命、目的を積極的に公表している。また、新学部等の開設などについても、その方向性を事前からホームページ等で公表し、社会の反応を探っている。現時点においては、社会等から特段の批判は寄せられていない。

研究科に関しても令和 4（2022）年から 6（2024）年にかけて大きな変革の時になった。これらの結果については、学部と同様な広報体制で臨んでいる。さらに、学内の入学希望者に応えるために、令和 6（2024）年度以降の学内入学者に関しては、授業料を半減することにした。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 1-2-7】～【資料 1-2-12】

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

前述したように、令和 5（2023）年度から始まる第 5 次中期目標・中期計画策定にあたっては、建学の精神や大学としての理念の更なる実現を、社会の変化を踏まえて学園方針の中に、次のように明記している。

- (1) 建学の精神・教育理念に基づく魅力ある学びの場の構築
- (2) 学生・園児一人一人の学びの成長・キャリア支援を担保する内部質保証の確立
- (3) 地方創生・地域活性化を牽引する産官学の連携とそれを支える教育研究の推進
- (4) 定員充足のためのブランド力強化と戦略的な募集広報活動の推進

- (5) 人が学んで輝き、共感し、自走する組織づくり
- (6) 新時代に即応した成長戦略の推進と安定した経営基盤の強化

このように、大学の将来に向けた企画を集めた中期計画でも言及し、目的の達成を社会に公約している。

さらに、令和 6（2024）年度から体制を一新する研究科についても、新体制が動き始めから学部の歩みに合わせて内部質保証とブランド化に向けた討議を行うことになる。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 1-2-13】～【資料 1-2-14】

**1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

前述したように、建学の精神及び教育理念に基づき 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。さらに、これらをホームページや学生便覧等を通して公表している。

研究科においても学部と同様な考えのもと、3 つのポリシーを作成し、学生便覧等で大学院生たちに知らせるとともにホームページで公表している。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 1-2-9】、【資料 1-2-15】～【資料 1-2-17】

**1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

本学では、教育上の使命・目的及び教育目的を達成するために、健康栄養学部（健康栄養学科）、健康福祉学部（社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科）、リハビリテーション学部（リハビリテーション学科）、子ども学部（子ども学科、心理カウンセリング学科）、看護学部（看護学科）、及び大学院生活支援科学研究科を設け、附属施設として附属図書館、附属三光幼稚園、附属三光保育園を設けている。また、学則や「学校法人永原学園管理運営規則」に定められている施設として、生活支援科学研究センター、情報システム室、情報メディアセンター、国際交流センター、ダイバーシティセンター、臨床心理相談センター、食育サポートセンター、教職センター及び地域看護研究研修センター等を整備している。これらの運営については、教授会と学部長会議で審議され、理事会へ上申され承認される。このように、組織的に一体感を持って運営されている。

また、地域の課題をテーマとしたプロジェクトも立ち上げられ、その成果を研究科における講義や演習に生かそうと試みられている。このように、大学が掲げる地域との結びつきを研究と教育の両面に役立てようとしていることは、研究組織の構成との整合性を示すものと言える。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 1-2-18】～【資料 1-2-28】

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育の目的については、新任教職員を対象とした新任教員 FD をはじめとして、教授会や運営協議会等のあらゆる機会をとらえて、教職員に周知徹底してきている。また、学生にも学生便覧やオリエンテーション等を通じて周知を行ってきた。大学外への周知に関しても、ホームページや大学案内で公表している。これは、研究科においても同じである。

しかし、学外への広報に関しては、十分に取組みられてきたとは言えず、本学の研究・教育の内容について独自の発信をする体制が弱かったことは否めない。これでは本学の良さを十分に伝えられないと反省もしている。少子化が進む中、本学の特色や存在価値を強く打ち出さなければ、本学の維持・発展はない。そこで、今まで以上に広報に力を入れたいと考えている。その一つは、広報を担う企業との連携であり、もう一つは「入試広報課」から広報部門を分離し、広報を専門に行う部署の立ち上げも構想中である。これによって、近年の大きな発信源となっている SNS 等も含めた広報媒体からの発信の充実も図ることができる。

### 【基準 1 の自己評価】

これまで述べてきたように、本学の建学の精神及び基本理念、教育目標は具体的に明文化され、簡潔な文章により本学ホームページ、大学案内及び学生便覧等で周知されている。また、学則上に大学の目的を明確に掲げるなど、法令（学校教育法第 83 条）へも適合しているといえる。

本学では、平成 25（2013）年に大学の個性・特色を反映した「地域大学宣言」を行うなど、社会情勢の変化にも対応している。加えて、地域社会の要望に応える形で平成 30（2018）年度に看護学部を開設した。さらに、変化の激しい社会を的確に把握し、将来を推測して組織改革を行おうとしている。加えて、使命・目的及び教育目的は、3 つのポリシーに反映されたうえで学外へも周知されており、現時点で学内外の理解と支持を得ていると考えている。これらのことについては、教職員も情報を共有し、大学の運営に協力している。この成果は、令和 6（2024）年度からの研究科の再編にも表れている。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断した。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

前述したように本学においては、まずディプロマ・ポリシーを作成し、次いで、その達成を可能にするためのカリキュラム・ポリシーを作成した。さらに、そのカリキュラム・ポリシーに沿った授業科目の履修が可能となる能力・態度を考え、アドミッション・ポリシーを作成して、それを社会に広報している。広報媒体としては、本学のホームページを始めとして、高校生向けの学生募集要項や大学生必携の学生便覧等があり、学生募集活動の場でも説明している。そして、このアドミッション・ポリシーに従って、入試方法・入試内容を入試・広報委員会及び教授会等で議論し、粛々と入学者選抜を行っている。

研究科に関しても学部同様の手順でアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや大学院学生募集要項、学生便覧等に公開している。さらに、入試に関しても、学部同様の手続きを踏んで行っている。

### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-1-1】～【資料 2-1-8】

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜は、学校推薦型選抜、一般選抜、総合型選抜、そして大学入学共通テスト利用選抜など 3 月末まで多岐にわたる選抜方法を用いて行っている。この際、アドミッション・ポリシーでも掲げたそれぞれの専門分野の特色を生かした選抜内容を重視し、選抜試験問題作成にあたっては、学科ごとに試験問題作成員を選出し、本学独自の試験問題を作成して実施している。

検証については、3 つの方法を用いている。一つは、各学科における休学者や退学者の状況調査である。二つ目は、入学後の学生と担任との面談である。この面談は、学期ごとに行い、履修成績や欠席状況などを基に時間をかけて行っている。ここで異変を感じると学科会議等で話題にする。三つめは、入試区分ごとに入学後の GPA を、IR 室で統計・分析し、各学科に伝えている。各学科は、これらを勘案しアドミッション・ポリシーによる入学者受け入れの適否を判断している。問題が生じたときは、入試方法等を変えることを行っているが、現時点においては、多くの入学者は授業に参加し、単位の修得を行っていることから、入学者選抜は適切に行われていると判断している。

研究科においてもアドミッション・ポリシーに従って、入学者選抜を行っている。留学生の場合は、必要に応じて遠隔での受験に対応している。さらに、留学生の場合は、経済

的な負担を軽減するために学費減免制度を設け、日本語能力試験（JLPT）N2程度以上取得を基準にし、それを面接等で確かめながらの選抜も行っている。そして、研究科の場合は、指導教員を中心として支援体制が組まれる。従って、指導教員との面談等でアドミッション・ポリシーが正常に機能しているかの判断が可能となっている。現時点において、研究科においても履修が困難であるとの報告はなく、適切に入学選抜が行われていると考えている。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-1-4】、【資料 2-1-9】～【資料 2-1-11】

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

前述したように、受験者の多い学科においては、許される範囲内で入学者数は厳格に守っているが、受験者数が募集人数を下回る学科においては、定員が守れない状況が続いている。この改善に取り組んではいるが、思うように受験者数は伸びていない。非常に頭の痛い問題である。この状況は、他の大学でも見られ、本学の努力にも限界があるのかもしれない。そこで、これらの学科の入学定員の削減を検討しているが、大学の運営にも関わることなので総合的に判断せざるを得ない。検討の結果、学部等の枠を超えた学位プログラムを活用すれば、様々な問題の解決にもなるのではないかとの判断になった。この場合、学位プログラムの入学定員を未充足の学科の入学者と見なせることから、入学定員の補充にもつながる。そこで、入学定員未充足が続いている健康栄養学科と社会福祉学科の定員を使って、デジタル社会共創学環を立ち上げることにした。この学環は、令和 6（2024）年度からの開設となる。この学環の定員が充足できれば、定員の母体となった両学科の入学定員問題の解決も見通せる。

研究科の受け入れに関しては、専攻によって差はあるが、地方大学の研究科としては、まずまずの入学者数を確保していると考えている。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-1-12】～【資料 2-1-13】

**(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）**

前回の認証評価でも指摘事項になった社会福祉学科の入学定員の充足は、広報の多様化や高校への複数回の訪問など様々な手を尽くしているが、定員未充足が続いている。そこで、入学定員の削減やむなしとの判断をしているが、経営上の問題もあって、決断が遅れた。幸い学部等連係課程の活用で、新組織（デジタル社会共創学環）の立ち上げが認められた。

この新組織に、健康栄養学科と社会福祉学科の一部の入学定員の肩代わりをしてもらうことで、未充足の部分が少なくなると考えられる。しかし、これは定員未充足の学科の根本的な解決にはならない。そこで、さらに令和 6（2024）年度には両学科及びリハビリテーション学科の各 10 人の入学定員減を行うことを届け出ることにしている。これに加えて、社会福祉学科においては、教育内容を変え、スクールソーシャルワーカー

等への道を拓くことで定員の充足率を上げようと考えている。

しかし、大学の収容定員の削減は、大学運営に影を落とすものである。そこで、令和9(2027)年度にはこの削減数を復活させる形で、入学定員100人の「健康データ科学部(仮称)」を立ち上げ、大学運営を軌道に乗せるとともに、適切な受け入れ人数を守る体制を構築しようと考えている。

一方、研究科においては、改組を行ったばかりであるため、入学者の予測は十分にできない。ただ、博士課程への入学を希望する留学生がある程度存在することを視野に入れて、研究科の魅力を打ち出していこうと考えている。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

#### (2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1年を通して教職協働の学修支援体制が組まれている。日頃から学生の状況に関して、教員と事務職員の情報共有は円滑に行われている。その最たるものは、年度始めのオリエンテーションである。特に、1年生にとっては全てのことが新しいため、迷うことも多い。そこで、教員と職員が連携をして、オリエンテーションの内容を分担し、新入生が迷うことなく学修に取り組めるようにしている。2年生～4年生についても教員と職員が協働してのガイダンスとなる。

学生の学修成果となる成績評価についても、各学生の保護者のもとに教員のコメントを付けて送付している。

さらに、欠席が続いている学生に関しては、授業担当教員から事務職員に連絡が寄せられ、情報を受け取った事務職員が該当学生のゼミ教員に知らせ、ゼミ教員からの指導や支援が行われる。このシステムによって、授業欠席の原因となっている事案を早期に見つけ、深刻になる前に対応できる体制が整っている。しかし、その手当てが効かずに休学や退学になるケースもある。この時は、休学願・退学願が出る前にチューターである教員が面談をして、その原因となっている事項を聞き、その解決に向けた策を一緒に考えることになる。時には保護者も入れて相談する。しかし、本人の意志が固いときは、願を受け付け、教授会等で審議をする。そして、年度末には、休学者及び退学者の一覧を作り教授会に報告をする。前年度よりも数字が大きい場合には、原因について学科の教員で考え、教授会等に対策を報告することになっている。

普段の学修支援に関しては、各教員にオフィスアワーの開設を義務付けており、その時間に学生たちの質問等に答えている。各教員のオフィスアワーについては、ホームページで公開するとともに、各教員の研究室のドアに張り出している教員も多い。

一方、研究科においては入学生がしっかりと目標を立て、その実現に向けた努力をしている場合が多い。従って、学部生のような支援は必要ないが、指導教員を通じて悩みを聞



き、必要であるときは、職員も交えて支援を行うことにしている。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-2-1】～【資料 2-2-7】

**2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実**

学科によっては、1 クラスの人数が多くなることもある。また、実習や演習の授業では、教員一人では十分な指導が難しい場合もある。そこで、このような場合の学修支援には、TA を活用できる制度が整っている。特に、演習等に効果的で、規程等も制定して活用している。TA には大学院生を充てることになっており、事前には TA が守るべきことや留意すべき事柄等についての研修を教務部長が講師となって行っている。そして、大学院生の負担にならないように配慮している。一方、初年次教育等での大人数で活動する授業においては、SA ( Student Assistant) も必要という意見があり、令和 6 ( 2024) 年度から SA 制度も開始することにした。運用は、TA に準じて行うことにしている。

一方、障がいのある学生の入学も少くない状況になっている。令和 5 ( 2023) 年度には、障がいのある学生に対応するダイバーシティセンター設立の議論が始まり、令和 6 ( 2024) 年度から開設することを決定した。ここでは、障がいのある学生の申し出により、SA の活用が可能になる。この場合は、障がいをカバーするピアサポーターとして役割を果たすことになる。さらに、留学生の学修支援も重要となっている。この場合も、ダイバーシティセンターのピアサポーター制度が効果を上げると考えている。SA の運用や管理については、TA 同様、教員と事務職員が協働して行っている。さらに、各教員がオフィスアワーを設け、学修支援を行っている。また、オフィスアワーに関してはホームページ等で公表している。

研究科においても、TA の活用は可能になっている。一方で、大学院生が学部の TA としての役割も果たしている。令和 6 ( 2024) 年度からダイバーシティセンターが立ち上がり、様々な支援を必要とする学生への対応が可能になった。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-2-6】～【資料 2-2-15】

**(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）**

本学の学修支援体制は教職協働を核にして結果を残してきたが、近年は合理的配慮を申し出る学生が増加し、個人情報に限られた範囲内に収めながらの支援も必要になっている。このために、これらの学生の学修支援を専門的に取り扱う部署が必要となってきた。そこで、令和 5 ( 2023) 年度に、障がいのある学生及び留学生、そして、性のマイノリティの学生たちを支援するダイバーシティセンターの開所を決め、令和 6 ( 2024) 年 4 月に開所することになった。臨床心理学を専門とする教授をセンター長に任命し、兼任教員と事務職員を配置することになっている。そして、支援には、ピアサポーターが当たることになっており、在学生在がその任を行うよう設計されている。このように、学生たちがお互いに助け合って学修が進む学生本位の大学に向けての歩みを開始した。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

社会人として求められる要素である、コミュニケーション能力、企画力、自己管理能力、問題解決能力の獲得を目標とする「あすなろう（初年次教育含）」、「あすなろうⅡ応用（地域課題）」、「あすなろうⅢ地域協働（インターンシップ）」キャリアアップ講座・演習、キャリアデザイン基礎演習等の科目を、共通教育科目（必修・選択科目）及び専門教育科目（必修・選択科目）に位置付けている。これらの科目においては、ボランティア活動、地域活動、インターンシップ、体験型学修（問題解決学修（PBL））等を学内外で継続的に続けることになっており、これらが、キャリア支援の基盤となっている。また、1学年時の「あすなろう（初年次教育含む）」では、様々な活動経験をもとにした体験活動報告会を、地域の人を招く形で実施している。このほか、学生の進路全般の相談・助言体制は、各学科及び学生支援課で担当スタッフが相談にあたっている。

一方、社会的・職業的自立に関しては、課外活動の貢献も大きい。本学では、課外活動も推奨し、学生の全体課外活動組織「学友会」へもサークル顧問や代議員として教職員が支援を行っている。また、各課外活動への支援は、入学時に徴収した学友会費を活用しており、学友会の活動にもこの資金が充てられている。一方、優秀な成績を残した選手には、別途、大学からの支援金を出している。

研究科においては、指導教員が大学院生のキャリアに関する相談を受けるとともに、学生支援課においても、指導、助言、採用情報の提供を随時対応している。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-3-1】～【資料 2-3-10】

#### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は、各種資格が取得可能な学科が多く、専門職への就職率が高い水準で推移している。近年は、企業等が求めるスキル、特にDXに関する需要も多いことから、令和6（2024）年度開設のデジタル社会共創学環のカリキュラムを副専攻として学ぶことができる制度を、令和5（2023）年度に整備した。さらに、佐賀県内企業との協議会を設けて、大学教育に企業人の講義を設けることができるようなシステムを話し合っている。これが実現すれば、「実効性のあるキャリア教育」の一翼を担うことになる。また今後、留学生数が増えることから、留学生担当職員による企業開拓、グローバル検定の導入、留学生対象の就職ガイダンスの実施などを推進していく。

研究科においては、就職先が限られるためにキャリア支援については心を配っている。特に、指導教員を中心として就職先の相談を受け、キャリアの開拓にあたっている。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、担任制をとっており、学生の生活や履修に関する支援の一翼は、担任教員が担っている。さらに、学生サービス・厚生補導の組織としてエビデンス集（データ編）表 2-4 のとおり学生支援課 14 名（神埼 8 名、佐賀 4 名、小城 2 名）を設置して、全般的な学生サービスの業務を行っている。加えて、学生支援委員会を原則月 1 回定例開催し、学生支援関係を討議し、それらが円滑に行えるようにしている。加えて学生相談室も設け、カウンセラーも配置して悩み等を受け付け、学生生活の安定を支援している。上述したように、全ての学科には、学生指導教員が配置され、学科会議で情報の共有を行うと共に、学生生活の全般にわたって指導できる体制をとっている。

また、学生の海外留学・研修を支援する国際交流センターが設置されている。国際交流センター運営委員会を定例開催している。国際交流センターでは、留学生の学修指導・生活相談や在留資格手続等を教職員が行い、円滑に留学が進むように支援している。

近年問題となっているハラスメントに関しては、各学科及び事務局にハラスメント相談員を配置していると共に、学長を委員長とする同和・人権委員会が事案への対応を議論することになっている。

以上のように、教員が学生の学修状況について情報共有し、教育目的の達成を図るよう努めている。

学生に対する経済支援として、日本学生支援機構奨学金に加え、本学独自の奨学金制度も設けている。また、授業料の納入延期・分納制度を導入している。課外活動は、学友会のもとで行われている。学友会はサークルや学科の代表から成る学友会総務委員によって運営され、学友会費にて各種の課外活動への助成や生活の支援等を行っている。

研究科においても同様なシステムが稼働しており、大学院生の生活支援への配慮は怠っていない。特に、ハラスメントに関しては指導教員を通して大学院生に伝える一方、TA の研修会でも取り上げ、周知を図っている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-4-1】～【資料 2-4-16】

#### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育の質向上を図るためには、学生たちの生活の安定も同時進行で進めなければならない。障がいのある学生や合理的配慮を要する学生が増えることや留学生の増加、さらにはマイノリティの課題も増加すると予想される。そこで、前章でも述べたようにダイバーシティセンターを設置して、円滑な対応を目指すことになっている。さらに、大学運営に余

裕がある限り、経済的な支援を行う決意で臨んでいる。それは、将来的に経済格差が大きくなり、本学の学生たちがそのしわ寄せを受けると予想しているからである。しかし、そのためには各学科の入学定員が満たされることが条件となる。このための努力が続くことになる。

研究科においては、生活支援の事案は多くないが、大学院生が相談しやすいように指導教員等が配慮するように周知するとともに、FDなどで支援策の重要性を周知する。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は神埼・佐賀・小城の3つのキャンパスを有しており、校地面積及び校舎面積は、共通基礎データ様式1に示すとおりである。これらは、大学設置基準上必要な校地面積及び校舎面積を十分に満たしており、教育研究目的を達成するために必要な施設設備を整備している。

神埼キャンパスは佐賀県神埼市神埼町 4490 番地 9 に位置し、学士課程では健康栄養学部、健康福祉学部、リハビリテーション学部及び学部等連係課程であるデジタル社会共創学環を、修士・博士課程では栄養学専攻、健康福祉学専攻、スポーツ科学専攻、リハビリテーション学専攻、保健医療学専攻を設置している。JR 神埼駅から北に約 4km の場所にあり、本学が運行する無料スクールバスで 15 分程の場所に位置しており、構内には約 600 台収容可能な駐車場を整備している。佐賀キャンパスは佐賀県佐賀市神園三丁目 18 番 15 号に位置し、学士課程では子ども学部を、修士・博士課程では子ども学専攻及び臨床心理学専攻を設置しており、短期大学部と共用である。JR 佐賀駅から北へ約 2 km の場所にあり、バス利用で約 8 分の場所に位置しており、構内には約 200 台収容可能な駐車場を整備している。小城キャンパスは、佐賀県小城市小城町 176 番地 27 に位置し、学士課程では看護学部を、修士課程では看護学専攻を設置している。JR 小城駅から北へ約 700m の場所にあり、徒歩で約 10 分の場所に位置しており、構内及び周辺に約 160 台収容可能な駐車場を整備している。令和 6 年度から共通教育科目を神埼キャンパスで原則対面により開講しており、佐賀キャンパス及び小城キャンパスの学生の通学を考慮し、開講日である水曜日と木曜日に、各地と神埼キャンパス間の無料スクールバスを運行している。

### ●講義室・演習室

講義室は 51 室、演習室は 69 室で、少人数教室から大規模教室を有している。少人数教育に対応した演習室は、可動式の机並びに椅子を配置し、用途に応じて効率よく学べるよ

うにしている。

●実験実習施設

実験実習施設は 45 室を有しており、資格取得をバックアップする設備が整っている。

●研究室

教員研究室は 114 室有しており、オフィスアワーの時間帯も学生等に周知している。

●図書館

図書館は、神埼キャンパスに本館及び分室の 2 ヶ所、佐賀キャンパスに分館 1 ヶ所、小城キャンパスに分館 1 ヶ所を設けている。

●体育施設

神埼キャンパスに、体育館、第 2 体育館、トレーニングセンター、弓道場、運動場、テニスコート（2 面、全天候型、夜間照明）、多目的コートを整備し、講義やサークル活動、課外活動支援施設として活用している。

佐賀キャンパスでは、体育館、運動場を短期大学部と共用利用している。

両キャンパスとも、講義やサークル活動としてのみの活用に留まらず、各種行事を行う施設として、地域開放による地域活動支援施設として活用している。

小城キャンパスに運動場及び体育施設は設けていないが、神埼キャンパスへの移動手段を確保することや近隣の体育センターを借用することで対応している。

●情報処理施設・設備

神埼キャンパスには、情報処理演習室が 1 部屋あり、学習用パソコンを 76 台設置している。佐賀キャンパスには、情報処理施設が 1 部屋あり、学習用パソコンを 50 台設置している。小城キャンパスには、ALS 兼 PC 教室が 1 部屋あり、学習用パソコンを 34 台設置している。いずれも、講義時間外の利用が可能で、学生の自主学習等に役立っている。また、各図書館にも、学生が利用可能なパソコンを、神埼キャンパス本館 5 台及び分室 8 台、佐賀キャンパス分館 15 台、小城キャンパス分館 12 台設置している。

●耐震性

耐震性の確保に関しては、耐震診断で補強が必要とされた神埼キャンパス 1 号館については平成 26 年度に耐震補強が完了しており、旧小城公民館を平成 29 年度に改築した小城キャンパス 1 号館も耐震改修工事済みである。その他の各キャンパスの建物については旧耐震基準以降の建築物であることから、全ての建物について耐震性能を確保している。また、令和 5 年度には、神埼キャンパス 4 号館体育館の非構造部材（天井等）についての耐震対策工事を実施した。

●防災避難訓練

毎年火災を想定した避難訓練を各キャンパスで実施しており、令和 5 年度は学生及び教

職員等を合わせて 590 人が参加した。訓練の内容は、それぞれのキャンパスを所轄する消防署と本学の警備及び消防用設備等の保守管理を委託している専門業者の指示のもと、避難経路の確認、避難時の心得、水消火器を使用した消火訓練となっている。

校地・校舎・設備等の維持管理については、事務分掌に基づき、主として総務課が担当している。建物や電気設備等の営繕工事等については、専門の業者により適宜対応している。時間外警備業務、清掃業務、樹木管理業務などについては、専門業者への委託により実施している。空調設備、給排水設備、消防用設備等及び昇降機などの定期点検・整備作業については、保守契約を締結し、管理に努めている。

施設・設備の整備に関しては、中期目標・中期計画に基づき、各学科及び各部署において検討の上、財源を考慮しながら次年度の事業計画に記載するなどして、整備を行っている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-5-1】～【資料 2-5-8】

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### ●実習施設

【健康栄養学科】給食経営管理実習室及び実習食堂においては、給食経営管理に関する実習を行う環境を整備している。臨床栄養実習室においては、臨床栄養について学ぶため、病院栄養士業務に関する血圧測定や経腸栄養などを行う機材等を備えている。第一・第二調理実習室においては、調理技術や調理方法を修得する調理実習を行うための設備等を、栄養教育実習室においては、栄養教育の実習を行うための ICT 機器等を整備している。

【社会福祉学科】実習指導室において、実習施設一覧の掲示のほか、実習報告書、関連書籍のコーナーを充実させ、学生の学びを促す環境整備を整えている。また、介護実習室（介護教育棟）は学生が介護技術の習得のため、空き時間等に利用できるように対応している。

【スポーツ健康福祉学科】体育館やグラウンドの他、トレッドミルなどを備えた健康運動演習室や各種トレーニング機器を取り揃えたトレーニングセンターなどにおいて演習等を実施している。体育館やグラウンド、トレーニングセンターについては、事前申請により授業時間以外に学生が使用することができる。さらに、令和 5 年度よりアスリート支援を教育に活かす施設として「西九州大学スポーツ健康科学センター」の整備を進めている。

【リハビリテーション学科】リハビリテーション学科では、理学療法士・作業療法士養成学校設置基準の施設と設備を備えている。令和 3 年度の設置基準改正により、作業療法学専攻の実習室の増設が必要となり「基礎作業学実習室」を改築した。

また、学生の意見も参考に 7 号館内の施設・設備を改修している。令和 6 年 3 月に改修した 7 号館 1 階のホールは、Wi-Fi と電源コンセントを多数設置しており、午前 8 時から午後 8 時まで開放している。学生が自由にパソコンを接続して利用でき、学生の自主学習

等に役立っている。

【子ども学科】子ども学科において、幼稚園、小学校等教員養成課程、保育士養成施設の法令等にそった施設設備を整えている。

幼稚園・小学校教諭及び保育士養成施設としては、子育て支援室、保育演習室、表現スタジオ、音楽室や ML（ミュージックラボラトリー）教室、美術工芸室等を設置している。小学校教諭養成としては、被服実習室や理科学実験室を設置している。

子育て支援室及び保育演習室は、子ども達が遊ぶ様子を監視できる記録式のカメラや部屋の間マジックミラーを設置することで子ども達の遊ぶ様子を父兄等が準備室等から確認できるようになっている。また、可動式和室畳セットや沐浴練習設備が備わっている。

表現スタジオは、ウッドデッキから続く開放的なガラス張りで、フローリング床となっており組み立て式の簡易ステージ、ダンスバー、グラウンドピアノ等が設置されている。

ML 教室には電子ピアノが 48 台配置されており、指導教員が練習状況を一括に把握した上で、個別に助言が与えられるシステムを完備している。

また、ピアノレッスン室は、12 室備えられており、授業外においても、学生が自主的に練習できる環境となっている。

【心理カウンセリング学科】大学院附属臨床心理相談センターは、大学院で臨床心理士及び公認心理師を養成するための学内実習機関であり、面接室 2 室のほかに、遊戯療法室 2 室、箱庭療法室を備える。普段は大学院生が有資格教員の指導のもとで地域住民の心理相談を行っているが、学部の授業でも、カウンセリング現場の見学実習や、芸術療法体験を行うときに活用されている。

【看護学科】演習室や実習室、ALS 兼 PC 教室は、講義などで使用しない時間は学生へ開放している。演習室や実習室の利用については利用簿で管理しており、学生は使用できる時間を確認し、各々の時間で利用することが可能である。

## ●図書館

図書館は、神埼キャンパス（本館）に 745 m<sup>2</sup>（閲覧座席 84 席）、神埼キャンパス（分室）に 213 m<sup>2</sup>（閲覧座席数 37 席）、佐賀キャンパス（分館）に 587 m<sup>2</sup>（閲覧座席 109 席）、小城キャンパス（分館）に 415 m<sup>2</sup>（閲覧座席 53 席）の面積（座席）を有している。

蔵書冊数 181,090 冊、学術雑誌 298 種、電子ジャーナル 16 種であり、グループ学習室（佐賀キャンパスと小城キャンパス）、学内 LAN パソコン、AV コーナー、個別学習机を整備している。

開館時間は、平日 8 時 30 分から 21 時 00 分、第 2・第 4 土曜日 9 時 30 分から 16 時 30 分（分室は閉館）で開館している。令和 5 年度（2023）年度の総利用者数は 43,725 人であった。

学科等と調整の上、1 年次生対象の図書館オリエンテーション（図書館利用しおりの配布及び基本的な使い方についての説明）や 2~4 年次生対象の文献検索ガイダンス（卒業研究のための文献検索方法についての説明）を実施しており、質問を受けた際にはその都度

個別対応を行っている。

また、所蔵している電子書籍については、QRコードを付けたカードや掲示物などを作成し、利活用の推進を行っている。

#### ●ICT 環境

2-5-①で述べたとおり、各キャンパスに情報処理施設・設備を整備している。また、令和3年度入学生からノートパソコン等を必携化しており、学内の教室、図書館等で利用可能なWi-Fiを整備している。令和2年度から情報システム室を設置し、専任の職員を配置しており、各キャンパスの情報処理施設やネットワーク環境の整備及び維持管理を行うと共に、学生及び教職員への各種操作マニュアルの提供等を行っている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-5-1】、【資料 2-5-3】、【資料 2-5-9】～【資料 2-5-12】

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

車椅子利用者や障がいのある学生、教職員への対応として、既に建物入口のスロープ化や昇降機の設置、トイレの改修（多目的トイレの設置、洋式化・ウォシュレット化）、自動ドアの設置、主要建物へのエレベーター設置などの対応を行っている。

多目的トイレは合計 23 ヶ所（神埼キャンパス 11 ヶ所、佐賀キャンパス 5 ヶ所、小城キャンパス 7 ヶ所）設置しており、うち 3 ヶ所はオストメイト対応トイレ（神埼キャンパス 1 ヶ所、小城キャンパス 2 ヶ所）である。また、多目的トイレには、非常ボタンを設置し、緊急時にも外部と連絡が取れるようにしている。

過去 5 年の主な整備状況は以下のとおりである。

##### ◎令和元年度

- ・神埼キャンパス 3 号館裏の身体障害者用駐車場 2 台分にカーポートを設置。
- ・神埼キャンパス 7 号館のトイレについて、2・3 階を洋式化し、6 階をウォシュレット化した。

##### ◎令和 2 年度

- ・神埼キャンパス 4 号館 1 階トイレをウォシュレット化した。
- ・神埼キャンパス 4 号館 1 階入り口を自動ドア化した（感染症対策とバリアフリー化）。

##### ◎令和 3 年度

- ・神埼キャンパスのグラウンド環境改善のため整備を行った。
- ・教育環境整備のため、ネットワーク機器の入れ替えを行った。
- ・手洗い 112 ヶ所（神埼キャンパス 100 ヶ所、佐賀キャンパス 12 ヶ所）、小便器 42 ヶ所（神埼キャンパス 39 ヶ所、佐賀キャンパス 3 ヶ所）を自動水洗化した。

##### ◎令和 4 年度

- ・神埼キャンパス学生用掲示板について、4 号館ベランダの暗所から、中庭に面し学生の目につきやすい明るい場所へ移設した。

##### ◎令和 5 年度

- ・熱中症対策として、神埼キャンパス体育館及び佐賀キャンパス体育館に空調設備を設



置した。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-5-3】

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

ディプロマ・ポリシーを達成するためには、普段の授業環境を整えることが必要になる。厳格な単位制を維持することはもちろんであるが、1 時間 1 時間の授業を充実させることも忘れてはならない。本学においては、ここしばらくコロナ禍での授業遂行のために、遠隔授業の充実を図ってきたが、令和 5 年度からの対面授業の復活により、受講学生数が問題となった。そこで、教務委員会において、原則授業クラスは 100 人以下にすることに決めた。そして、諸般の事情から 100 人を超えるときは、教務委員会の了解が必要となった。このように、大人数での授業は原則認めない方針を立て、令和 6 年度以降に臨むことになった。一方、「あすなろう」のような学年必修の場合は 120 人くらいのクラス編成にならざるを得ないため、SA を授業に入れて、学修支援にあたることにしている。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-5-13】

**(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）**

本学は 3 キャンパスからなるがゆえに、学修環境に関しては、ハード的にもソフト的にも充実に向けた課題がある。そして、これからの学科等の新設や改組にあたっては、十分に考慮すべき事項でもある。ただ、財源が限られるためハード面に関しては早急に解決することが難しい。そこで、緊急度等を考えながら、計画的に実施することになっている。しかし、ソフト面においては、学生本位の学修が成立するように最大限の努力をすべきと考えている。このために、教育における DX 化を推進させるとともに、様々な障がいのある学生に対してはピアサポーターによる支援を充実し、また、1 授業当たりの受講生の人数はできるだけ低く抑えることにしている。令和 6 年度の共通教育はその一歩となる。一方で、教員の負担を軽減するために、効果的で多様な授業方法が選択できるように設備の充実にも力を入れる。

**2-6. 学生の意見・要望への対応**

**2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**(1) 2-6 の自己判定**

基準項目 2-6 を満たしている。

**(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生がいつでも大学側に要望を出せるように「学生意見箱」を設置している他、ポータルサイトのコンテンツとして「投書箱」、また、学科によっては定期的（各期毎）に各学年2名の代表学生との懇談会での意見交換や、全教員がオフィスアワーを設定するなどして、学生よりの意見を広く聞くシステムを構築している。寄せられた提案や意見は、関係課や学生支援委員会、教授会等で検討・対処している。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-6-1】～【資料 2-6-4】

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

保健管理センターでは、学生個人の身体の状態や健康状態や疾病等について保健管理センター長による相談を行なっている。また、個人的な心身等の相談には、臨床心理士4名（専任1名、非常勤3名）が各キャンパスで月曜から金曜に「学生相談室」に常駐し、相談にあっている。

毎年、後期ガイダンス時に「学生生活実態調査」を実施して、学生の生活実態を把握し、学生支援委員会で討議している。さらに、経済的支援については、本学独自の奨学金制度や授業料の納入延期や分納制度を設け、活用できるようにしている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-6-5】～【資料 2-6-12】

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

全学年の対象の「学生生活実態調査」については上記のとおり対応している。また、4年次対象の「卒業時満足度調査」で抽出された問題・課題については、3月実施の学長と卒業予定者との懇談会で出された意見等とあわせて教授会等での報告により、各学部、学科と情報共有し、対応している。また、関係する委員会等での検討も行っている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 2-6-7】、【資料 2-6-13】～【資料 2-6-14】

#### (3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

初年次教育（あすなろう）で学業、心身等のアンケート調査を実施して分析し、全学で共有することで学生の要望に早期に応じられるシステムの構築を目指す。また、SAを活用して学修支援すると共に、学生が相談しやすい環境を作る。さらに、教学マネジメント指針で求められているPDCAサイクルを使った改善案の実現のために、令和6（2024）年度に作られるアセスメント・ポリシーに沿って各調査を系統化し、効率的な分析につなげたい。

### 【基準2の自己評価】

本項目は、学生の受け入れから履修支援・生活支援体制、そして、それらに欠かせない学生たちの意見聴取体制が問われている。いずれも本学が力を入れているところであり、システムも整っていると考えている。ただ、安全・安心の面から、耐震や災害への備えの充実に関しては、耐震化は進めているが、特に神埼キャンパスは、災害についての不安も残っている。この点については、学科の佐賀キャンパスへの移転を検討中である。令和9年度に予定している新学部開設に合わせて学科改組などで解消を図りたい。

さて、学生の多様化が進む現在、学修支援に関しては、今までの体制でいいかというところは思っていない。このために、令和6(2024)年度にダイバーシティセンターを開所し、これまで以上に学生支援を充実させていこうと考えている。

幸いなことに、「先生との距離が短い大学」であり、「面倒見の良い大学」と、本学の卒業生がよく口にしてくれている。これらは、学生支援に教職員ともに多くの時間を費やして来た結果でもある。また、これは規則で決めたものではなく、教職員の学生中心に考えての行動の結果でもある。この伝統を守りたいと思う。学修支援をより良く進めるためには、教学マネジメント指針で述べられたPDCAサイクルを活性化する評価体制の整備が必要となる。アセスメント・ポリシーを核にして、IR室を中心とした評価・分析システムを構築し、今後の充実を図りたい。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーで述べている「地域生活を支援し、創造することができる人材」の育成を 4 要素に分節化した。それらは、Ⅰ「主体的・自立的に行動できる確かな人間力」、Ⅱ「社会人としての汎用的能力」、Ⅲ「教養ある専門職業人としての基礎力」、Ⅳ「地域社会を支援し、創造する力」である。さらに、それらを 10～14 項目に分節化し、本学が学部卒業生に求める資質能力を明示している。それがまさしくディプロマ・ポリシーであり、様々な場で公開され、周知が図られている。

研究科においてもそれは引き継がれ、研究科及び各専攻としてのディプロマ・ポリシーになっている。そして、ホームページをはじめ学生便覧にも掲載され、周知されている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 3-1-1】～【資料 3-1-4】

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

###### ○単位認定基準

学部も研究科も成績評価基準に沿って具体的な成績評価方法を授業科目ごとにシラバスに記載し、各担当教員の成績評価が組織的に行われている。また、学則等に定めた成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定を適切に実施している。

###### ○成績評価の方法

成績評価の方法は、定期試験及びレポートなどによりなされ、各教員によって科目ごとにシラバスに記載している。出席が授業時間数の 3 分の 2 に満たない者（介護実習及び看護学部看護学科における臨地実習については開講時間数が開講時間数の 5 分の 4 に満たない者）はその授業科目の試験を受けることができない。

成績評価の表示は、100 点～90 点を S、89 点～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59 点～0 点を D（不可）の 5 段階とし、S・A・B・C を合格、D（不可）を不合格とする。

なお、研究科の成績評価の表示については、100 点～90 点を S、89 点～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59 点～0 点を D（不可）の 5 段階とし、S・A・B・C を合格、D（不可）を不合格とする。

加えて、GPA 制度を導入し、学期ごとに出される成績表に GPA を表示し、学修状況の目安として修学指導、学外実習指導、就職指導、奨学金の参考資料として用い、成績優秀者には表彰制度を設け、学修者自らの動機づけを高めるような工夫をしている。なお、全ての学科では GPA に基づく修学指導の基準を作成し、学生便覧に明示し、修学指導に組織的に活用している。

#### ○進級基準

本学では統一的な進級基準は定めていないが、学科ごとに卒業研究等の履修等に関する内規を設けている。3 年次終了までに共通教育科目及び専門教育科目にわたって履修すべき単位数を学科ごとに設定している。ただ学科によっては進級基準を設けている場合もある。

全ての学科で国家資格、教員免許等の資格取得を軸としており、資格に関わる実習科目に関して履修要件を定めている。また、進級基準については各学科ともに、国家試験等の合格に必要なと思われる要件を決めて実施している。詳しくは、3-1-③に示している。

#### ○卒業及び修了要件

学士課程では、学則第 15 条に定めるように本学に 4 年以上在学し、所定の単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与する。卒業要件の単位数は、学則第 7 条第 2 項の別表 1 のとおり、各学科で異なるが、124～126 単位となっており、原則として GPA2.0 以上と定めている。

卒業に関しては、学科会議、学部教務委員会、西九州大学教務委員会で検討した後、教授会の議を経て学長が認定している。また、各学科のディプロマ・ポリシーについては、学生便覧及びホームページで公表している。

大学院では、大学院学則第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3 に定めるように、修士課程及び博士前期課程に 2 年以上在籍し 30～36 単位以上、博士後期課程に 3 年以上在籍し 16～20 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上に、修士論文又は博士論文を在学期間中に提出して、論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。なお、修士論文及び博士論文は主査 1 名、副査 2 名以上からなる審査委員会による審査及び最終試験としての修士論文及び博士論文発表会の結果をもって研究科委員会において合否の判定を行うこととしている。また、各専攻のディプロマ・ポリシーについては、学生便覧及びホームページで公表している。

#### ○シラバス

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」を基本とすると共に、FD 研修を通して授業計画（シラバス）の書き方を統一している。シラバスでは、「授業の到達目標」「学習方法」「授業計画」「事前・事後学習」「評価基準・方法」を明示し、ホームページ上でも公開している。各授業において採用するアクティブ・ラーニングも明記し、実践している。なお、大学院研究科のシラバスも学部準じており、修士論文及び博士論文の評価基準については専攻ごとに作成している。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 3-1-5】～【資料 3-1-42】

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

各基準の制定等については、上述したとおりであるが、運用については各学科が責任をもって行っている。その概要を次に示す。

**【学部】**

**健康栄養学科**

健康栄養学部健康栄養学科では、各科目ともに学則に定められた出席時間を満たした学生に対して、シラバスに示された試験やレポート等を用いて成績評価を行っている。進級制度は定めていないが、3年次後期までの修得単位数が100単位以上、かつ3年次後期に「卒業研究ゼミナールⅠ」の単位を修得した者が、4年次前期の「卒業研究ゼミナールⅡ」を履修できるよう定めている。また、4年次後期の「卒業研究」あるいは「卒業演習」は、「卒業研究ゼミナールⅡ」の単位を修得した者が履修できる。卒業認定は、学則第15条及び別表1-1に定めている通り、4年以上在学し所定の124単位以上を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。

**社会福祉学科**

単位認定等に当たっては、以下のように厳正な適用を行っている。

**【成績評価の方法】** 成績評価の方法は、定期試験及びレポートなどによりなされ、各教員によって科目ごとにシラバスに記載している。出席が開講時間数の3分の2（介護実習については開講時間数の5分の4）に満たない者はその授業科目の試験を受けることができない。

**スポーツ健康福祉学科**

単位認定については、シラバスに記載された具体的な評価方法（定期試験やレポートなど）を学生に提示し、学則第13条に基づき単位認定を実施している。なお、出席が開講時間数の3分の2に満たない者は、その授業科目の試験を受けることができない。また、本学科においては、進級制度は特に定めていないが、3年次後期までに90単位以上を修得した者が、4年次前期の「スポーツ健康福祉学演習Ⅱ（含卒業研究）」を履修できるよう定めている。

卒業に関しては、学則第15条に定めている通り、4年以上在学し所定の124単位以上を修得した者に対して、学科会議、学部教務委員会、全学教務委員会で検討し、教授会の議を経て学長が認定している。

**リハビリテーション学科**

○単位認定

成績評価基準に沿って行われている。また、学則に定めた成績評価基準に従って、成績評価、単位認定を適切に実施している。この基準等については、ホームページで公表している。

### ○進級基準

卒業研究の履修等は、「リハビリテーション学科における卒業研究の履修等に関する内規」に従い運用されている。リハビリテーション学部では進級制限内規を定めており、その判定については、基準を満たしているか学部教務委員会、西九州大学教務委員会で検討した後、教授会及び学部長会議の議を経て学長が決定している。この過程については、「学生便覧」に明示している。

### ○卒業認定基準

学士課程の卒業に関しては、学科会議、学部教務委員会、全学教務委員会で検討した後、教授会の議を経て学長が認定している。これも「学生便覧」で公表している。

### 子ども学科

子ども学科では、学則第9条ならびに第13条に基づき単位認定を行っている。3年次までの各年次終了時に単位修得状況に応じた個別指導を行うとともに、学則第15条第5項に基づき「子ども学科における卒業研究の履修等に関する内規」を定め、「卒業研究」履修の可否を判定している。以上の取り組みにおいては各基準等を厳正に適用するとともに、学生便覧等で公表している。

### 心理カウンセリング学科

前期・後期試験終了後、学科教務委員が全学生の成績を確認し、学科全教員で卒業判定会議を行う（9月、3月 2回実施）。

GPAが1以上1.5未満の学生は、ゼミ担当教員が2者面談を行い、履修・修学指導を行う。GPAが1未満の学生は、ゼミ担当教員、学科長、保護者、学生の4者面談を実施している。また、毎月の学科会議内で「学生の動向」について、教員間で修学が気になりな学生の情報を共有している。3年次までに80単位修得が困難と想定できる学生には、保護者を交えて修学指導を実施している。

### 看護学科

単位認定基準は、シラバスに記載している成績評価基準に従い、厳正に適用している。成績評価方法は、定期試験及びレポートなどによって行っている。出席日数が授業時間数の3分の2に満たないもの（看護学実習においては5分の4に満たないもの）は、その授業の定期試験の受験やレポート提出ができない。単位認定の結果は、学生ポータルサイトを通じて個別に通知している。

進級基準は、「西九州大学看護学部進級制限内規」（学生便覧に掲載）において、進級に必要な必修科目及び選択必修科目について明示し、新入生オリエンテーション及び在校生ガイダンスで説明している。進級判定は、毎年2月の学部教務委員会において、該当学年学生の修得単位一覧を提示して、学生個々の修得単位科目・修得単位数の確認を行い厳正に認定し、その結果を教授会及び学部長会議の議を経て、学長が決定する。なお、進級制限の結果は、掲示及び当該学生との面談を通じて個別に通知している。

卒業認定基準は、学則第15条に定めるように、本学に4年以上在学し、所定の単位数（126単位）を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書・学位

記並びに学士の学位（看護学）を授与している。卒業認定の結果は、掲示にて個別に通知している。

### 【研究科】

#### 栄養学専攻

修了認定基準がディプロマ・ポリシーの中に含まれている。栄養学専攻前期課程は「必修科目 10 単位、選択科目より 20 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者」、栄養学専攻前期課程は「必修科目 14 単位、選択科目より 2 単位以上、合計 16 単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者」となっている。これはホームページで周知されている。

また、単位認定基準については、ディプロマ・ポリシー及び学修到達目標と学修成果で定める 4 つの身に付けるべき能力である、「態度・志向性」、「知識・理解」、「技能・表現」、「行動・経験・創造的思考力」の評価基準が設定され、これは学生便覧で周知されている。進級基準は設けられていない。

#### 臨床心理学専攻

それぞれの科目において、各授業の担当教員が、定期試験、小テスト等、宿題・授業外レポート、授業態度、受講者の発表、授業の参加度、その他から、単数もしくは複数の方法によって予め配分を決めて、評価を行っている。また、修士論文は、表題・キーワード（5 点）、研究目的（15 点）、研究方法（15 点）、結果・考察（35 点）、要旨（10 点）、作成プロセス（20 点）で採点するようになっている。これらをもとに、S（90 点以上）、A（80～89 点）、B（70～79 点）、C（60～69 点）、D（不合格）の評定がなされている。

#### リハビリテーション学専攻

授業科目及びその単位数は、学生便覧及びホームページ上に明示しており、各科目の担当教員がシラバスに定める評価基準・方法に沿って評価を行っている。

修士論文の審査は、大学院学位規程の定めにより選出された学位論文審査員が修士論文評価基準に沿って評価し、その結果について全専攻教員で協議のうえ、研究科委員会等へ上申している。

#### 子ども学専攻

授業科目及びその単位数は、学生便覧及びホームページ上に明示しており、各科目の担当教員がシラバスに定める評価基準・方法に沿って評価を行っている。

修士論文の審査は、大学院学位規程の定めにより選出された学位論文審査員が修士論文評価基準に沿って評価し、その結果について全専攻教員で協議のうえ、研究科委員会等へ上申している。

#### 健康福祉学専攻

修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーの中で規定され、必要な科目や単位数は学生便覧やホームページでも周知されている。



## 看護学専攻

単位認定基準は、各授業科目のシラバスの「授業の到達目標」「評価基準・方法」に記載している。また成績評価基準に従い、成績評価方法は、試験及びレポートなどで行っている。課程の修了要件、学位の授与は、大学院学則第 18 条に定めるように、大学院に 2 年以上在学し、別表 1 に示す単位を修得した者で、当該大学院の行う修士論文の研究で審査及び最終試験に合格することとである。

### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 3-1-1】～【資料 3-1-43】

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位の認定や卒業判定については、全学的な統一が見られるが、進級基準等については、本学の各学科が社会の需要等によって順次開設されてきたこともあり、独自色を出して行われてきた。このために国家試験等の合格ライン等を強く意識したものになっている。将来的には、この傾向を改め、学修成果を示す GPA を基準にしたものにし、全国的に説得力を増すようにする。本学の GPA が国レベルでの説得力を増すためには、GPA のもとになる評点が、ペーパーテストだけではなく、文部科学省が示している評価の 3 つの観点（①知識・技能、②思考力・表現力等、③学びに向かう人間力）から成り立っていることを、改めて学内に周知徹底し、それを考慮したものにする。また、科目履修や成績評価などについての学生や大学院生からの意見を速やかに取り上げ、全学的な討議を経て改善が図れるシステムの構築を目指したい。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、3 つのポリシーを策定するにあたって、まず、ディプロマ・ポリシーを策定し、その次にその掲げる人物像の育成に必要な要素等や各学科の目標を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定した。大学全体のカリキュラム・ポリシーは、大まかに感じるかもしれないが、各学科及び各専攻のカリキュラム・ポリシーは、具体的な事項も加えての策定となっている。

これらのカリキュラム・ポリシーは、ホームページを始めとして学生便覧等に公表し、

さらにオリエンテーションでも説明し、学生たちに周知している。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 3-2-1】～【資料 3-2-4】

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

前述したように、ディプロマ・ポリシーの策定後にカリキュラム・ポリシーを考え、策定した。したがって、その一貫性は担保されており、学生たちも違和感なくこの両者の関係を理解している。これはカリキュラムに対する苦情等も見られないことからうかがえる。これは、学生便覧にカリキュラムマップと科目の系統図を記載していることにもよるのかもしれない。そして、オリエンテーション等でも説明を繰り返している。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 3-2-5】～【資料 3-2-6】

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学全体としては、共通教育科目と専門教育科目でカリキュラムを構成することは明記している。それを受けて、各学科はそれぞれの専門性の育成をにらんで教育課程を構築し、各授業科目を編成するとともに各授業科目のシラバスで周知している。

また、各学部においては、学生の適切な学習量を確保すること及び単位制度の実質化を図るため、履修登録単位の上限を内規により定めている。

各学科の教育課程の編成については、次に示す。

#### 【学部】

#### 健康栄養学科

健康栄養学部健康栄養学科の専門科目は 11 の分野で構成している。「社会・環境と健康」では、保健・医療・福祉の仕組みについて学び、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」では、解剖・生理学や疾病の知識を身につける。「食べ物と健康」、「基礎栄養学」、「応用栄養学」分野では、健康における栄養の役割について学び、「臨床栄養学」では、栄養と疾病との関係、栄養が治療に及ぼす効果について理解する。「栄養教育論」では、行動科学に基づく栄養教育を、「公衆栄養学」では、人々の QOL 向上に向けた理論と実践を修得する。「給食経営管理論」では、給食の独自性と効率的な経営についての方法を学び、「総合演習」の「栄養総合演習Ⅰ」では、臨地実習を効果的に実施するための基本的事項について概説し、「栄養総合演習Ⅱ」では、シミュレーションを通じて実践力を養う。「臨地実習」では、医療機関、福祉施設、保健所などで臨床実習を行う科目を配置し、管理栄養士の実践・体験するようにしている。

#### 社会福祉学科

本学科が目指す教育目標を達成するためには、知識と技術の修得及び実践力を備える必要がある。具体的には、人間理解を深め、対人援助を行う者にとって要求される資質を涵

養するため「学部基幹科目」として「健康福祉概論」を、「学科基幹科目」として「社会福祉原論Ⅰ」「社会福祉原論Ⅱ」を1年次に配置し、必修科目（6単位）とする。

次に、社会福祉の価値観や理念と実践上に具現化するためのソーシャルワークの基盤となる「学科専門科目」を1年次から4年次にわたり配置し、92単位以上を選択して履修する。これらの科目は学年が上がるにしたがって、教養的な科目から専門的科目、理論的な科目から実践的な科目、共通的な科目から細分化された科目などに段階的に移行し、多様な科目を系統的に履修できるよう工夫している。例えば、社会福祉の理論と実践の統合を目指し、2年次から3年次にわたり社会福祉実践現場での実習にむけ事前、事後学習を図る「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」と「ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」を連動させ学習できるようにしている。

さらに社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、教員免許取得など、資格取得に必要な科目を、2年次以降4年次までに配置し履修する。これらの学修を修了し、卒業する際にはその専門性が具現化された資格・免許が取得できるようになっており、同資格・免許を活かした就職につながっている。

また、本学科ではソーシャルワーク実習、精神保健福祉士実習、介護福祉実習、教育実習など資格に関連する専門実習では、実習を履修するまでに修得しておかなければならない科目を規定し、適正に運用することで、専門教育の質保証に努めている。

### スポーツ健康福祉学科

教育目的は建学の精神に基づいて学則に定められており、教育目的を達成するために学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）を3つの方針（ポリシー）として学生便覧、学生募集要項及びホームページにて公表している。

教育目的を達成するためのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーを策定しているが、ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定しているため、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

カリキュラム・ポリシーについては、体系的な教育課程を編成して実施している。体系的な編成を実現するために、科目系統図を作成し、それに基づき実施している。

### リハビリテーション学科

学科ごとにカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を編成しており、学生が卒業までに身につけるべき知識、技能、態度と授業科目との関係性や順次性などを学生便覧の科目系統図に明確に示すことで、体系的な学修を促している。なお、リハビリテーション学科においては、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインによる自己点検、自己評価を実施し、ホームページ上に公開している。

大学設置基準第27条の2及び学則第9条第2項の規定に基づき、学生の適切な学習量を確保すること及び単位制度の実質化を図るため、授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規を定めており、学生便覧に明記している。

## 子ども学科

本学科の教育課程は、教育学、保育学を中心に、隣接諸科学を応用した本学独自の科目群、免許・資格の取得に必要な科目で構成されている。専門教育科目は、「学部基幹科目」「学科基幹科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」「ゼミナール」「卒業研究」の6つに区分される。まず「学部基幹科目」として子どもに関する基礎科学「子ども学総論」を、「学科基幹科目」として保育、教育の基礎理論に関する科目「教育基礎論」「保育原理」「発達心理学」「特別支援教育総論」の4科目を配置し、1年次の必修科目としている。「専門基幹科目」には、小学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士の資格取得に必要な科目を配置し、「専門展開科目」は「子どもの表現と文化」「子どもの健康と福祉」「教科の演習」「障害児の支援」の4領域で、現代社会の子育てニーズに対応した応用的科目を開設している。「ゼミナール」には「あすなろう（発展）」「子ども学演習」があり、課題を探究し調査研究する力やプレゼンテーション力を養う。「卒業研究」では総合的な研究活動を通して、教育・保育を自ら構想する力を培う。

このことは学生便覧に明記するとともに、ガイダンス等において学生への履修指導を行っている。

## 心理カウンセリング学科

1、2年までは主に心理学の基本的知識理解を修得する科目を配置、3、4年では心理学の実践力を高めるための演習・実習を配置している。また大学院教育との接続を円滑に行うために、4年次では「心理学文献講読」を配置している。

カリキュラムを構成する科目の目標、内容、評価方法等を記載したシラバスの作成と組織的なチェックを行い、教員間や教員と学生間で共有化を図っている。

カリキュラム・ポリシーを具体化し、可視化して共有するためのカリキュラムマップを作成し、学生便覧に掲載している。さらにナンバリングの活用等によるカリキュラムの体系性や国際通用性も担保している。

心理カウンセリング学科は、「西九州大学子ども学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規」第3条に46単位を上限とすることを示している。また第3条第2項では、1学期の履修登録単位数は、30単位であること、第3条第3項では、原則として、上級学年の授業科目を履修登録することはできないこと、第3条第4項では、再履修科目の単位数を含めるものとする事、第3条第5項では、在学年数が4年を超えた者は、対象としないこと、第3条第7項では、心理カウンセリング学科の成績優秀者（学年末のGPAが3.0以上の者）については、翌年度の上限登録単位数を超えて4単位まで履修登録することができることを設定している。

## 看護学科

看護学科の教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを踏まえ、教養としての「共通教育科目」を配置し、専門教育科目では、看護実践に必要な専門基礎科目として「いのちの科学」「健康支援と社会保障の仕組み」、専門科目では「基盤看護学領域」「看護実践学領域」

「公衆衛生看護学領域」「看護統合学領域」の科目を配置している。地域支援看護群では、地域理解や関連職種との協働・連携に求められる能力を育成する科目として「関連職種連携論」（カリキュラム改正により、「関連職種連携論」「関連職種連携演習」「関連職種連携実習」を一本化）や「公衆衛生看護学概論」や「家族看護学」を配置している。

また、看護専門職として求められる資格（保健師、養護教諭一種免許状）に関する科目を配置している。

なお、令和 4（2022）年度からは、保健師助産師看護師養成所指定規則の改正及び本学共通教育が見直しされたことから、新カリキュラムとして実施している。また、原則として、上級学年の授業科目を履修登録することはできないことにしている。

## 【研究科】

### 栄養学専攻

栄養学専攻の教育課程の目的はディプロマ・ポリシーに基づいており、栄養学専攻博士前期課程は、基礎分野、展開分野、研究演習の 3 分野に分けて段階的に配置し、栄養学専攻博士後期課程は、それぞれの能力を段階的に身に付けさせるためにコースワーク科目とリサーチワーク科目を体系的に配置している。

### 臨床心理学専攻

カリキュラム・ポリシーの《教育課程の運営方針》において、「本専攻では、必修科目 24 単位、選択科目より 12 単位以上、合計 36 単位以上を修得する他、希望する資格取得にあわせて適切な科目を履修することを履修モデル等で明示している。」と明示され、学生便覧に履修モデルが示されている。

### リハビリテーション学専攻

学生の希望する研究にかかわりが深い科目を受講できるように、選択科目を基礎分野と展開分野に配置し、基礎分野では教育学に関する 2 科目から、展開分野では、身体機能障害領域の 6 科目、認知・精神機能障害領域の 4 科目及び生活機能障害領域の 3 科目の計 13 科目から自由に選択できる。

### 子ども学専攻

「保育・教育の質的高度化に資する専門的な知識と技能について研究し、現場での実践に応用する能力を育成するよう適切に科目を配置する」というカリキュラム・ポリシーに沿って、子ども研究の基盤を学ぶ「子ども学特論」を必修科目とし、幼児期の子どもの生活支援と教育のあり方を学ぶ「子ども学実践演習Ⅰ（幼児期）」、児童期の子どもの生活支援と教育のあり方を学ぶ「子ども学実践演習Ⅱ（児童期）」を「基幹分野」に配置して選択必修とし、「教育分野」「教科・領域分野」「支援分野」の各分野から、学生の目的意識に即して、最低 1 科目、合計 9 科目以上を選択して履修することを、履修モデル等で明示している。

### 健康福祉学専攻

健康福祉学専攻の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいている。博士前期課程は、共通分野・基礎分野から展開分野の能力を身に付け、自身の研究につなげる研究指導に展開している。博士後期課程では、原理分野から展開分野にかけて専門的能力を身に付け、特別演習へと体系的に配置されている。

### 看護学専攻

教育課程編成の方針を基に、その目的を達成させるために生活支援科学研究科の共通科目では「生活支援科学特論」、研究演習として「特別研究」、基礎分野で11科目、展開分野で12科目を配置し、運営方針についても記載した。学生たちは、各自の研究に関わりがある科目を自由に選択できる。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 3-2-1】～【資料 3-2-16】

### 3-2-④ 教養教育の実施

教養教育は、本学ではどの学科にも重要との意味で共通教育と呼んでいる。この共通教育は、ディプロマ・ポリシーで掲げた人物の育成の基盤をなすもの、そして、本学のカリキュラムの基礎を構築するものとして重視している。

共通教育は、高校教育から大学教育への転換を図る初年次教育の役目も持っている。このため、少人数での学修も含まれており、多くの教員が担当している。ただ、看護学科の開設による初年次生の増加に加え、コロナ禍での遠隔教育の実施もあって、当初の狙いの達成に苦慮したのも事実である。共通教育は、次のように6つの科目群から構成されている。

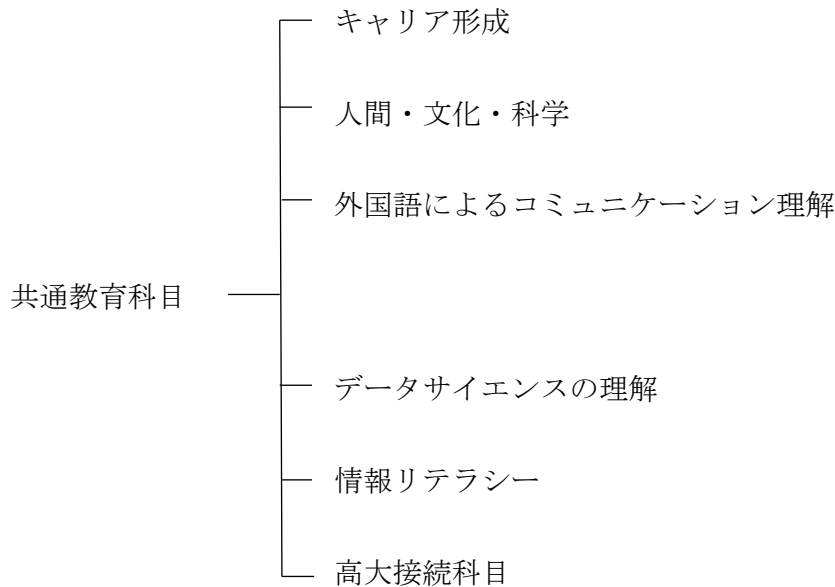


図1 共通教育科目の構成

#### 《キャリア形成》

「地球環境・SDGs 入門」「関連職種連携入門」のほか、初年次教育の役割を担う「あすなろう（初年次教育含）」を配置しており、10名程度の少人数ゼミで、学修スキル、仲間作り、自校理解、図書館利用を含む大学施設の利用法、コミュニケーション・スキルの修得を目指している。この「あすなろう」は、建学の精神、教育理念、及び地域貢献の要素を組み込んだ通年の科目である。ここでは、講義や地域の課題解決のための実践などを通して、社会人基礎力の獲得に力を入れている。ただ、コロナ禍では、地域活動が制限され、地域の人々との交流も少なくなり、その活性化が失われそうになった。しかし、令和6(2024)年度からは当初の狙いに立ち戻って、多様性を踏まえた学科の枠を超えたクラス編成をはじめとした新しい試みが始まり、「あすなろう」は新時代の一步を踏み出そうとしている。

#### 《人間・文化・科学》

人間、文化、科学に対する知識と倫理観を身につけ、多文化、異文化に関する柔軟な理解と共感を持つことができるように、人間（科目名：「心理学入門」、「現代社会と倫理」、「人間論と現代思想」など）、文化（「グローバル化と異文化共生」、「変わりゆく国際社会を生きる」、「ジェンダー論」など）、科学（「生命のしくみ」、「身近な生活の化学」、「地球環境科学」など）に関する科目群を設定している。

#### 《外国語によるコミュニケーション理解》

異文化理解に加えてコミュニケーション・スキルを獲得するために英語（「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ」、「SDGs 英語」、「World Issues（世界事情）」）と第二外国語（「中国語」、「韓国語」）を開講している。

#### 《データサイエンスの理解》

現代社会で急速に進んでいるデジタル・トランスフォーメーションについての理解をもち、データサイエンスや AI を自分の生活で日常的に使いこなすことができる基礎的知識を身に付けるために、「データサイエンス入門」、「データサイエンス演習」を開講している。  
(令和 5 年度 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル) 認定)

#### 《情報リテラシー》

知的活動、社会生活に必要な技能としての情報リテラシーを修得するために、「情報処理演習」を設定している。

#### 《高大接続科目》

本学と協定を結んだ高等学校の生徒へ向けて、大学教育及び本学に対する理解を深めることができるよう、本学の学位プログラムに関連する科目群を設定している。

看護学科開設以降も共通教育重視を貫き、全ての 1 年生を神埼キャンパスに集めて共通教育を実施したが、令和 2 (2020) 年からの新型コロナの影響で、対面授業が制限され、地域活動もほぼストップとなり、当初の意図が十分に達成できない不自由な時代を過ごさざるを得なかった。コロナ禍の終了とともに、共通教育の立て直しの議論が始まり、令和 6 (2024) 年度からダイバーシティへの対応能力育成を加えての新しい共通教育が始まっている。

#### ◆エビデンス集 (資料編) ◆

【資料 3-2-1】、【資料 3-2-9】、【資料 3-2-17】～【資料 3-2-24】

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

平成 29 (2017) 年度の認証評価以降、平成 30 (2018) 年度の看護学科の開設、そして、令和 2 (2020) 年度からのコロナ禍での教育の転換、及び、教学マネジメント指針の告示、そして、コロナ禍の終了というように、本学の教育現場は大きく揺れ動いた。特に、教学マネジメント指針の検討途中におけるコロナ禍への対応は難しかった。この中で、学生本位を優先すべきと判断し、学長を先頭にその対応を優先することにした。まずは、遠隔教育のスムーズな実施に主眼を置き、そのシステムの整備とともに授業展開の改善を優先した。システムの整備に関しては、学内・学外からのアクセスが滞りなくできるようにシステムの整備を行った。この上で、遠隔教育の中で学生たちをどのように活性化させるかについての FD も行い、遠隔授業における工夫を各教員に求めた。

一方、Wi-Fi が整備されていない家庭の学生たちには、大学構内を開放し、授業にアクセスできるようにした。また、録音録画室も整備し、授業の工夫や円滑な展開、さらにはアクティブ・ラーニングの実施にも力を入れた。上述の FD を通して、遠隔教育の実施に関する教授技術や授業の活性化等を教職員に学んでもらった。これらの工夫が実り、学生たちから多くの不満が出なかったことは幸いだった。令和 5 (2023) 年になってコロナ禍は収まり、本学の授業も遠隔教育から解放された。しかし、改めて対面授業でのアクティブ・



ラーニングが問われている。授業評価の高い教員を講師とした FD も計画されている。次に、共通教育や専門教育について、授業の工夫などを述べる。

### 1) 共通教育

特に、多人数を相手にする共通教育の遠隔化には頭を悩ませた。共通教育の授業を円滑に実施できるようにシステムの改善及び授業の改善を同時に推進することが必要だった。システム改善を先行させ、教員の協力もあって、その課題も何とか超えられた。その一つの要因は、遠隔教育をリアルとオンデマンド型に分け実施したことである。この効果もあって、学生たちは、家庭や大学構内など活用できる空間を使って受講を進めることができた。

令和 5 (2023) 年度からは、対面型の授業を主にし、遠隔方式も採用できる自由度を残し、各授業の効果が最大になるように、各教員に工夫をお願いした。幸いなことに、不満は聞こえてこない。

そして、令和 6 (2024) 年度からはデジタル社会共創学環も開設されることもあって、ダイバーシティへの対応能力も培うことを念頭に、学科の枠を超えたクラス編成を行い、「あすなろう」などの必修科目の実践が行われることになった。

### 2) 専門教育

専門教育については、全体のカリキュラムについては教務委員会でコントロールしているが、各学科の実践部分については、各学科の創意工夫によるところが多い。以下に紹介する。

#### 【学部】

#### 健康栄養学科

健康栄養学部健康栄養学科の教育目的を達成するために、1 年次では共通教育必修科目「あすなろう (初年次教育含)」の中で、管理栄養士としての導入教育を行い、管理栄養士としてのキャリア教育を取り入れることで学習のモチベーションを高めることを目指している。2 年次では専門知識・技術を修得するために必要な専門基礎分野科目を、3、4 年次には現場の管理栄養士として求められる知識と技能を修得するための専門分野科目を設置している。

学年進行に従って、臨床分野、福祉分野、公衆栄養分野における実践力を養成するための選択科目を設置し、講義に加え実験・実習や演習の中で問題を発見し、課題を設定して、課題解決法を見出す能力を有する、人間、社会、食に対する深い理解をもった管理栄養士の養成に努めている。

学習効果の参考として、半期ごとに大学で実施される学生による授業評価アンケートが実施されている。この結果は、各授業担当教員へフィードバックされ、授業方法の改善に役立てている。

#### 社会福祉学科

学習方法としてシラバスには「講義、ディスカッション、グループ学習」などを明示す

ることとしており、各教員が授業の特性に応じて工夫を凝らしている。

とくに本学科の開講科目のうち「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「ソーシャルワーク演習Ⅲ」「ソーシャルワーク演習Ⅳ」「ソーシャルワーク演習Ⅴ」は、ソーシャルワーク分野における事例を取り扱い、援助方法の検討など、グループでのディスカッションや発表が展開されている。

また、1年次から開講されるゼミ（あすなろう（初年次教育含）、発展ゼミナールⅠ、発展ゼミナールⅡ、発展ゼミナールⅢ（含卒業研究））では少人数で実施され、各科目の内容に応じて、調べ学習やプレゼンテーションを活用した学習方法が展開されている。

さらに「データサイエンス演習」では少人数のグループで、AIが自らの生活に深く関与している事例、公正性、プライバシー保護、セキュリティに関する課題について、アクティブ・ラーニングを用いて学習を行う。具体的には、自分でテーマを決めて、統計を用いたデータを収集し、図表化、そこからわかる事柄の記述と考察を行い、発表しあっている。

コロナ禍で対面授業が困難であった時期においても、Zoom、Teamsなどビデオ会議ツールを用いて、アクティブ・ラーニングの展開を継続的に取り組んだ。

社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士の開講科目では、科目間の連動・連携を図るために、実習指導者、非常勤職員を含め全体の内容について、確認・協議を行っている。また、学科内の専任教員間においては、オムニバス科目、実習指導関連科目や演習、ゼミ等において共通のシラバスを作成し、各科目の内容及び進捗の確認を教員相互に行い、評価方法の情報共有を含め単位認定の厳格化と公平性に努めた。

### スポーツ健康福祉学科

授業内容・方法などの工夫については、学生の能動的な学修姿勢を補うために視覚教材の活用、グループディスカッション、反転授業など各種アクティブ・ラーニングを取り入れた講義を採用し学修の深化を図っており、シラバスの「学習方法」に明記している。

「授業改善のためのアンケート」を年に2回実施し、その結果を分析することで、学生の理解度、関心、態度等の学修状況を把握している。その結果は担当教員に個別に通知され、各教員は結果を考察し改善点を明らかにすることで次年度の授業改善に役立てている。また、調査結果は図書館に保管・公開され、閲覧することが可能となっている。

少人数制の担任制度をとり、担任が学修状況や就職活動の状況等を把握して学生カルテを作成し、入学時からの継続的な指導ができるように工夫されている。また、「学生学修実態調査」「学生生活実態調査」「卒業時満足度調査」を実施することで学生の学修状況を把握し、教育目的の達成状況を点検する一助としている。結果については各施策の参考資料とするとともに、学生へのフィードバックを行っている。

### リハビリテーション学科

学生が能動的に授業へ参加するように、グループディスカッションやグループワーク等を各授業で積極的に取り入れており、シラバスの学習方法や授業計画に明記している。

授業改善の一環として「学生による授業評価アンケート」を年2回各学期末に実施している。また、本アンケート実施結果については、各教員へ周知するとともに、学生も閲覧（自由記述除く）できるよう情報を公開しており、集計結果の分析と次年度に向けての取

り組みを行っている。

### 子ども学科

子どもについて複眼的視点から理解し、教育・保育の現場で必要とされる知識と技術を備え、応用力と実践力をもった専門職業人の育成のために、講義による系統的学習に加えて、少人数のゼミナール、実技を中心とする演習、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校での保育・教育実習を開設している。とくに1年次より子どもと触れ合う機会を設け、子どもに対するコミュニケーション力を養うため、保育現場の見学実習や子ども学科主催の子育て支援地域開放事業にも参加させている。2年次以降は「学校インターンシップ」、「子育て支援」、「教育ボランティア」等で、小学校や特別支援学校、青少年教育施設での体験的学習を行う。「子ども学演習」や「卒業研究」では、学生の自主的能動的な学習を通して、課題探求の力やプレゼンテーション能力、保育・教育を構想する力の育成をめざしている。

### 心理カウンセリング学科

1年次の「カウンセリング基礎演習」では、毎回グループディスカッション、協働学習を実施している。2年次の「カウンセリング実践演習」「セルフマネジメントゼミナールⅠ・Ⅱ」では、ペアワーク・グループワーク⇒グループでの発表を行っている。3年次の「心理専門ゼミナール」では自分の興味あるテーマを選択し、文献調査・資料整理・論立て・執筆・校正・プレゼンテーションを1年かけて行う。4年次の卒業研究では、3年次のゼミを土台に、自身で心理学的調査法を用いて、興味あるテーマ（問題）のデータ収集、クリティカル・シンキング、論文作成・プレゼンテーションに取り組む。

また、4年次の「あすなろうⅢ地域協働（インターンシップ）」では、これまでに得た心理学的知見を基に地域の小学校へ1年間通い、小学生との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びを実施している。

### 看護学科

看護学科では、人間の成長発達の理解、様々な年代の対象を理解するための取り組みとして、「次世代育成看護学方法論Ⅱ（小児）」における「赤ちゃん先生プログラム」、「次世代育成看護学方法論Ⅰ（母性）」における「沐浴コーディネーター演習」や、「高齢者看護学概論」における「地域の高齢者とのコミュニケーション演習」など、学生が積極的に学修に取り組み、学びを深められるような学修の工夫を行っている。また、通常の演習においてシミュレーターを用いた教育を行っているが、新型コロナウイルス感染症が蔓延していた時期は、臨地実習の中止が相次いだため、学内のシミュレーション室で、高機能トレーニングシミュレーターを活用し、臨床で遭遇することの多い事例について事例展開を行って対応したり、模擬電子カルテを作成し、臨床により近い学修環境を設定するなどの工夫を行なった。

### 【研究科】

研究科に関しても学部の学科に準じて行っている。研究科全体の統括に関しては、研究

科委員会で行い、各専攻に関しては各専攻の教員会議で討議・実施されている。各専攻については、次のようになる。

### 栄養学専攻

毎学期末に、「院生による授業評価」アンケートが実施され、匿名のデータが大学院担当教員にフィードバックされ、専攻長がコメントを出すようになっている。学生が選択できる全ての教科は、毎年シラバスの修正を実施しており、科目ごとの最新の研究を導入するブラッシュアップを実施している。

### 臨床心理学専攻

毎学期末に、「院生による授業評価」アンケートが実施され、院生より「授業でよかった点、改善してほしい点」や「授業をより良くするための提案」がなされており、匿名のデータが大学院担当教員にフィードバックされ、専攻長がコメントを出すようになっている。

### リハビリテーション学専攻

学生が選択できる全ての教科は、毎年シラバスの修正を実施しており、科目ごとの最新の研究を導入するブラッシュアップを実施している。

### 子ども学専攻

学生が選択できる全ての教科は、毎年シラバスの修正を実施しており、科目ごとの最新の研究を導入するブラッシュアップを実施している。

### 健康福祉学専攻

毎学期末に、「院生による授業評価」アンケートが実施され、匿名のデータが大学院担当教員にフィードバックされ、専攻長がコメントを出すようになっている。学生が選択できる全ての教科は、毎年シラバスの修正を実施しており、科目ごとの最新の研究を導入するブラッシュアップを実施している。

### 看護学専攻

学生達の背景は様々であることから、研究に関しての個々の興味関心を活かして、授業中にもプレゼンテーションなどを行い、工夫しながら学生が積極的に学修に取り組み学びが深められるように行っている。

### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 3-2-7】、【資料 3-2-9】、【資料 3-2-25】～【資料 3-2-33】

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラム編成とその実施に関しては、大学全体の教務委員会で議論し、統轄を行ってきた。現在までにその方式が根付き、全体的にはカリキュラム・ポリシーの厳守は行われてきている。また、授業等の改善についても FD などを

通して全国レベルでの改善に向けた情報は伝え、特に関心のある事項については、先行する大学等から講師を派遣してもらって改善を進めることができている。ただ、改善に向けた情報を得るための学生による授業評価アンケートの回収率は良くなく、改善に向けた方策を行っている。授業の改善に向けては、①学生による授業評価アンケートの回収率を上げる。②その評価が高い教員を表彰する。③表彰教員によるFDを行うなどを着実にやりたい。

さらに、授業評価に加えて、学生たちの教育についての意見を吸い上げるための調査も実施しようと考えている。教員の授業への取り組みや授業での学生の意見の聴取など、毎年評価項目を変えて学生の意見を募り、教授会で紹介することも有力な候補である。いずれにしても、授業主体者である学生の意見聴取を恒常的に行い、教育の改善を不断に進めたい。

研究科については、受講生が少なく、学生による授業評価も実施が難しい状況にあるが、学長等によるヒアリングを設けるなどして対応したい。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学において、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に関しては、次の方法で行ってきた。

##### 1. ディプロマ・ポリシー達成に関する点検・評価

###### a. 国家資格等の取得状況

本学においては、国家資格等の取得を目指している学科も多く、カリキュラムはそれに沿ったものになっている。従って、ディプロマ・ポリシーの達成は、国家試験等の合格率に反映するものと捉えることもできる。合格率は、全国平均を上回ることが一つの基準となっているが、近年は学生のキャリア志向が多様になり、国家試験等の合格率にディプロマ・ポリシーの達成度を反映するのは難しくなっている。そこで、卒業後の就職先への調査や卒業時満足度調査も行っている。これらの集計・分析は学生支援課や教授会等で行われている。

###### b. 卒業生の就職先アンケート

この調査は、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価するために、令和元（2019）年度から開始した。卒業生の就職先に調査協力してもらって、調査時点での状況を把握し、今後の教育改善の参考にしている。この調査は、学生支援課が主となって行い、学生支

援委員会で共有している。そして、各学科に知らせ、各学科は会議等で情報を共有することになっている。

c. 卒業時満足度調査

学生支援課が中心となって卒業予定者を対象として、在学中の印象や大学への要望等を調査している。この中には卒業生の成長やカリキュラム等への要望事項も含まれており、卒業生がディプロマ・ポリシーを踏まえての回答もなされる。

d. 学長と卒業予定者との懇談会

各学科から卒業年次の学生を集め、学長自らが問いかけて、ディプロマ・ポリシーの達成度や授業等に対する意見を聞く場を設けている。ここでは、学生の方からきつい意見も出される反面、建設的な意見も多い。これを教授会等で紹介して各教員に注意喚起を行っている。

2. カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに関する点検・評価

a. 学生による授業評価

この評価は、年2回、前期末と後期末に実施されてきた。授業の目標に対する理解度や教員の授業の進め方などカリキュラム・ポリシーあるいは、シラバスに沿ったものになっているかを問う項目及び学生の授業に臨む態度等の項目があり、学生自身が評価する形をとっており、大学ポータルサイトを利用して実施している。評価結果はIR室で分析され、FD委員会を通じて各担当教員に報告される。その結果に対して、各担当教員は考察及び改善案を記入して提出することになっている。この作業を通して、次年度の授業改善が図られる。

ただ、毎年全授業科目を行っていることもあって、学生に評価疲れの気配がみられ、回答率も下がったことから、令和4(2022)年度から2年間を1サイクルとして、各教員は1年目に行う授業科目を登録し、その他の授業科目は2年目に回すこととなった。さらに、授業中にスマートフォン等で回答するようにした。この結果、回収率の向上が見られた。しかし、回答率の目安としている80%には届いていない。また、全科目の調査結果(担当教員の改善案も含め)については、附属図書館に保管し、学生が閲覧できるようにしている。

b. 担任制及び学生カルテ／ポートフォリオの導入

本学ではアドミッション・ポリシーの点検もかねて、入学時より少人数担任制度をとっており、平成22(2010)年度からは学生一人ひとりに学生カルテを作成し、担任が学生と個別面談を行って、学生の学修状況、就職活動の状況などを把握、記載している。学年進行とともにカルテは上位学年の担任に引き継がれ、継続的な指導ができるように工夫されている。さらに、平成23(2011)年度からはwebによるポートフォリオシステムに移行し、一人ひとりの学生の修学・学生生活・就職状況の把握が今まで以上に簡便になることで、一層手厚い支援が可能となった。

学生の修学状況については、各学科会議で担任及び科目担当者から適宜報告されるほ

か、欠席の多い学生については、平成 22(2010)年度までは学期のはじめと終わりに教務課から各学科へ学生名と授業科目名が通知されてきた。現在では、各学期のはじめに出席回数の少ない学生を調査し、各学科で早期に学生支援にあたっている。さらに、前期と後期の成績評価が出た時点で、担任から保護者宛に成績表を送付（担任からのコメントを付したもの）し、保護者の理解と協力を得られるようにも努めている。

c. 学習時間と教育成果の分析のための調査

学生支援課において「学生生活実態調査」を実施し、また、教務課において「学生学修実態調査」が行われている。その結果は学生支援委員会と教務委員会に報告され、学生の修学状況を含む生活実態を把握している。特に、IR 室では教務課から提供されたデータによって、出席率や学修時間、講義等の満足度などを項目別に集計し、分析を行っている。さらに、全国調査との比較を行い、本学の状況がどの位置にあるかを明らかにしている。

ただ、個人情報保護の観点から無記名であるため、学生個人に紐付けることができないでいる。このハードルを越えることができるならば、3 つのポリシーと学生たちの成長が明確になる。今後この点を改善したいと考えている。もちろん、現在も学生たちには公表し、フィードバックをしている。

d. 授業科目別成績評価分析

各授業科目で受講生がどのような評価を受けているかを分析し、教務委員会にフィードバックしている。本学では、各授業科目において S~D として評点が与えられているが、それを点数化して該当する科目での評点の分布を分析するものである。IR 室がすべての科目のデータをもらい、分析している。ただ、無記名なため紐づけができていない。この調査で詳細な分析ができれば、入学から卒業までの学生一人一人の成長が可視化されることになる。これが一つの課題となっている。

e. 入学者選抜の妥当性に関する調査

入学者選抜は、受験者数が減少する中で、毎年のようにその方法を変える状況が続いている。これではアドミッション・ポリシーが機能しているかを常にチェックしなければならない。そこで、IR 室では、入試区分ごとに休学、退学、留年率及び進路決定率をクロス集計して、その結果を入試広報課にとどけている。入試広報課は、各学科での話し合いに生かせるようにその資料を配布し、入試の妥当性等について、検討をお願いしている。

f. オフィスアワー

全教員がオフィスアワーとして毎週 2 コマを設定し、曜日と時間を明示し、ホームページで公表するとともに、研究室のドア等に掲示したうえ研究室を開放している。学生の個別支援は担任が中心となっているが、教員それぞれの専門性や特性の相違などから、担任以外の教員のもとにもオフィスアワーを活用して学生が訪問し、支援を受けるシステムを確立している。この中では、カリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシ

一の点検も心掛けて学生と接している。

g. 研究科

研究科については受講生が少なく、各調査が行いにくい環境にある。従って、指導教員と学生の話し合いをゼミ時間も含めて行い、情報の収集をしている。そして、この内容については専攻会議や研究科委員会で共有している。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 3-3-1】～【資料 3-3-15】

**3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック**

教育の内容や方法の改善については、上述したように学生による授業評価アンケート結果をもとに、各教員が考え、それを公表する形が主となる。それを補完する意味で、前項で述べた担任による面談調査と履修指導がある。担任は、毎学期の初めにオフィスアワー等を使って、担当学生と一人ひとり面談を行う。この際、前の学期の成績は手元に置き、学生一人一人が記入したポートフォリオも参考にして面談を行う。学修の点検はもちろんであるが、学生がディプロマ・ポリシーに向かって成長しているかどうかの評価をし、学生とともにその後の伸長について話し合うことになる。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 3-3-6】～【資料 3-3-7】、【資料 3-3-15】

**(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）**

学生による授業評価や卒業時の調査を除いて、日常的に本学は聞き取りや話し合いと言った質的な評価を重視してきた。しかし、これからはアセスメント・ポリシーに従って、大学レベル、学科レベル、個人レベルに分け、量的に明確になる調査も加えて、教学マネジメント指針に示された PDCA をしっかりと意識した点検体制を創る。このためには、まず、全学のアセスメント・ポリシーを、令和 6（2024）年度に作成する。それをもとに、階層別（大学、学科、個人）の評価を実施することにしたい。その結果を学生はもちろんのこと、保護者や社会に公表し、教育の質保証体制が構築され、それに従った教育の進化の道を歩めるよう努力したい。

**【基準 3 の自己評価】**

課題は明らかになりつつあるが、現時点での体制による学生の把握、それを生かした改善等の行動はとれていると判断している。もちろん、コロナ禍もあり、教学マネジメント指針に示された行動への着手が遅れていることは自覚している。その遅れを取り戻すために、令和 5（2023）年度の教務委員会では、先ず共通教育の改善に取り組んだ。令和 6（2024）年度には、アセスメント・ポリシーを作成し、教学に関する PDCA サイクルが円滑に、そして、教職員が納得して稼働できるように努力したい。研究科についても学科と同様に改善



に向けた歩みを勧めたい。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学においては、規程上は学長のリーダーシップが確立していたが、以前からの慣習もあり、企画委員会で協議した事項を、教授会で審議したうえで、学部長会議に挙げ、学部長会議で審議・決定したことを大学の最終決定事項として常任理事会、理事会に上申するシステムをとってきた。この方式では、最初の事案発生から最終決定まで、委員会や学科会議等も含めると 1 か月～2 か月かかることになる。これでは、変化の激しい時代に対応できないとの不安が常にあった。また、入学定員の未充足が続く中で早期に手を打たなければならない事案も増える状況にあった。そして、コロナ禍である。緊急事態対策も避けられなくなった。

この状況を解決しようとしていた中で「教学マネジメント指針」の通達があったが、これに先立つ形で、学長の発案で「経営戦略会議」を開くことになった。その背景には、健康栄養学科と社会福祉学科の入学定員の未充足に対する対策の遅れは大学運営の危機を招くとの判断があった。全職員への理解など、走りながらの手当てとはなったが、FD と SD を開催した結果、理解が広がっていった。これが、近年の学長のリーダーシップの確立の一步となった。その後は、緊急事態対応は経営戦略会議からの発議となり、企画委員会や教授会での審議・了承の経路が確立した。

令和 6 (2024) 年度からは、各学部教授会に代わる全学教授会（西九州大学短期大学部も含む）が開催され、学長自ら全教職員に語り掛け、指針を示す機会も設けられている。これによって、学長のリーダーシップは着実に根付くものと考えている。また、学長の補佐としては次の項目に示すように副学長及び学長補佐を置いている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 4-1-1】～【資料 4-1-7】

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長のリーダーシップの確立とともに、権限の分散化にも取り掛かった。まず、従来は、各教員の各種の決裁案件は学科長から学部長、そして副学長から学長へと上申書が回っていった。それを、令和 5 (2023) 年度から学部長や学科長の権限を見直し、学科や学部で処理できることについては、学部長レベル、あるいは学科長レベルで決裁ができるようにし

た。また、副学長に関しては、3人体制とし、それぞれの役割を①教員人事、学生支援、②教育、入試・広報、そして③研究、地域連携、国際交流として、それぞれ担当する事項を明確にした。さらに、副学長を三つのキャンパス（神埼、佐賀、小城）担当として、各キャンパス内での出来事を把握し、学長に報告するようにもした。加えて、各学科から学長補佐を選出し、学長のリーダーシップを裏付ける特命事項にあたらせている。近い事例では、西九州大学・西九州大学短期大学部の生成 AI についての基本方針がある。この調査結果を学長に報告し、大学としての方針立案に寄与させている。

教授会については、学生の修学に関する審議機関として位置づけ、最終決定機関である学部長会議等で意見を聴取するようになっている。これは学則第 43 条に定められている。

さらに、事務局においては、課長の権限を見直し、課長で決裁できる事項を決め、決裁書類の減少を図った。さらに、教員に関しても予算執行の決裁は、web で可能にし、事務書類の減少を図っている。

このように、教員サイドと事務局サイドでの権限の見直しや書類の簡素化が行われることによって、教学マネジメントの遂行体制が整備された。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 4-1-8】～【資料 4-1-12】

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

上述した役職権限の見直しによって、各役職者にはそれぞれの担当部署の意見を聞く機会が増え、部署をまとめやすくなっている。教員に関しても会議の削減が図られているため、時間の余裕が生まれつつある。これによって、学生に対応する時間が増えることになり、「学生本位の大学」への一歩が踏み出せたのではないかと考えている。さらに副学長が担当する分野を明確にして、各分野の統括をさせるとともに、課題については、学長と情報を共有し解決することとしている。

これからは、短期大学部を含めた教員の一元化などにも取り組み、効率的な組織を構築して、「教学マネジメント指針」の速やかな遂行に努める覚悟である。これを行うためには、アセスメント・ポリシーを早急に策定し、建学の精神や教育理念の達成に向けた、PDCA サイクルの確立を図ることとしている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 4-1-9】

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育の質保証を担保する教学マネジメントの重要性は十分に認識している。この観点から、全学の委員会や教授会等を見直し、より効率的なシステムの構築を目指したい。さらに、学長のリーダーシップのもとでの社会変化に対応できる機動性を確保したいと考えている。このためには、質・量、双方を備えた調査を組み込んだ評価システムを作り、その円滑な稼働を早急に実施したい。加えて、教職員が学生本位の大学として、教育の質保証が大切だという認識を持つように FD や個人面談を通じて徹底したい。研究科についても、

学部での歩みと歩調を合わせて行っていきたい。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

###### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員は、エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式1の通り配置しており、いずれの学部・学科においても教員数は大学設置基準を満たしている。

また、学部、学科の開設授業科目における専兼比率はエビデンス集（データ編）表 4-1 に記している通りである。人事案件は、学部・学科が中心となってきたが、その状況を次に述べる。

#### 1) 健康栄養学科

健康栄養学科においては、収容定員 450 名（デジタル社会共創学環 30 名を除く）の学生数に対して 19 名の専任教員（うち教授 10 名）と 5 名の助手が配置されており、設置基準上の必要専任教員数（11 名）及び必要教授数（6 名）を満たしている。本学は厚生労働省より管理栄養士養成施設校に指定されているため、本学科の専任教員数は栄養士法施行規則に定められた専任教員数を満たしていなければならない。この規則によれば、専任教員数は入学定員 100 名に対して 17 名、200 名に対しては 22 名と定められており、その基準を満たしている。さらに、同規則で定められた管理栄養士国家試験受験資格取得のために必要な専門基礎及び専門分野は専任教員が担当し、その専門性においても適正に配置されている。また、本学科で助手の人数が多いのは、同規則の「専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は管理栄養士であること」という法令上の規定に従っているためである。なお、助手 5 名全員が管理栄養士である。

#### 2) 社会福祉学科

社会福祉学科においては、収容定員 310 名（デジタル社会共創学環 30 名を除く）の学生数に対して 11 名の専任教員（うち教授 5 名）を配置しており、設置基準上の必要専任教員数（8 名）及び必要教授数（4 名）を満たしている。

また、本学科において取得可能な主要な資格・免許は、①社会福祉士国家試験受験資格、②精神保健福祉士国家試験受験資格、③介護福祉士国家試験受験資格、④高等学校教諭一種免許状（福祉）及び⑤スクールソーシャルワーカーである。

このうち、①社会福祉士国家試験受験資格を取得させるため、厚生労働省で指定された科目は 18 科目はであるが、本学では 38 科目を必修科目として開講し、指定基準を満たす

適正な教員数を配置している。②精神保健福祉士国家試験受験資格を取得させるため、厚生労働省で指定された科目は20科目であるが、本学では43科目を必修科目として開講し、指定基準を満たす適正な教員数を配置している。介護福祉士国家試験受験資格を取得させるために、厚生労働省で指定された3領域15分野の科目を開講している。本学は介護福祉士養成施設として厚生労働省の許可を受けているため、本学科における介護福祉士養成課程の学生総定員80名に対して指定基準を満たす適正な専任教員3名を配置している。介護実習関係科目教員は原則として介護教員講習会修了者(3名)を担当教員として配置している。

### 3) スポーツ健康福祉学科

スポーツ健康福祉学科においては、収容定員200名の学生数に対して、10名の専任教員(うち教授6名)と1名の助手(非常勤)が配置されており、設置基準上の必要専任教員数(10名)及び必要教授数(5名)を満たしている。これらの専任教員及び非常勤職員による本学科での取得可能な資格・免許は、健康スポーツ、スポーツ教育、競技スポーツに関するものであり、①中学校・高等学校教諭一種免許状(保健体育)②JATI認定トレーニング指導者(スポーツトレーナー)受験資格、③JSP0公認スポーツ指導者(競技コーチ)基礎資格、④健康運動指導士受験資格、⑤健康運動実践指導者受験資格、⑥パラスポーツ指導員(初級・中級)、⑦スポーツ・レクリエーション指導者資格、⑧レクリエーション・インストラクター資格である。資格・免許に必要な科目群は、専門性の高い教員が担当している。

### 4) リハビリテーション学科

リハビリテーション学科においては、収容定員320名(理学療法学専攻160名、作業療法学専攻160名)に対し、専任教員20名(うち教授9名)が配置されており、設置基準上の必要専任教員数(14名)及び必要教授数(7名)を満たしている。

なお、本学は、日本リハビリテーション学校協会に加盟しているため、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた理学療法士数と作業療法士数を満たしていなければならない。それらの人数は理学療法士養成課程では学生定員40名に対し理学療法士6名、作業療法士養成課程では学生定員40名に対し作業療法士6名と定められている。これに対し、本学の専任教員のうち理学療法士は10名、作業療法士は10名であり、この規則の基準を満たしている。

### 5) 子ども学科

子ども学科においては、収容定員340名に対して、15名の専任教員(うち教授7名)と助手3名(専任1名・非常勤2名)が配置されており、設置基準上の必要専任教員数(6名)及び必要教授数(3名)を満たしている。専門教育科目のなかでも、学部・学科の理念や目的を具現化する「学部基幹科目」と「学科基幹科目」(5科目、全て必修)は、その大半を専任教員が担当している。

主として資格免許に必要な科目群から構成される「専門基幹科目」は、幼児教育、小学校教育、特別支援教育、保育学、教科・基礎技能、実習の6つに区分されているが、各区

分中の資格必修科目 47 科目中 34 科目は子ども学科の専任教員が担当している。また、保育実習、幼稚園教育実習、小学校教育実習及び各実習指導は、ベテランの実務家教員を配置することによって学生の実践力を高めるための指導の充実を図っている。

子ども学科独自の科目群から構成される「専門展開科目」では、他学部、あるいは本学園のグループ校である短期大学部から、心理・福祉、健康・環境、創作・表現の各区分における専門分野の教員に担当を依頼し、学園の理念に基づく特色ある教育活動を展開している。子ども学科では、以上のような考え方に基づいて、教育課程を適切に運営するために教員を確保し、適切な配置を行なっている。

## 6) 心理カウンセリング学科

心理カウンセリング学科においては、収容定員 160 名に対して、8 名の専任教員（うち教授 4 名）と助手 1 名（非常勤）が配置されおり、設置基準上の必要専任教員数（7 名）及び必要教授数（4 名）を満たしている。専任教員全員が臨床心理士資格を有しており、臨床心理の各専門領域及び認定心理士資格を取得するための主要な科目を担当している。

## 7) 看護学科

看護学科においては、収容定員 360 名に対して、29 名の専任教員（うち教授 10 名）と助手 2 名（専任）が配置されおり、設置基準上の必要専任教員数（12 名）及び必要教授数（6 名）を満たしている。また、広範囲の実習施設の臨地実習指導に関する非常勤実習助手も 6 名採用している。本学科では看護師、保健師 2 つの国家資格の養成及び養護教諭一種の教職課程の教育を行っており、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を持った人材を確保するために、教授会において、全教員が審議する機会を得ている。

## 8) 研究科

研究科については、開設時の審査もあり、その結果を守って人事配置を行っている。新たに科目を担当する場合、西九州大学大学院担当教員資格審査基準及び運用要項に基づき、審査を行い、大学院設置基準の遵守に努めている。

### ●教員採用・昇任の方針

本学における教員採用・昇任の方針は、建学の精神（あすなろう精神）に基づいて、大学、学部・学科及び学環（設置準備室含む）等（以下「学部・学科等」という。）の理念・目標・将来構想に沿って行うことが後述の「西九州大学教員選考規程」に明確に定められている。その場合、教員の選考は公募を原則とし、社会人及び外国人の任用に配慮するとともに、女性教員の積極的な雇用を図り、同一教育研究分野に同一大学出身者が偏らないよう努力することになっている。

「西九州大学教員選考規程」は、上述の教員採用・昇任の方針にしたがって定められており、これに付随した専任教員資格審査基準も定められている。さらに、当該審査基準を適正に運用するため、専任教員資格審査基準運用要項及び学部・学科等毎に教員資格審査基準細則を定め、教育研究上の業績（各職位に対して明確な判断基準を示している）に加えて、大学以外の機関に所属していた者を教員として採用するときには、職務上の実績を

重視して総合的に判断できるよう、その基準を明確化している。また、昇任に関しても、教育研究上の業績のほかに、大学の管理運営に関する貢献度及び教員としての人格・資質を総合的に判断することとしている。

教員の選考は、教授会の議に基づき設置する教員候補者資格審査委員会（委員数5名）において厳正な評価が行われる。教員候補者資格審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができないこととしている。また、学長並びに当該学部等の学部長等は委員会に出席し、意見を述べるほか、委員会が必要と認めた時は、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができることとしている。

委員会は評価に基づき、学長と協議の上、教員候補者を選考し、調査内容、選考経過について教授会に報告する。教授会はその報告に基づいて、教員候補者の資格（職位）について審査し、その適格性について学長へ意見を述べる。当該学部長等は、教員候補者の氏名とその資格審査結果について資料を添えて学長に報告し、学長は、その報告に基づき学部長会議に諮り、その結果を理事長に報告し、協議することになっている。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 4-2-1】～【資料 4-2-13】

**4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

●新任教職員 FD

新年度の最初に新任の教員と事務職員を集め、大学・短期大学部等の母体となっている永原学園の歴史並びに発展を教授する。加えて、大学教育の流れや本学学生の特徴などについての情報を共有し、学園職員としての意識を抱かせる。その上で、教務等のシステムが使えるように研修をし、最後に学園の諸施設を巡って、学園の全体像を認識してもらう。

●FD

1) 学部における FD 活動

本学では、5 学部 7 学科 1 学環の委員で構成された FD 委員会が設置されている。FD 委員会を中心として FD 活動が組織的に継続して行われている。これまで、学部教員による授業公開、教育力向上のための FD 研修会、県内の国私立大学で構成される大学コンソーシアム佐賀及び九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームによる FD 研修会への参加などを柱として FD 活動を行っている。ここでは、令和 5(2023)年度のみ示す。

令和 5 年度 FD 研修会（SD 研修会と共催）

・日 時：令和 5 年 4 月 13 日（木）16:00～17:30

テーマ：「学長就任にあたって」

講 師：福元 裕二 西九州大学及び西九州大学短期大学部 学長

・日 時：令和 5 年 8 月 8 日（火）16:00～17:30

テーマ：「ChatGPT のしくみと大学における利活用の可能性」

講 師：喜安 千弥 長崎大学 情報データ科学部 副学部長

- ・ 日 時：令和 5 年 12 月 7 日（木）15:00～16:30  
テーマ：「デジタル人材育成への一歩 – 全学協力体制の構築と企業協力教材の活用 – 全学協力の下でのデータサイエンス科目の立ち上げとその概要」  
講 師：黒田 研二 西九州大学 健康福祉学部社会福祉学科 教授（健康福祉学部長）  
テーマ：「データサイエンス科目での協力企業の役割と教材開発」  
講 師：植田 友貴 西九州大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 准教授
- ・ 日 時：令和 6 年 2 月 14 日（水）15:00～16:30  
テーマ：「ダイバーシティセンターの設置について」  
講 師：管原 正志 西九州大学・西九州大学短期大学部副学長  
テーマ：「多様性と可能性」  
講 師：儀間 由里香 Take it！虹代表

また、全学的な研修会とは別に、各学科等においても FD 研修会を開催している。

## 2) 研究科における FD 活動

本研究科では、平成 24(2012)年度に大学院 FD 委員会を設立し、本委員会を中心として FD 活動が組織的に行われてきた。これまでに、研修会、学生との授業評価検討会、学生による授業評価等を行っている。ここでは、令和 5 年度(2023)年度のみ示す。

### 令和 5 年度 大学院 FD 研修会

- ・ 日 時：令和 6 年 1 月 25 日（木）9:30～11:00  
テーマ：「トレーニングを科学する」  
講演 1「エビデンスに基づくストレッチ・トレーニング効果」  
講 師：中村 雅俊 准教授（リハビリテーション学専攻）  
講演 2「スイミングを科学する」  
講 師：市川 浩 准教授（健康福祉学専攻）

### 【シンポジウム】「トレーニングを科学する」

- シンポジスト：中村 雅俊 准教授（リハビリテーション学専攻）
- シンポジスト：市川 浩 准教授（健康福祉学専攻）

## ●教員の教育担当時間

本学では、1 コマの授業時間は 90 分である。1 コマの授業時間を 1 とした 1 週間当たりの教育担当時間を学部別にみた場合、健康栄養学部では平均 6.1、健康福祉学部では 7.3、リハビリテーション学部では 5.9、子ども学部では 6.6、看護学部では 3.6 と担当時間に差が生じている。

さらに、ここに示した教育担当時間には校外実習にかかわる担当時間を含めていないた



め、校外実習担当教員の担当時間は、上乘せになる。校外実習では、事前指導、実習中の巡回指導、実習後の事後指導の他、実習に係る諸々の文書の発授、管理などがあり、それらの時間数をどのように算定すべきか、難しい問題があるため、今後の検討課題となっている。さらに、これらの正規担当時間のほかに、本学の学生は、健康栄養学科では管理栄養士、社会福祉学科では社会福祉士及び精神保健福祉士、スポーツ健康福祉学科では中学校教諭、健康運動実践指導者及び健康運動指導士、リハビリテーション学科では理学療法士及び作業療法士の国家資格、子ども学科では小学校教諭、特別支援学校教諭及び幼稚園教諭、保育士、看護学科では看護師・保健師、養護教諭の資格取得を目指しているため、それらの資格取得のための国家試験や教員採用試験対策のための特別授業も数多く開講されている。そのため、講義等に対する教員の担当時間はさらに増えることになる。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 4-2-14】～【資料 4-2-19】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、教員の確保と配置及び教員の採用については、年齢構成及び性別構成のバランスを考慮した人事採用を計画的に行っていく。その際、兼任教員比率が下がるよう専門性を考慮する。

教員の職能開発等については、FD 委員会を中心に教員の資質・能力向上させるための工夫を行うとともに、教員間での職能開発に関する一層の理解と参画を求めていく。また、FD 委員会による組織的活動を更に活性化させるとともに、その一環として、教員の組織的研修計画の立案を行うなど、教員一人ひとりが教育研究の質的向上ができるようなシステムの構築を検討する。

研究科についても、学部同様に行い、設置基準を厳守している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学は、教職員の SD 研修会を総務課が継続的にかつ本学の取り巻く状況に応じて企画し実施している。内容は、教職員の業務に繋がる研修、及び必要なスキル養成の研修であることを念頭に置き、様々なテーマでの研修である。令和 5(2023)年度においては、「学長就任にあたって」では大学・短期大学部の現状と学長ミッション、「産学官連携」ではワークショップを通じての研究、「本学の将来構想と教職員の果たすべき役割」では学長、副学長による研修を実施した。ここでは、令和 5(2023)年度のみ示す。

令和5年度 SD研修会

- ・日 時：令和5年4月13日（木）16:00～17:30  
テーマ：「学長就任にあたって」  
講師：福元 裕二 西九州大学及び西九州大学短期大学部 学長  
備考：FD研修会と共催
  
- ・日 時：令和5年9月7日（木）13:00～14:30  
テーマ：「ハラスメントの防止について（事例紹介、質疑応答を含む）」  
講師：倉富 史枝 NPO 法人福岡ジェンダー研究所 理事
  
- ・日 時：令和5年9月21日（木）15:00～16:30  
（第1部）  
テーマ：「産学官連携研究について」  
講師①：植田 友貴 西九州大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科  
准教授  
講師②：平田 孝治 西九州大学短期大学部 副学長/地域生活支援学科 学科長/教授  
（第2部）  
テーマ：「産学官連携による共同研究の進め方（ワークショップ含む）」  
講師：出田 光太郎 佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター シニア URA  
備考：九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームとの共催
  
- ・日 時：令和6年3月21日（木）9:30～11:00  
テーマ：「大学の将来構想と教職員の果たすべき役割」  
講演①：「大学・短期大学部の現状と挑戦」  
講師①：福元 裕二 西九州大学及び西九州大学短期大学部 学長  
講演②：「基幹教員制度の導入について」  
講師②：平田 孝治 西九州大学短期大学部 副学長  
講演③：「これからの人事構想について」  
講師③：管原 正志 西九州大学及び西九州大学短期大学部 副学長  
講演④：「地域貢献と研究について」  
講師④：上野 景三 西九州大学及び西九州大学短期大学部 副学長  
講演⑤：「新学部構想について」  
講師⑤：橋本 健夫 西九州大学及び西九州大学短期大学部 副学長  
備考：FD研修会と共催

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料4-3-1】～【資料4-3-2】

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、FD と SD を通して、全教職員が大学が目指す教育を実現するための方針等の情報を共有し、その共通理解を重ねることで、より深い業務理解とそれに基づく活動が可能になることを目指している。今後の大学の発展のためには、高等教育の流れを見極めるためのより実効性が高い SD を行い、組織的な教職協働実現が可能にする方策を探る。さらに、各キャンパス間の各教職員がより密接になり、また各教職員の力量を組織的に向上させることができるように、重層的かつ多様な SD 研修プログラムを模索する。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究室として、神埼キャンパスに 62 室、佐賀キャンパスの 23 室、小城キャンパスに 29 室の個人研究室を整備している。原則、教授、准教授、講師、助教には、1 人 1 室の研究室を用意し、研究室には PC、書架及び教育・研究に必要な机・椅子等の備品を整備し、インターネット等を整備している。また大学院生にも大学院自習室を整備し、個人用のスペースを確保している。

専任教員の研究環境の改善・研究推進を目的として、西九州大学研究推進専門委員会が設置されている。

外部資金獲得支援では、科学研究費をはじめとする各種外部資金の公募情報を大学の教員用ポータルサイトに掲示し、教員への情報提供を行っている。とくに令和 5（2023）年度には佐賀県から初めて TSUNAGI プロジェクトの研究公募があり、本学からは 3 件の採択があり、現在、研究活動を継続中である。TSUNAGI プロジェクトは、佐賀県内大学の研究成果の合同報告会である TSUNAGI コンベンションを 3 月に開催し、本学からは 10 本のポスターセッションと 3 本の体験ブースの出展展示を行った。あわせて『西九州大学・短期大学部の研究シーズ集』を刊行し、来館者に配布した。

各学部においては、それぞれに紀要委員会が紀要委員会規程に基づき設置されており、研究紀要を発刊している。令和 5（2023）年度では、『西九州大学子ども学部紀要』第 15 号（2024）、『西九州大学看護学部紀要』第 5 巻（2024）、『西九州リハビリテーション研究』（Vol. 16 2023）、『西九州大学健康栄養学部紀要』第 5 巻（2019）、『西九州大学健康福祉学部紀要』第 53 巻（2024）が刊行されている。本学図書館で「西九州大学・西九州大学短期大学部リポジトリ」として公開し、オープン・アクセスが可能な状態とし、研究成果の還元を図っている。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 4-4-1】～【資料 4-4-10】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

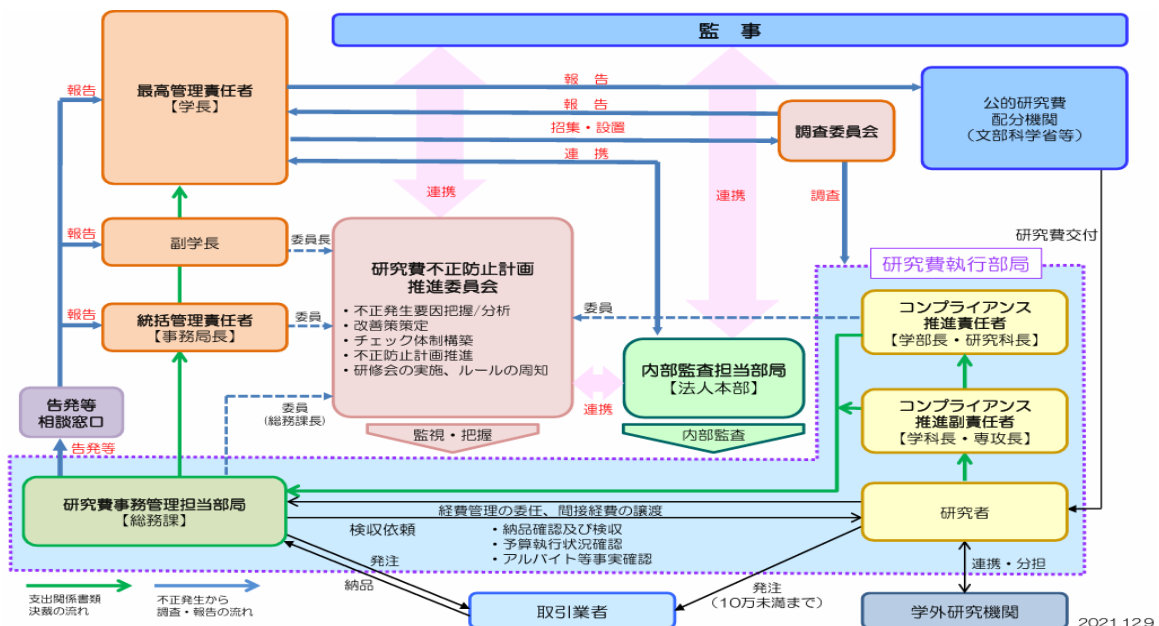
西九州大学では、平成 28（2016）年に本学の学術研究に対する信頼性及び公平性を確保するとともに学術研究の更なる発展を目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）に対し、研究を遂行する上で求められる「西九州大学における研究活動に係る行動規範」を定め、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

また、研究活動の不正行為防止については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26（2014）年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に基づき、「西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」を整備し、学長を最高管理責任者として不正行為の防止を図るとともに、万一不正行為が生じた場合の措置に関して必要な事項を定めている。

公的研究費の不正使用防止については、平成 19（2007）年 11 月に「西九州大学研究費不正使用防止規程」を作成し、教育職員の責務を明確にするとともに、管理運営体制を明確にしている。またこの規程に則り、同年に「西九州大学における研究費不正防止計画」を作成し、一般的に想定されるリスク及び本学において発生しうるリスクを整理し、それへの具体的な不正防止計画を講じている。さらに平成 21（2009）年 6 月には、「西九州大学における研究費の使用に関する行動規範」を学長裁定として定め、全教職員に不断に不正発生の要因除去に努め「不正防止計画」に基づき行動することを求めている。

新任教職員より、研究費の不正使用防止に係る「誓約書」を徴収し、不正を徹底的に排除する体制をとり、監事と連携してモニタリングを行う体制をとっている。

公的研究費の運営・管理体系図は、下記の通りである。



本学研究者に対する研究倫理及びコンプライアンス教育として、独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース (eL CoRE)」の原則3年度ごとの受講及び修了証書の提出を全研究者に義務付け適切に実施している。またコンプライアンス教育については、令和5(2023)年度においては10月23日～31日の間に動画視聴の受講を全教職員に義務づけ実施した。視聴の確認のために「受講確認書」を自著で全教職員に提出を義務付けている。

本学では、人を対象とした研究領域で実施される研究等が、「ヘルシンキ宣言」の主旨に沿って人間の尊厳と人権が尊重され、倫理的な配慮のもとに行われることを目的として、研究倫理委員会を設置している。令和5(2023)年度では、48件の研究倫理審査申請に対し、4回の委員会(通常審査を実施。迅速審査は別途実施。)を開催し、46件の承認を行った。

研究費の管理運営に関する規程については、ホームページで公開している。

#### ◆エビデンス集(資料編)◆

【資料4-4-11】～【資料4-4-21】

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分は、学内資金と学外資金に分かれ、学内資金では個人研究費、学術助成、英語論文作成支援、英語論文投稿支援に分かれている。個人研究費は、教員一人当たりの年間研究費が定められている。令和5(2023)年度では、5学部の教授は、28万円(研究費14万円、旅費14万円)、准教授24万円(研究費12万円、旅費12万円)、講師22万円(研究費11万円、旅費1万円)、助教14万円(研究費7万円、旅費7万円)と配分された。

学内資金として学長裁量経費「大学が進める研究」による予算化がなされている。学内外の研究者との共同研究を助成するもので、予算額として1,000万円が計上されている。令和5(2023)年度には10件の応募があり、7件が採択された。

学外資金である科学研究費助成事業、受託研究、共同研究に関連した業務は、「西九州大学・西九州大学短期大学部受託研究取扱規程」「西九州大学・西九州大学短期大学部受託事業取扱規程」「西九州大学・西九州大学短期大学部共同研究取扱規程」「西九州大学奨学寄附金取扱規程」に基づき、総務課において包括して事務を担っている。具体的には、各研究公募の周知、応募・申請の事務的手続き、研究費の受け入れと管理、契約書の締結、研究成果の公表、不正経理の防止といった業務を遂行している。科学研究費への応募は、令和5(2023)年度に65件の申請があつたが、教員の作成した研究計画書を総務課でチェックし、様式や形式の不備による不採択を未然に防ぎことに務めている。

さらに支援を希望する教員等については、他大学のURAを講師としたSD研修会を開催し、対応している。

科学研究費については、毎年説明会を実施し、科学研究費の概要、前年度からの変更点、研究計画書の作成の留意点等について最新の情報を学内に提供している。

また、令和4(2022)年度に「西九州大学特別研究補助員(リサーチ・アシスタント:RA)規程」を制定し、体制を整備している。令和6(2024)年度からは、RAを採用する予

定である。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 4-4-22】～【資料 4-4-32】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援体制については、学内の規則・規程等を策定し研究環境を整え研究活動の促進にむけて整備している。改善・向上（将来計画）の課題としては、3点あると考えている。

1 つは、研究費のさらなる拡充である。学園経営との関係で難しい面もあるが、安定的な研究費の配分を継続できるように努めていく。

2 つには、外部資金の獲得にむけて事務体制の充実である。外部の研究費獲得にむけての教員の申請意欲は高まり、実績も上がってきたところである。申請数や獲得金額の増加は、研究を支える事務体制が不可欠である。今後、充実をはかっていく。

3 つには、本学は「地域大学宣言」（2013）を出し、地元自治体や企業との連携を図ってきた。少しずつ連携・協定の事業も動き出してきているが、「地域大学」としての研究的な側面から役割を果たしていきたいと考えている。

**【基準 4 の自己評価】**

教学マネジメント体制を構築し、学長のリーダーシップのもとで機能性を発揮させている。また、適正な教員の採用・配置を行い、定期的な FD の実施により、教育内容・方法の改善を行っている。さらに、職員の SD も実施し、教員の資質・能力の向上に努めている。

研究支援体制は、「ヘルシンキ宣言」や「文部科学大臣決定」、「ガイドライン」等に基づき、学内の諸規程を定め、厳正に運用をしている。具体的には、教員一人につき一研究室、また学科ごとの総合研究室等を配置し、院生研究室も整備し、必要な設備・備品類を置いている。また、非常勤ではあるが RA も手配し、研究支援を行っている。令和 6（2024）年度からは、RA 及び URA も配置し、支援に万全を期することになっている。

研究倫理については規程を整備し、研究倫理委員会を定期的に開催し、厳正な調査研究の実施にむけて研究倫理審査を行っている。また、研究費については、学内で職位に応じて研究費の配分を適正に行っている。「大学が進める研究」の予算も確保し、学内の競争的資金を準備している。全学的に研究不正防止体制も整えている。学外資金獲得については、受け入れの諸規程を定め、地域円滑な研究の遂行にむけての体制整備も整えつつある。

以上のことから、基準 4「研究支援」の基準は満たしていると判断する。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

西九州大学（以下「本学」という。）の設置者は、学校法人永原学園（以下「本学園」という。）であり、「学校法人永原学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第3条において「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定め、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令遵守を行い、「学校法人永原学園管理運営規則」、「学校法人永原学園就業規則」等の管理運営及び組織倫理に係る諸規程等を整備しているほか、「学校法人永原学園公益通報等に関する規程」を通じて本学園として経営の規律を守るとともに誠実な姿勢に徹している。

また、学校教育法施行規則や私立学校法及び「学校法人永原学園ガバナンス・コード」に基づき、適切に情報公開を行っている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 5-1-1】～【資料 5-1-5】

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園では、寄附行為や学則に掲げる使命・目的を達成するために中期目標・中期計画を策定している。現在「第5次中期目標・中期計画」（令和5年度～令和9年度：5年間）が進行中である。本学では同計画に基づき、毎年度、アクションプログラムの作成及びその総括を行うことで、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

前年度のアクションプログラムの総括と当年度アクションプログラムの作成は、5月開催の理事会・評議員会で報告し、執行部の情報共有を図るとともに進捗状況の確認を行っている。

また、毎年度実施している監事監査の監査項目に「中長期計画の進捗状況調査」を設けており、直接、担当者と会い、中期目標・中期計画の進捗状況を確認することとしている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 5-1-6】～【資料 5-1-10】

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### ●環境保全への配慮

本学は3キャンパスからなるが、神埼キャンパスは斜面地にあるために豪雨災害を受け

る可能性がある。このために総務課に環境保全を主な任務とする職員を配置し、安全の確認と危険個所の発見に努めている。また、学生が登下校の際に自家用車を運転することも多いため、講習会を開き、安全運転に徹するように周知を行っている。

#### ●環境保全への配慮

人権に関しては、最も注意を払っているところであり、同和・人権委員会を設置し、訴えがある場合は、速やかに審議できる体制を整えている。この委員会は学長が委員長であるが、実質的には機動力のある副学長が座長となり、調査のための特別委員会の構成を指示している。学生たちには、オリエンテーションや初年次教育の中で人権の尊重を訴えているとともに、学生相談室を設け、カウンセラーを置いて即応体制を整備している。

#### ●安全への配慮

自家用車及び自転車を使用する学生が多いことから安全面を重視するよう警察官を招いた講習を行っている。

危機管理に関しては西九州大学・短期大学部危機管理基本マニュアルを設け、その事項が生じたときに討議を行い、教職員と学生に注意を喚起している。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

##### 【資料 5-1-11】

#### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7（2025）年 4 月 1 日の改正私立学校法の施行に向け、寄附行為を改正するとともに、「学校法人永原学園ガバナンス・コード」の見直しを行い、透明性のある健全な学園運営を図る。

前述のとおり、本学園では経営の規律を維持するため、諸規程等の整備を行い、コンプライアンスの向上を保っている。現在進行中の「第 5 次中期目標・中期計画」（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき PDCA サイクルを回しながら、経営の改善・向上に努めている。

### 5-2. 理事会の機能

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

##### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園では、寄附行為に基づき、理事をもって組織する理事会を置き、法人の業務を決し、理事を始めとした教職員の職務の執行を監督している。理事会は、毎年度、5 月、8 月、12 月及び 3 月に定例会を開催しており、臨時会は必要が生じたときに、あらかじめ通知された議案に限り開催することとしている。理事会では法人の運営に関する議題を速やかに



審議し決定しており、適切に機能している。

なお、予算や事業計画等の議案については、理事会での審議の前に評議員会を開催し、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会の審議を行っている。決算及び事業報告については、理事会で決定した後に評議員会に報告し、評議員会の意見を求めている。

また、本学園では、寄附行為に基づき、評議員会に付議しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外で、あらかじめ理事会から委任された事項について審議する機関として常任理事会を置き、理事会の機能を補佐している。この常任理事会の開催は原則として毎月1回開催することとしている。

この他、常任理事会の下に、各部門の役職者で構成する「学校法人永原学園運営協議会」を置き、学園全体の将来計画や重要事項について協議・検討を行っている。なお、この運営協議会は年4回開催している。

理事の選任については、寄附行為に基づき行っている。具体的には、理事の定数は8人から11人以内と定めており、選任区分は以下のとおりとなっている。

- ①西九州大学学長及び西九州大学短期大学部学長（第6条第1項第1号）
- ②評議員のうちから評議員会において選任した者 4人以内（第6条第1項第2号）
- ③学識経験者（前2号に該当する者を除く。）のうちから、理事会において選任した者 5人以内（第6条第1項第3号）

なお、理事の現員は8人である。（①1人、②4人、③3人）

寄附行為では、理事総数の過半数の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができないことになっている。令和5（2023）年度にあつては、定例会4回（5/20、8/26、12/16、3/16）、臨時会3回（5/20、8/26、12/16）の計7回開催しており、理事の出席率は平均92.9%となっている。なお、理事が欠席する場合は、当該理事会の議案についてあらかじめ可否の意思を表示した書面を付して、理事長あてに付議事項について議決する権限を委任する文書を提出することとしている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料5-2-1】～【資料5-2-4】

#### (3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事の任期は、寄附行為第6条第1項第1号に規定する理事（学長）以外は3年間となっている。ほとんどの理事が令和8（2026）年8月で任期満了となるが、私立学校法の改正により、資格・構成要件の見直しが行われるため、令和7（2025）年度に開催する定時評議員会の終結の時に辞任いただき、改めて理事の選任の見直しを行う予定である。現理事の任期については、短縮される可能性があることを就任時に予め本人へ説明した上で、承諾をいただいている。

今後は、私立学校法の改正に基づき、理事、監事、評議員が建設的な協働と相互けん制が行える体制を整え、健全な理事会運営に努める。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人全体の管理運営機関としては、寄附行為に基づき、理事会、評議員会及び常任理事会を置き、常任理事会の下には、常任理事会規則に基づき、学園全体の将来計画や重要事項等について協議・検討する「永原学園運営協議会」を置いている。

理事会又は評議員会に付議する必要がある重要事項についてはあらかじめ常任理事会で審議することとしているが、常任理事会は教学部門の最高責任者である学長や副学長などで構成しているため、法人と大学との意思疎通や連携は適切に行っている。

また、「永原学園運営協議会」も各部門の学部長や学科長、事務局長等、教学部門の執行責任者などで構成しているため、学園の運営において、大学の教学部門の意見が反映されるしくみとなっている。この協議会は、大学だけでなく、短期大学部や専門学校、幼稚園、保育園等の執行責任者がすべて参加するため、議長である理事長の考えが学園全体に伝わる重要な会議体となっており、理事長のリーダーシップが遺憾なく発揮できる場となっている。

理事会、常任理事会で審議・決定された議案については、各部門長あてに議決事項を通知し、情報共有化を図っている。

本学園の理事長は本学の学長を兼務しているため、運営側と教学側の両面を掌握し、学園の方針が教学面に反映されやすい体制となっている。

令和 5（2023）年 9 月には、学園の運営に教職員からの提案を反映させるため、「学校法人永原学園業務改善提案制度実施要項」を制定し、業務改善提案制度を創設した。令和 5（2023）年度は、39 件の提案があり、実現可能な提案は順次実行に移すとともに、特に優良な提案がなされた教職員は、「学校法人永原学園功績顕著表彰制度要項」に基づき、表彰を行った。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 5-3-1】～【資料 5-3-4】

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園では、学校法人永原学園監事監査規程に基づき、毎年、監事による監事監査を行っている。監事監査では、監事と法人本部職員が連携し、学長、副学長、各学部長、学科長、事務局長等に対し、ヒアリング形式で業務の執行状況の確認を行っている。令和 5（2023）年度は、令和 5（2023）年 12 月 25 日に監事監査を行った。

また、学校法人永原学園内部監査規程に基づき、監事監査と連携し、理事長が任命した内部監査委員長及び監査担当者による内部監査も行っている。監事監査、内部監査により法人及び大学相互のチェックの機能性が担保されている。

本学園の監事は、寄附行為に基づき、理事、評議員又は教職員以外又は役員の配偶者若

しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が2人を選任している。理事会は、令和5(2023)年度にあつては、定例会4回(5/20、8/26、12/16、3/16)、臨時会3回(5/20、8/26、12/16)の計7回開催しており、2人の理事会への平均出席率は、それぞれ100%と71.4%となっている。理事会には必ずどちらかの監事が出席し、法人の業務又は財産の状況について必要に応じ意見を述べる体制をとっている。また、評議員会は定例会を4回(5/20、8/26、12/16、3/16)開催しており、監事2人の評議員会への平均出席率は、それぞれ100%と75%である。

評議員の選任については、寄附行為に基づき行っている。

具体的には、評議員の定数は17人~23人以内と定めており、選任区分は以下のとおりとなっている。

- ①この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 11人以内(第23条第1項第1号)
- ②この法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上の者のうちから、理事会において選任した者 4人以内(第23条第1項第2号)
- ③学識経験者(この法人の教職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。)のうちから、理事会において選任した者 8人以内(第23条第1項第3号)

なお、評議員の現員は17人である(①9人、②3人、③5人)。

評議員については、令和5(2023)年度にあつては定例会4回(5/20、8/26、12/16、3/16)開催しており、評議員の平均出席率は89.7%となっている。寄附行為第19条第11項及び第12項では、評議員会を欠席する評議員は、当該評議員会の議案について、あらかじめ可否の意思を表示した書面を付して、当該評議員会あてに評議員会に出席して付議事項について議決する権限を委任する文書(委任状)を提出することができることとしている。

また、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員(理事、監事)の業務執行状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を求めることができ、ガバナンス機能が保たれている。

#### ◆エビデンス集(資料編)◆

【資料5-3-5】~【資料5-3-8】

#### (3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

管理運営機関相互の意思疎通と連携をより緊密に行うことにより、意思決定を適切に行い、管理運営の円滑化を図る。

業務改善提案制度を定着させ、教職員からの更なる提案を促すことで、生産性の向上、業務の効率化を推進し、組織の活性化を図る。

監事及び評議員の任期は、3年間となっている。監事とほとんどの評議員が令和8(2026)年8月で任期満了となるが、私立学校法の改正により、資格・構成要件の見直しが行われるため、令和7(2025)年度に開催する定時評議員会の終結の時に辞任いただき、改めて監事・評議員の選任の見直しを行う予定である。現監事・評議員の任期については、短縮される可能性があることを就任時に予め本人へ説明した上で、本人の承諾をいただいている。

る。

今後は、私立学校法の改正に基づき、理事、監事、評議員が建設的な協働と相互けん制が行える体制を整え、健全な学園運営に努める。

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第4次中期目標・中期計画(平成30年度～令和4年度)の終了に伴って、令和5(2023)年5月に「第5次中期目標・中期計画(令和5年度～令和9年度)」を策定した。その中で、財務計画については、以下のとおり記述し、その推進を図っている。

本学園が将来にわたって永続的に発展していくための財政基盤を構築するため、経常収支差額比率4%強を目指して財政運営に当たっていく。このため、学部学科等の改編・新設により定員充足率の向上に努め、学生生徒等納付金の安定確保を図るとともに、経常費補助金や競争的資金など外部資金の獲得に積極的に取り組む。

支出面では、IT化等により業務の集約化・効率化を推進することにより、管理経費等の一層の削減を図る。

一方、新学部の設置や老朽化した校舎の建て替えなど、キャンパス整備を計画的に推進するため、引当特定資産の積み増しにより運用益を確保しながら、整備に要する資金を計画的に積み立てる。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

##### 【資料 5-4-1】

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

毎年度の事業活動収支計算書において、学園全体の基本金組入前当年度収支差額は常に収入超過を維持するとともに、各種引当特定資産を計画的に積み立てている。

日本私立学校振興・共済事業団による定量的な経営判断指標に基づく経営状態については、令和5(2023)年度も「A3」の正常状態を維持している。

外部資金については、その獲得のため、会議体での協議やFD・SD研修会の開催等を通じて必要な対策を講じている。

資金運用については、資金運用規程に基づき、毎年度、資金運用計画を策定し、資金運用委員会での審議を経て、リスク管理を行いながら適切な運用に務めている。

学園内各部門の役職者が集う7月の運営協議会において、前年度決算の説明を行うとともに、毎年9月に開催する全教職員を対象とした経営・財務等説明会において、前年度決算を含む学園の財務状況を説明し、財務状況に対する教職員の理解促進に努めている。

**【経営・財務等説明会の内容】**

1. 決算概要
2. 予算・決算の推移
3. 決算の振り返り
4. 学園の収支構造
5. 部門別収支
6. 定員未充足が学園の経営・財務に与える状況
7. 永原学園の経営状態
8. 財政基盤強化のための学園運営

令和5（2023）年5月に策定した「第5次中期目標・中期計画」に基づき、種々の外的要因等を踏まえ、毎年度、事業計画を策定し、それに沿った予算編成を行うとともに、適切に予算管理を行うことにより、健全な財政運営に努めている。

その結果、毎年度の事業活動収支計算書においては、学園全体の基本金組入前当年度収支差額は常に収入超過を維持しており、収支バランスの確保を図ることができている。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料5-4-1】～【資料5-4-5】

**(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）**

学園運営においては、「第5次中期目標・中期計画」に基づき、毎年度、事業計画(アクションプログラム)を策定し、それに沿った予算編成を行うことにより、同計画の着実な推進を図るとともに、健全な財政運営に努める。

第5次中期目標・中期計画に基づき、種々の外的要因等を踏まえ、毎年度、事業計画を策定し、それに沿った予算編成を行うとともに、適切に予算管理を行うことにより、収支バランスの確保を図る。

併せて、各種引当特定資産の積立、外部資金の獲得、適切な資金運用などにより、安定した財政基盤を確立する。

経営・財務等説明会では、学園の財務状況に対する理解度などを把握することを目的としてアンケートを実施し、その結果をもとに、説明内容等の見直しを行いながら、同説明会の改善・充実に努めている。

毎年度編成する当初予算については、その執行状況を適時・的確に把握するなど適切な予算管理を行うとともに、必要に応じて補正予算を編成することにより、収支バランスを確保しつつ、健全な財政運営に努めていく。

**5-5. 会計**

**5-5-① 会計処理の適正な実施**

**5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

**(1) 5-5の自己判定**

基準項目5-5を満たしている。

## (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人新会計基準及び「学校法人永原学園経理規程」等に基づき行っている。また、日々の会計処理で疑義が生じた場合には、監査法人（税理士法人佐賀総合会計）、日本私立学校振興・共済事業団、所轄税務署等に照会し、指導・助言を仰ぎながら、適切な処理に努めている。

予算については、学園全体として収支均衡となる予算案を作成し、評議員会の意見を聞き、理事会の審議を経て決定している。

その後、確定した入学者数や9月末時点での予算執行の状況を踏まえるとともに、年度末までの事業執行を見据え、決算とのかい離が生じることのないよう例年12月に補正予算の編成を行っている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 5-5-1】～【資料 5-5-2】

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査法人による会計監査は、税理士法人佐賀総合会計と監査契約を締結し、4月初旬に実査監査、同月下旬に前年度の決算監査、10月に第1回中間監査、1月に第2回中間監査を実施している。主に、監査計画の立案、内部統制の整備・運用状況、期末残高、当期計上額、計算書類について監査を行い監査終了後には講評の時間を設け、理事長・学長や幹部教職員とともに会計担当職員も同席し、指摘事項等を聴取している。

また、私立学校法及び寄附行為の定めに従い、財務状況、法人の業務状況並びに理事の執行状況等について、2名の学園監事が、財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに付属明細表）をもとに監査している。

学内予算や科学研究費等の外部資金についても、監事並びに理事長指名の法人本部職員により監事監査、内部監査を年1回実施し、その結果を監査報告書としてまとめ、各部門へ通知している。その結果は理事会、評議員会へ報告し、情報の共有化を図っている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 5-5-3】～【資料 5-5-4】

## (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理に当たっては、上記の他、監査法人による会計監査及び学園監事による監査における指摘事項等も踏まえ、より適切な会計処理に努めている。

監査法人による会計監査での指摘事項や学園監事による監査結果を学園内で共有し、改善・見直しが必要な事項については、速やかに対応することにより、PDCAサイクルを回しながら、会計監査等の実効性を高めていく。

**【基準5の自己評価】**

本学は、借入金を極力避けるという基本姿勢を貫いており、入学定員の未充足が続く中、補助金の獲得等で収入不足をカバーし、毎年黒字決算を続けていること、また、評議員会、理事会と大学現場との意思疎通が円滑に行われていること等から基準5は十分に満たしているといえる。ただ、これからのためには、18歳人口の減少のみならず県内で大学の増設という事態が生じており、従来のような経営方針を維持することが難しくなっている。この難局を乗り切るためには、全教職員の一致団結はもちろんであるが、教務及び事務のDX化を図ることによる人員のスリム化とともに他大学との協調を模索していかねばならない。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、「学校法人 永原学園ガバナンス・コード」(2020) の「第 4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）」の「4-3 社会に対して (1) 認証評価及び自己点検・評価」の項において、「②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル) の実施、③学内外への情報公開」を明記し、全教職員に周知している。

本学では、学部長会議が設置されており、「本学の将来構想、将来計画（中期計画及び年度計画を含む。）に関する事項」を審議することになっている。学部長会議の下に、西九州大学点検・評価運営委員会が設置されている。

西九州大学点検・評価委員会の規定によれば、年度ごとのアクションプログラムの総括と計画を点検し、4 年ごとに「自己点検評価報告書」を刊行することになっている。西九州大学点検・評価委員会は、令和 5 (2023) 年度には 3 回開催された。この委員会では、年度ごとの自己点検・評価報告書の点検作業と次年度のアクションプログラム作成にむけての協議を行っている。

「西九州点検・評価に関する規程」に基づき、運営委員会は学長、副学長、生活支援科学研究科長、各学部長、学環長及び図書館長、教務部長、学生支援部長及び入試広報部長、各学科長、事務局長で組織されている。委員長は、学長を充てることとし、事務は総務課が担当することを明記している。委員長は、運営委員と協議し、内部質保証を展開している。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 6-1-1】～【資料 6-1-5】

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

西九州大学点検・評価委員会は、大学の最終議決機関である学部長会議の下に置かれていることから、全学的な共通認識がもちやすく、内部質保証が担保されやすい構造となっている。ただ、社会の多様化とともに、教学マネジメント指針にも示されているように学生本位の大学に向けて、社会や学生のニーズを的確に把握し、PDCA サイクルを活用した不断の改善が行えるようにシステムを見直し、改善していく必要がある。

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析



(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

西九州大学点検・評価委員会が中心となって毎年実施し、各学科、各委員会、図書館、各センター、事務局等に依頼し、24項目にわたって点検評価を行っている。学部長会議での審議を経て、「自己点検・評価報告書」としてまとめられている。

自己点検・評価は数年間に1度行うようになってきているが、アクションプログラムとその総括が毎年行われていることから、実質的には毎年の自己評価が可能になっている。令和5（2023）年度には、これらをまとめて自己点検・評価報告書を作成した。

アクションプログラム及びその総括そして、自己点検・評価報告書は、企画委員会、教授会、そして学部長会議で審議されることから、学内の全教職員で共有されており、大学のホームページにも掲載をしている。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 6-2-1】～【資料 6-2-2】

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

本学には、本学園運営のための計画策定、政策決定、意思決定を支援することを目的として学校法人永原学園 IR 室が設置されている。IR 室は、「大学及び短期大学部における学修時間・教育の成果等の情報収集、分析、整理に関すること」によって、各課が行っている調査の分析を行い、各課にその結果を報告している。このように、IR 室によって、大学の教育、研究、財務・経営等に関するデータの収集・分析が行われている。さらに、教務関係のデータに関しては、全国との比較も行われている。IR データは、学長に報告することを始めとして、調査を行った各課に報告され、各課が関係する委員会で報告・審議される。そして、必要に応じて、各委員から学科に報告され、教育や学生支援の改善に生かされている。

◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 6-2-3】～【資料 6-2-5】

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

アクションプログラムとその総括は毎年度実施し、自己点検評価報告書も作られている。これらは、企画委員会、教授会、学部長会議で審議を行い、広く社会にも公表してきた。ただ、各課が行っている教育や学生支援のための諸調査が系統だったシステムの中で処理されているとは言い難い面もある。今後は、教学マネジメント指針に謳われたデータを駆使した PDCA サイクルの活用が実現するように評価システムの整備を行いたい。そして、学生本位の大学の実現を目指したい。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、ここ 10 数年の間に出された大学教育に関する中教審答申に沿って、質保証に努力してきた。その状況は上述の基準の内容として記載してきた。これらの改善の基盤となる情報の収集については、6-2 でも述べたように、関連する各課が担ってきた。これらのデータは毎年収集され、分析され、さらに、各委員会で報告・審議されてきた。これは、令和 2 (2020) 年の教学マネジメント指針に謳われたデータによる改善という基本精神には合致していると考えている。しかし、指針の通達後はコロナ禍への対応に追われたこともあり、調査を行い、その量的な結果をもって PDCA を回すという教学全体を統括する評価システムの構築は遅れていると言わざるを得ない。ただ、手間と時間がかかるが教職員と学生の距離を短くして面談等から得られる情報を生かしてきたことは特筆すべきことと考えている。また、この方法は、これからの評価システムにも重要であり、基盤ともなると認識している。教学マネジメント指針に沿った新しいシステムを構築するにあたっては、全学のアセスメント・ポリシーを作り、それを基に様々なレベルの評価を行おうと考えている。その基盤は構築できている。

#### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 6-3-1】～【資料 6-3-8】

##### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

上述したように、本学の質保証システムは機能しているものの、教学マネジメント指針で示された教学全体を統括する評価システム構築は遅れている。まずは、この構築を目指して、アセスメント・ポリシーを作成する。それをもとに、大学レベル、学科レベル、授業レベルでの評価を行えるシステムを構築する。そして、そこで得られたデータは PDCA サイクルにかけ、改善に向けた作業を開始し、この状況は常に公表していく。

さらに、本学は自己評価を中心に評価を行ってきたが、多様化社会への対応としてさらなる改善を進めなければならないと考えている。次の段階としては、機能的な自己評価に加え、ステークホルダーによる外部評価委員会を設置する。さらに、学生たちの意見収集のシステムも拡大、充実を図りたい。

#### 【基準 6 の自己評価】

教学マネジメント指針に示された評価システム構築が多少遅れているが、面談による学生支援の推進によって、機能的には基準 6 を達成していたと考えている。しかし、世界水準の質保証に向けて評価システムを更に充実しなければならない。このための議論は開始しており、令和 6 (2024) 年度には、教務委員会を中心としてアセスメント・ポリシーを策

定し、それをもとに評価システムを進化させる。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域大学としての教育研究活動

##### A-1. 地域連携・社会貢献

##### A-1-① 地域大学宣言と地域連携 連携の実績 自治体数 企業数 学内体制・施設整備

##### A-1-② 大学間連携と高大連携

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 地域大学宣言と地域連携 連携の実績 自治体数 企業数 学内体制・施設整備

本学は、平成 25（2013）年に「地域大学宣言」を出し、地域自治体、地域産業会、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開することを宣言した。この基本的方向性に基づき、地域社会との連携を深めてきた。令和 5（2023）年度までに、神崎市、佐賀市、佐賀県、小城市、江北町、みやき町、吉野ヶ里町、伊万里市の 8 自治体、神崎市教育委員会、佐賀市教育委員会、小城市教育委員会の 3 教育委員会との協定を締結し、包括協定をはじめ、インターンシップ、教育実習、不登校児支援、商品開発、SAGA スポーツピラミッド構想推進、といった内容で教育研究活動に取り組んでいる。伊万里市との包括連携協定では、子育て支援事業、介護人材育成事業といった本学の教育研究分野とマッチした形で事業を進めている。小城市とは、小城市、小城高校、牛津高校と本学との 4 者の協定である。

佐賀県からは、令和 5（2023）年度から TSUNAGI プロジェクトの公募があり、本学からは 22 件の申請をし、3 件が採択された。令和 6（2024）年 3 月には、TSUNAGI コンベンションが開催され、本学から 10 件のポスター発表、4 件の体験型ブースの出展を行った。

近年、佐賀県はスポーツに力を入れ、そのすそ野を広げようとしている。本学は、この試みに全面的に協力してきた。アスリートの体力測定とその増強のための機器をそろえたスポーツ健康科学センターの立ち上げ、女性アスリートのための研究プロジェクトの推進など、本学教員が中心となって推し進めている。この連携協力は、県民のスポーツへの関与を推進し、健康増進の基盤を作るとともに大学としてのブランド化にも役立つ。

県内企業との連携も、株式会社ミズ、佐賀市観光協会、オプティム・バンクテクノロジー株式会社、株式会社サガスポーツクラブ、木村情報技術株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社、福博印刷株式会社、株式会社佐賀電算センター、の 8 社との連携協定を結んでいる。それぞれに学生のインターンシップやボランティア活動を受け入れていただき、就職支援をいただいている。とくに株式会社ミズ、福博印刷株式会社、株式会社佐賀電算センターの 3 社には、本学の「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化」にむけた新学部設置の準備において、新学部の構想段階からの連携協議会に参加いただき、新しい学部教育の在り方についてご意見を求め共同して大学づくりを行っている。

さらに、本学は佐賀県内の企業とも連携し、各企業の独自性を生かした商品の開発にも貢献している。この連携は、産学官連携推進室を中心に進められている。

一方、本学は、健康福祉・生涯学習センターを設置しており、高齢者向けのエルダーカ

レッジ、及び公開講座を開講している。令和5(2023)年度において、エルダーカレッジ本科生35人、大学院生42人を入学させている。開設講座は、本科12講座である。その他生きがづくり教室26回、公開講座18講座を実施している。

◆エビデンス集(資料編)◆

【資料A-1-1】～【資料A-1-9】

**A-1-② 大学間連携と高大連携**

大学間連携は、二つの組織に加盟し連携して活動に取り組んでいる。

一つは、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム(略称:QSP 平成29(2017)設立)である。QSPは、九州西部地域の大学・短大17校(佐賀県と長崎県及び福岡県の一部の短大)、2つの地方公共団体及び経済産業界2団体で組織されたが、令和5(2023)年には大学・短期大学12校及び地方公共団体・経済産業界で再組織され、現在は、2期目に入っている。本学は副会長校を務め大学間連携の重要な役割を担っている。本学は、健康・福祉推進WGの代表を務め、令和5(2023)年度には、「ウォーキングで健康イノベーション」、「福祉教育フェスティバル」の二つの事業を成功させた。

二つには、佐賀県内の5つの大学・短大で組織される大学コンソーシアム佐賀(平成19(2007)年設立)である。本学は、コンソーシアムでは「学生支援部会」の担当を務め、令和5(2023)年度には、「さがバルーンフェスタ会場清掃ボランティア活動」、「普通救命講習の受講実施時期等について合同会議」、「普通救命講習(佐賀広域消防局)の受講」の3事業に取り組んだ。

この他、長崎国際大学、国立大学法人佐賀大学とは、個別に包括的連携協力の協定を結んでいる。

高大連携については、県内の私立高校である佐賀清和高校、佐賀学園高校、龍谷高校、北陵高校及び敬徳高校の5校、県立高校である小城高校、牛津高校の2校と包括連携協定を締結している。とくに、私立大学と県立高校との間で協定締結は珍しく、先駆的な取り組みと評価される。協定締結後、令和5(2023)年12月には看護学部による高大接続科目(共通教育科目)「看護学へのとびら」を開講し小城高校生26名の受講があった。この受講により、高校生は高校の単位と大学での単位が修得でき、本学に入学したときには、その単位が共通教育単位として認定されることになっている。この流れは、各学科等に広がり、令和6(2024)年度は8科目が高大接続科目として組まれている。

◆エビデンス集(資料編)◆

【資料A-1-10】～【資料A-1-20】

**(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)**

「地域大学宣言」以降、積極的に地元自治体や経済団体との連携協定を進めてきた。これによって、学内での研究成果を社会に広く還元することが可能になり、さらなる拡充が求められているところである。それに関連した体制整備も求められる。

大学間連携、高大連携は、充実した取り組みとなっており、社会的にも認知されている。

連携高校からの要求も強く、充実した高大接続教育の道が開けるものと考えている。一方、大学間の連携協働を深め、教員の交流等を通じてより充実した教育の実現を図りたい。

### **【基準 A の自己評価】**

「地域大学宣言」以降、地域自治体、地域産業界・経済団体との協定締結を行い、活動の量的・質的充実を図ってきた。とくに佐賀県との連携強化をはかり、TSUNAGI プロジェクトにみられる地域の諸課題解決にむけた研究活動を行い、広く社会に発信することができている。スポーツに関しても連携が深まることによって、県内アスリートの増大が図れるものと期待している。県内企業とは、とくに「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化」にむけた新学部設置の準備の委員会に参加をいただき、カリキュラムや人員配置について意見・協力をいただく体制を整備した。

大学の常置の施設として、健康福祉・生涯学習センターを設置し、エルダーカレッジや公開講座等で、大学教育の公開を促進してきた。

大学間連携は、二つの組織に所属し、本学はそれぞれに中心的な役割を果たしている。共同して大学のもつ教育研究成果を社会的に広く還元することに務めてきた。

高大接続は、単なる意見交換の機会や入学促進といった役割に止まらず、県内高校生の進路保障を行う一方で、大学の教育内容を高校生に広く公開することによって大学での学び方についての関心を高める役割を果たしている。

以上のことから、大学が設定した基準は満たしていると判断される。

## 基準 B. デジタル社会共創学環立ち上げ準備

### B-1. デジタル人材の育成

#### B-1-① デジタル人材育成への貢献並びに大学の機能強化

##### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

##### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### B-1-① デジタル人材の育成への貢献並びに大学の機能強化

佐賀県の県立大学開設や県内短期大学の4年制大学の開設など本学の置かれた厳しい状況については既に述べた。この中であって、「チャレンジ無くして存続・発展なし」をモットーに、これからの本学のあり方を模索してきた。令和2（2020）年に出された「教学マネジメント指針」では、学長のリーダーシップの下での学修者本位の大学への転換が求められている。本学においては、平成25（2013）年度に100%の入学者が確保できたのを最後に、定員未充足が続き、平成31（2019）年度は約84%になり、その後若干回復したものの令和5（2023）年度には、約87%になり、令和6（2024）年度も回復は見られていない。それは定員未充足の学科の受験者の漸減傾向に歯止めがかからず、他の学科に於いても従来ほどに受験者が集まらなくなっているからである。

そこで、令和元（2019）年度に学長のもとに設置した「経営戦略会議」の中で打開策を討議した。その結果、社会の変化に大学が対応しやすくするために文部科学省が打ち出した「学部等連係課程」を活用して、新しい学位プログラムを立ち上げることになった。ただ、これを活用するには、いくつかの条件を満たさなければならない。その条件とは、①大学が授与している学位を活用するか、その近隣分野の学位プログラムでなければならないこと、②届出制が適用されるためには従来からの収容定員を守らなければならないこと、③専任教員を1人以上雇用することが望ましいこと、④兼任教員のエフォートを明確にすること、⑤将来の需要が見込まれる分野の学位プログラムであることなどである。しかし、教員が兼任できることや従来の教育施設等が共用という形で利用できること、入学定員には、未充足学科分を充てることができ、学位プログラムへの入学者は入学定員を持ち出した未充足学科の入学者として数えることができ、定員未充足の回復の一助となることなどメリットも大きい。

審議の結果、心理カウンセリング学科の「文学」と社会福祉学科の「社会学・社会福祉学」を活用することにし、育成する人材は、ITの発達や多様な価値観の存在による予測不可能な社会の出現にあって活躍できる人材、つまり、コミュニケーション能力が高く、優れたIT能力を身に付けた人材を育成しようということになった。そして、新しい学位プログラムの名称を、「デジタル社会共創学環」とした。

この学環の開設は、本学が次のような変身を遂げ、未来社会への扉を開くことを意味する。

- ① 資格や免許取得中心の教育に、将来社会のニーズに呼応する教育の編入
- ② 文系中心の学部構成への理系学部の参入
- ③ 教員意識の学科中心から大学中心への転換
- ④ 単一学科による人材育成から幅広い学びを経た人材育成のための副専攻制度の創設

⑤ エフォート意識の拡大による教員の働き方改革

FDや教授会等での議論を経て、令和4(2022)年度には、届出制を活用した「デジタル社会共創学環」開設に向けた具体的な作業に取り掛かった。まず、「新教育組織設置準備室」を中心に協議会を作り、そのもとにWGを作って教員募集やカリキュラム編成などの作業に取り掛かった。大学と短期大学部に学環への協力を呼び掛け、19人の教員の参加が実現した。また、学内のITに係った教育を行っている教員を中心にカリキュラムの編成作業も進めた。特に、重視したのは、IT技術の修得はもちろんだが、活用する学位である「文学」と「社会学・社会福祉学」の基盤をなすと考えられる「コミュニケーション力」の育成である。さらに、大学での学びがすぐに社会の課題解決に結びつくように企業等を交えたPBLやインターンシップを重視し、1年次からその流れを組み込んでいった。

そして、構想するデジタル社会共創学環が育成する人材像は下のように決め、学環をグローバルコースと情報メディアコースの2つのコースで構成することにして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの作成を行っていった。

『リアル(現実)とバーチャル(仮想空間)とが交錯するデジタル未来社会において、個を理解し社会を的確に把握することができる能力を基盤にして、ITの進化に対応できる能力と一人ひとりを大切にするコミュニケーション能力を活用して新しい課題に挑戦し、その解決に向けた企画・提案を行うことができ、希望に満ちた夢のある地域社会を共に作り上げる人材』

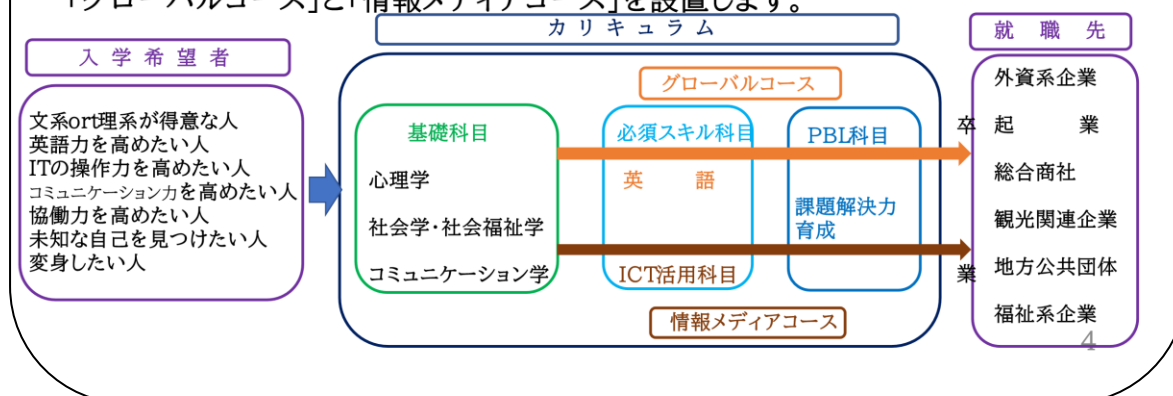
さらにWGの作業を加速させて、カリキュラムマップの作成を行い、それに従った授業科目のナンバリングも行った。しかし、社会の学環への理解が容易に進まない状況から、デジタル社会共創学環を理解してもらうための下に掲げる概要文も作成し、社会や高校等への説明に使用した。また、連携高校の生徒たちに協力してもらって、新しい学環への印象や進学の有無を調査し、申請にあたっての書類の準備も始めた。一方、大学内の十分な理解を得るために、FDも行い、各学科からの質問を受け付けるとともに学科会議に出向いて説明を繰り返した。この甲斐もあってデジタル社会共創学環に対する異論は聞こえなくなった。



## デジタル社会共創学環の概要



多様性に富む将来社会は、理系や文系という従来の枠を超えた知識・技能を持ち、課題に積極的に挑戦できる人材を求めています。本学環では、心理学と社会学・社会福祉学を学ぶことによって、人間を理解する力と社会を把握する力を身に付け、コミュニケーションやICT操作に欠かせないスキルを加えて、多くの人と協働して課題解決できる人の育成を目指します。この過程で、未知な自分を見つけ、可能性を拓きます。なお、必須スキルをより高めることによって、学環の目標を確実に達成するために、「グローバルコース」と「情報メディアコース」を設置します。



これらの作業を進めて、令和5(2023)年の5月に届出を行い、7月に届出受理の通知を得て、本格的な入学者募集にかかった。正式な募集開始が遅れたために受験者数は十分に伸びなかったが、令和6(2024)年度の入学者として定員の約7割に当たる40人を確保できたことはまずまずの成功ではなかったかと判断している。なお、令和6(2024)年の4月から始まったデジタル社会共創学環の教育は、新しい共通教育とも馴染み順調にスタートできている。

さらに、令和5(2023)年の7月になって、国は「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」を打ち出し、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門職業人の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等に予見可能性をもって踏み切れるよう新たな基金を創設し機動的かつ継続的な支援を行うとの方針を示した。そこで、本学はこのデジタル社会共創学環を更に発展させる構想を立て、応募したところ、採択された。このため、新教育組織設置準備室は、デジタル社会共創学環の入学者の受け入れと円滑な運営、そして、新学部の準備に取り掛かっている。

### ◆エビデンス集(資料編)◆

【資料B-1-1】～【資料B-1-6】

#### (3) B-1の改善・向上方策(将来計画)

デジタル社会共創学環の開設は、従来の本学が持ち合わせなかったIT系という新しい分野への挑戦である。また、将来社会が望んでいる人材を供給するという大学の任務の遂行でもある。しかしながら、教員に関しては他学科教員の兼務がほとんどを占め、学生数に関しても他学科の借り物的な性格を持っている。これは、本学の財政状況を考えれば止む無しと考えることもできる。ただ、新しい芽を育てるためには、学環がしっかりと地に根を張ることが必要である。

そこで、デジタル社会共創学環を将来的には、独立した学部として開設しようという企画がなされている。つまり、本学が創立以来培ってきた健康分野の教育・研究の財産を IT と結び付けた新しい学部、「健康データ科学部（仮称）」を令和 9（2027）年 4 月に開設する計画が進んでいる。新学部の入学定員は 100 人を考えており、佐賀市内に校舎を建設する予定としている。この開設によって、本格的な IT 分野への参入となるとともに、文系と理系を併せ持った総合大学の誕生となる。

### **【基準 B の自己評価】**

18 歳人口の減少と若者の都市部への流入に歯止めが利かない状況の中で、新しい分野への挑戦は勇気がいることである。「チャレンジ無くして存続無し」の精神を発揮しての行動は、社会から評価されることと思う。また、そのチャレンジに開学以来培った健康・福祉領域の財産を特色として位置づけたこともチャレンジの一環である。これによって、「全学で新しい学部を支える」という教職員の意思も示すことができたと思う。

デジタル社会共創学環の入試戦線への参加は遅くなったが、令和 6（2024）年度には約 7 割の入学生を集めることができた。この結果も、更なる一歩への力水となっている。これらを追い風にして、令和 9（2027）年度開設の新学部開設への準備も着々と進めることができている。これらのことを考えれば、基準 B を満たしている。

## 基準 C. 大学院の充実

### C-1. 地方の小規模大学における大学院教育の充実

#### C-1-① 地方の小規模大学における大学院教育の充実と国際貢献

##### (1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

##### (2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### C-1-① 地方の小規模大学における大学院教育の充実と国際貢献

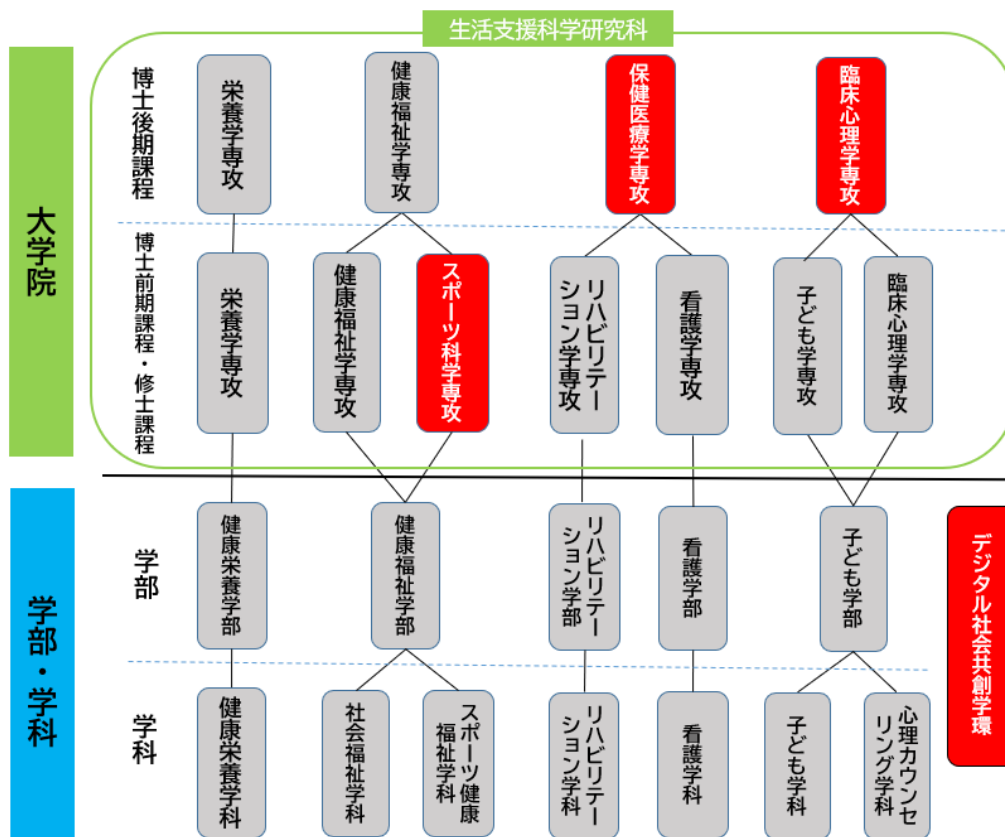
前にも述べたように、本学が置かれた状況は非常に厳しい。ある意味、この厳しい状況乗り越え、将来に向けた充実・発展を行うために本学が努力していることが、この基準 A~C である。この基準は、地方に将来も根付くための大学の課題でもある。

A では、地方大学としての地方公共団体と企業等との連携による地方活性化への貢献であり、B では将来に向けた地方人材育成への貢献である。ここで忘れてはならないのが、A 及び B を推進するための、高度専門職業人の育成であり、本学の貢献を支える研究力の向上である。この機能は、大学教員の後継者育成や、より高い知識・技能の獲得を目指す市民の夢をかなえる場の確保に欠かせないものである。大学院、つまり研究科の創設については、大学創設時からその想いを持っており、学部教育の基盤が固まった平成 11 (1999) 年 4 月に健康福祉学研究科健康福祉学専攻修士課程を開設した。平成 26 (2014) 年 4 月には、健康福祉学研究科を生活支援科学研究科に名称変更し、健康栄養学専攻、臨床心理学専攻及びリハビリテーション学専攻（いずれも修士課程）を開設し 4 専攻を持つ大学院となった。平成 27 年 4 月には、子ども学専攻とあわせて、地域生活支援学専攻博士前期課程及び博士後期課程を開設した。この地域生活支援学専攻の誕生は難産であったが、いわば、学問の融合による高度専門職業人の育成という現代の動向を先取りしたものと言える。

令和 2 (2020) 年度に就任された学長が、伝統的な専門性を極める大学院構想を打ち出し、令和 3 (2021) 年に栄養学専攻の博士課程を申請し、令和 4 (2022) 年度からの開設が認められた。この考えに沿って、臨床心理学専攻も博士課程を構想し、令和 6 (2024) 年度から博士後期課程が開設されることになった。ただ、これからの社会のニーズを考えた時、この狭い専門性を極めた高度専門職業人育成よりも近隣の学問分野を融合した知識・技能を身に付けた高度専門職業人の育成が必要になるとの認識のもと、大学院の骨組みを修正した。そして、令和 6 (2024) 年度には、健康福祉学専攻（博士前期課程・博士後期課程）と並んでスポーツ科学専攻（修士課程）を立ち上げるとともに、リハビリテーション学専攻と看護学専攻からなる保健医療学専攻（博士後期課程）を開設することになった。これによって、次に示すように、全学科の上に、修士課程又は博士前期課程と博士後期課程が置かれることになり、本学の高度専門職業人育成機能の強化が図られた。



## 令和6年度 西九州大学の新しい組織図



※赤枠： 令和6年度開設組織

大学院への希望者は国内よりも国外出身者の方が多い。これは、日本で高度専門職業人になって、母国や日本で活躍したいとの留学生が多いことによる。地方の小さな大学院ではあるが、世界で活躍したいという若者たちに、その機会を与え、育成していることは誇っていいのではないかと思います。この傾向は今後も続くと考えている。もちろん、日本人の後継者も育ち、佐賀県でも活躍している。これらのことから、大学院の充実を図り、さらには地方から高度専門職業人育成に貢献していると判断している。

### ◆エビデンス集（資料編）◆

【資料 C-1-1】～【資料 C-1-2】

#### (3) C-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度から 5 年度にかけて行った大学院の充実、学部の全学科の上に研究科が整備されたことになり、地方の小規模大学では画期的なことではなかろうか。また、入学者が途切れないことも誇っていいと思う。さらに、更なる研鑽を積みたい留学生の要望に応え、国際貢献もできている。

ただ、令和 9（2027）年度に開設予定の新学部は、大学院が必須の領域である。これも単純に組み入れるとなれば、研究科の組織が肥満気味になると考えている。そこで、令和 9

(2027)年度までに需要を見極めるとともにブランド化に資する分野を決め、再編成を行いたいと考えている。それを可能にするために、時間をかけて教員の配置を決めたい。

**【基準Cの自己評価】**

地方の小規模私立大学としては、他に誇れる大学院組織を持つことができ、入学者も確保できている。そして、先ずはこの組織を充実させることに専念しようと努力している点は、評価できると思う。ただ、多様化の進展が早い社会にあって、この状況が続けることができるか、また、財政的に余力があるかと考えると不安も芽生える。そこで、将来社会を見据えながら、もう一段先を視野に捉え、大学院の進化に向けた議論を開始しようとしている。このように、高度専門職業人育成に着実に取り組んでいることと、現組織の更なる充実と将来組織への目配りを行っていることを合わせて、基準Cを充たしていると考えている。

## V. 特記事項

### 高大接続教育の充実について

近年、高等教育の高まりと広がりを受けて高等学校と大学の教育の接続を円滑にしようという動きが活発である。この動きの一つは大学に入学した直後の教育（一般に初年次教育と呼ばれる教育）の実施である。この教育は、教育理念を初めとして、大学の教育方法や学生支援体制などを具体的に紹介し、学生の大学への愛着心を掻き立てるとともにスムーズにキャンパスライフが展開できるような内容を持った科目やディプロマポリシーの達成に向けた基盤力を養う科目などで構成されている。本学においても初年次教育科目「あすなろう」を、平成 21 年度から開設した。地域でのボランティア活動を核に学生主体の授業は、文部科学省の大学生の就業力育成支援事業に選定され、大学を挙げて推進している。

高大接続の円滑化に関するもう一つの動きは、高校時代に大学の授業やキャンパスライフを体験させようという試みである。高校生に大学を開放したり、高校生を大学の授業に招待したりと様々な形で展開されている。佐賀県で唯一の私立総合大学である本学は、地元的高等学校から高校生に「大学とはどういうものか」を理解させたいとの要望が強く寄せられ、平成 21 年 12 月に佐賀清和高等学校と高大連携に関する協定を結び、土曜日に大学を開放するとともに各学科の授業を受けてもらう試みを始めた。この授業は「ポルタ」と呼ばれ、今年度で 15 年目を迎えている。「ポルタ」の日は、佐賀清和高校の 2 年生の約 200 名が本学の 3 キャンパスに分かれて来られ、大学の説明を受けた後、各学科の学生に引率されて授業を受けるとともに校舎内の施設の見学を行う。そして、教員や在学生と懇談して、大学の雰囲気を感じることになる。

上述の前段の授業の更なる充実を図ろうとしていた矢先にコロナ禍に遭遇し、地域ボランティア活動を休止せざるを得なくなった。そこで、高大接続の他の手立てとして、「生徒に大学の授業を」との高等学校側の要望を生かす方向での検討が、教務部長を中心として始まった。これは、18 歳人口が減少する中で、本学は地域と一体化した学びや研究を行う大学への進化が必要であるとの考え、さらには、そのためにはできるだけ早い段階から本学を知ってもらった方が良いとの考えによるものである。その基本には、平成 25 年に行った「地域大学宣言」がある。また、本学も地域の高校生の育成に一定の役割を果たすべきとの考えも加わり、要望のある地域の高等学校と連携協定を結び、高大接続を充実することにした。年 1 回の協議会を持ち、高等学校との意見を交換するとともに、その高等学校の卒業生の大学での成長ぶりを知ってもらう機会を設けた。この協議会の席上、「高校生が大学の授業を受け、入学後はそれを大学の単位として認める」との案を出したところ、高等学校側は、もろ手を挙げて賛同された。この結果、高等学校在籍中に大学の単位を修得し、本学に入学してからはその単位を大学の共通教育単位とするシステムが出来上がった。大学から提供する科目は、高大接続科目とし、全学科を網羅している。この制度を生かして、令和 5 年度には看護学科が提供した「看護へのとびら」を 26 人が受けられ、そのうちの高校 3 年生の 4 人が令和 6 年度に本学に入学し、共通教育の単位として登録している。このように、高校時代から自分の夢に向かっての歩みが可能となる教育システムを高等学校と一緒に作ることができた。これは、上述の高大接続の円滑化の後段の部分を推進する力強い一歩である。令和 6 年度は、より充実した形で展開される。

◆エビデンス集（資料編）◆ 【資料 V-1】～【資料 V-8】

## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部等の組織構成を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 4 条に修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 14 条の 3 に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 89 条	○	学則第 15 条第 2 項に早期卒業について定めている。	3-1
第 90 条	○	学則第 17 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学校法人永原学園管理運営規則第 4 条に本学園に置く教職員について、学則第 42 条に本学に置く教職員組織及び職務について定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 43 条及び西九州大学教授会規則に教授会について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 15 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし（当該大学の学生以外を対象とした特別の課程を編成していない。）	3-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学ではない。）	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検・評価について定めている。	6-2
第 113 条	○	学則第 2 条の 2 に教育研究活動等の情報提供について定めている。	3-2
第 114 条	○	学則第 42 条に事務職員、技術職員その他必要な教職員を置くことを定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 22 条に編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 22 条に編入学について定めている。	2-1

## 学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	第 1 項第 1 号から第 9 号について学則に定めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 号：学則第 4 条～第 6 条</li> <li>・ 第 2 号：学則第 3 条</li> <li>・ 第 3 号：学則第 7 条の 2 及び別表</li> <li>・ 第 4 号：学則第 13 条</li> <li>・ 第 5 号：学則第 3 条及び第 42 条</li> <li>・ 第 6 号：学則第 16 条～第 24 条、第 30 条、第 29 条、第 26 条、第 15 条</li> </ul>	3-1 3-2

西九州大学

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7号：学則第31条～第36条</li> <li>・第8号：学則第39条～第40条</li> <li>・第9号：学則53条</li> </ul>	
第24条	○	学籍簿、成績原簿、健康診断を作成している。	3-2
第26条 第5項	○	学則第40条及び西九州大学学生の懲戒に関する規程に懲戒について定めている。	4-1
第28条	○	学校法人永原学園文書取扱規程及び学校法人永原学園文書保存規程に各種文書の取扱や保存期間等について定め、各部署で適切に取り扱っている。	3-2
第143条	—	該当なし（教授会に代議員会等を置いていない。）	4-1
第146条	○	学則第14条の3に、入学前の既修得単位の認定について定めている。ただし、修業年限の短縮は行わない。	3-1
第147条	○	学則第15条第2項に早期卒業について定めている。	3-1
第148条	—	該当なし（修業年限について4年を超えるものとする学部を設置していない。）	3-1
第149条	—	該当なし（本学の早期卒業制度は、本学に3年以上在籍していることが要件となっているため、該当しない。）	3-1
第150条	○	学則第17条に入学することのできる者について定めている。	2-1
第151条	—	該当なし（高等学校を早期卒業した者の入学制度を設けていない。）	2-1
第152条	—	該当なし（高等学校を早期卒業した者の入学制度を設けていない。）	2-1
第153条	—	該当なし（高等学校を早期卒業した者の入学制度を設けていない。）	2-1
第154条	—	該当なし（高等学校を早期卒業した者の入学制度を設けていない。）	2-1
第161条	○	学則第22条に編入学について、第4条第2項に編入学により入学した者の修業年限を定めている。	2-1
第162条	—	該当なし（外国の大学等に在学した者の転学制度を設けていない。）	2-1
第163条	○	学則第5条に学年及び学期について、第16条に入学の時期について定めている。	3-2
第163条の2	—	該当なし（学修証明プログラムは開講していない。）	3-1
第164条	—	該当なし（特別の課程を編成していない。）	3-1
第165条の2	○	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）を大学、学部・学科、研究科、各専攻において定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3



西九州大学

第 166 条	○	学則第 2 条及び「西九州大学点検・評価に関する規程」を定めている。また、西九州大学点検・評価運営委員会を設置し、点検・評価を行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	学則第 2 条の 2 に教育研究活動等の状況について積極的に情報を提供するものと定め、遵守している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 15 条に卒業の認定及び学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 22 条に編入学について定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 22 条に編入学資格者を定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 2 条に、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを定めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条の 2 に学部及び学環の目的を、第 3 条の 3 に学科の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	西九州大学入試・広報委員会規程に基づく、入試・広報委員会で募集要項を定め、要項に基づき入学者選抜を実施している。	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条に、設置する学部等について定めており、教育研究上適切な規模内容を有している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に、設置する学科について定めている。	1-2
第 5 条	○	学則第 3 条第 4 項に、リハビリテーション学科に理学療法学専攻及び作業療法学専攻を置くことを定めている。	1-2
第 6 条	—	該当なし（本学に学部、学部等関係課程基本組織、研究科以外の基本組織はない。）	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 42 条に教職員組織について定めており、大学・学部の規模、学位の種類及び分野に応じた必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成し、適切に運用している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	—	該当なし（本学は改正前の大学設置基準を適用しており、令和 7 年	3-2

西九州大学

		度より改正後の大学設置基準を適用する予定である。)	4-2
第9条	—	該当なし(本学は改正前の大学設置基準を適用しており、令和7年度より改正後の大学設置基準を適用する予定である。)	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	専任教員は別表1に応じ、各学科に適切に配置している。	3-2 4-2
第11条	○	学則第12条の3に組織的な研修等について定め、遵守している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	「西九州大学、西九州大学短期大学部学長の選考に関する規則」第2条に学長の資格について定めている。	4-1
第13条	○	「西九州大学専任教員資格審査基準」第2条に教授になることができる者について定めている。	3-2 4-2
第14条	○	「西九州大学専任教員資格審査基準」第3条に准教授になることができる者について定めている。	3-2 4-2
第15条	○	「西九州大学専任教員資格審査基準」第4条に講師になることができる者について定めている。	3-2 4-2
第16条	○	「西九州大学専任教員資格審査基準」第5条に助教になることができる者について定めている。	3-2 4-2
第17条	○	「西九州大学専任教員資格審査基準」第6条に助手になることができる者について定めている。	3-2 4-2
第18条	○	学則第3条に各学部等の収容定員について定めている。	2-1
第19条	○	学則第4章(第7条から第14条の3)に授業科目・履修方法及び単位認定について、学則別表等に教育課程について定めている。	3-2
第19条の2	—	該当なし(他大学との連携開設科目は開設していない。)	3-2
第20条	○	学則別表及び教育課程表に、必修科目、選択科目及び自由選択科目を定めており、教育課程表には配当年次も記載している。	3-2
第21条	○	学則第8条に単位の基準について定め、学則別表及び教育課程表に各授業科目の単位数を定めている。	3-1
第22条	○	前期：オリエンテーション・ガイダンス1週、授業15週、試験2週、後期：ガイダンス1週、授業15週、試験2週の合計36週実施している。	3-2
第23条	○	学則第8条に授業時間について定めている。	3-2
第24条	○	各養成学校法令により、授業を行う学生数を決定している。また、それ以外の科目については教務委員会等で人数を決定している。	2-5
第25条	○	学則12条の2に、授業の方法について定めている。	2-2 3-2
第25条の2	○	一年間の授業計画としてシラバス及び時間割を公表している。ま	3-1

西九州大学

		た学則第 13 条に単位の認定及び成績の評価について、第 15 条に卒業の認定及び学位の授与について定めている。	
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制による授業を行っていない。）	3-2
第 27 条	○	学則第 13 条に単位の認定について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	各学部において、授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし（他大学等との連携開設科目を開設していない。）	3-1
第 28 条	○	学則第 14 条に、他の大学又は短期大学における授業科目を履修し修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることを定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 14 条の 2 に、大学以外の教育施設等における学修を、60 単位を超えない範囲で、本学における履修とみなし単位を与えることができることを定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 14 条の 3 に、入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	学士課程においては、長期履修生制度を定めていない。修士課程及び博士課程においては、大学院学則第 15 条の 4 に長期履修について定めている。	3-2
第 31 条	○	学則第 47 条に科目等履修生について定めており、学則第 51 条に基づき西九州大学科目等履修生規程を制定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 15 条に卒業の認定及び学位の授与について定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし（授業時間制をとっていない。）	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地は学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空き地を有している。	2-5
第 35 条	○	グラウンド、体育館、第 2 体育館、トレーニングセンター、学生寮等、課外活動施設その他の構成補導施設を有している。	2-5
第 36 条	○	組織及び規模に応じ、各専用の施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとする基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、複数学部を置く大学の基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	教育上必要な資料を備えた図書館を設置している。	2-5
第 39 条	○	西九州大学附属三光幼稚園及び体育館、第 2 体育館を有している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし（薬学部を設置していない。）	2-5
第 40 条	○	学部・学科において、学生数に応じた必要な種類及び器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	各校地において、教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境の整備のため、毎年度、予算を確保している。	2-5 4-4

西九州大学

第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、大学として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	学則第 3 条第 7 項に定めるデジタル社会共創学環を学部等連係課程実施基本組織として設置し、本学に設置するすべての学部の連係及び協力によって教育を実施している。	3-2
第 42 条	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科を設置していない。）	2-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程を有していない。）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程を有していない。）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同教育課程を有していない。）	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同教育課程を有していない。）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程を有していない。）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程を有していない。）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程を有していない。）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学部を有していない。）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学部を有していない。）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学部を有していない。）	4-2
第 58 条	—	該当なし（外国に学部・学科その他の組織を設置していない。）	1-2
第 59 条	—	該当なし（学校教育法第 103 条（大学院大学）を設置していない。）	2-5
第 61 条	○	学部等連係課程実施基本組織の設置届出時の計画にそって段階的に整備している。整備状況は履行状況報告書にて報告している。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 15 条に基づき、学士の学位の授与は大学を卒業した者に対し行うことを定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 15 条に基づき、適切な専攻分野の名称を付記している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程を有していない。）	3-1

西九州大学

第 13 条	○	学位に関して必要な事項を定めた学則を変更した場合は、文部科学大臣に学則変更の届出をしている。	3-1
--------	---	--	-----

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	ガバナンス・コードに学校法人の責務について定め、設置する私立学校の教育の質の向上及びその経営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令を遵守し、理事、監事、評議員、職員等に対し特別の利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人永原学園寄附行為第 35 条に寄附行為の備置きについて定めている。	5-1
第 35 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 5 条に役員として理事 8 人以上 11 人以内を置くことを、第 8 条に役員として監事 2 人を置くことを定めている。また寄附行為第 5 条第 2 項に理事のうち 1 人を理事長とすることを定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 16 条に理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 7 条に理事長、副理事長及び理事の職務等について、第 7 条の 2 に理事長職務の代理等について、第 11 条に監事の職務について定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 6 条に理事の選任について、第 9 条に監事の選任について、第 12 条に役員を選任条件等について定めている。	5-2
第 39 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 10 条に監事の兼職禁止について定めている。	5-2
第 40 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 14 条に役員の新補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 19 条に評議員会について定めている。	5-3
第 42 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 21 条に評議員会への諮問事項について定めている。	5-3
第 43 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 22 条に評議員会の意見具申等について定めている。	5-3
第 44 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 23 条に評議員会の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、学校法人に対する損害賠償責任について、法令の規定を理	5-2

西九州大学

		解し職務を遂行している。なお、学校法人に対する損害賠償責任の免除については、学校法人永原学園寄附行為第 45 条に、責任限定契約については、学校法人永原学園寄附行為第 46 条に定めている。	5-3
第 44 条の 3	○	役員は、第三者に対する損害賠償責任について、法令の規定を理解し職務を遂行している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は、第三者に対する損害賠償責任を負う場合の連帯責任について、法令の規定を理解し職務を遂行している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法の定めるところにより、一般社団・財団法人法の規定を準用し、適切に対応している。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 41 条に寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人永原学園寄附行為第 32 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定め、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 34 条第 2 項に、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないことを定めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 35 条に財産目録等の備付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 35 条の 3 に基づき、「学校法人永原学園役員、評議員の報酬等及び費用の支給の基準」を定め、それに基づき支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人永原学園寄附行為第 37 条に会計年度について定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人永原学園寄附行為第 35 条の 2 に情報公表について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条に大学院の目的について定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条に設置する研究科について定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 21 条に大学院の入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 21 条に修士課程又は博士前期課程への入学資格について定めている。	2-1

西九州大学

第 156 条	○	大学院学則第 21 条の 2 に博士後期課程への入学資格について定めている。	2-1
第 157 条	—	該当なし（学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを実施していない。）	2-1
第 158 条	—	該当なし（学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを実施していない。）	2-1
第 159 条	—	該当なし（学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを実施していない。）	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 21 条第 2 項に大学の定める単位を優秀な成績で修得したとみとめるものを、修士課程又は博士前期課程に入学させることができることを定めている。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院学則第 3 条に、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを定めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 5 条に研究科の目的を、第 7 条の 2 に専攻の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 23 条及び西九州大学大学院入試委員会規程に基づき、大学院入試委員会で募集要項を定め、要項に基づき実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 6 条に大学院の課程について定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし（専ら夜間に置いて教育を行う課程等を設置していない。）	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 6 条第 2 項に修士課程の目的について、第 9 条に標準就業年限について定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 6 条第 3 項に博士課程の目的について、第 6 条第 4 項に前期及び後期に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとするについて、第 9 条の 2 に標準就業年限について定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 7 条に研究科に置く専攻について定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 7 条に研究科に置く専攻について定めている。	1-2
第 7 条	○	研究科は関連する学部と適切な連携を図っている。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし（共同教育課程を有していない。）	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を有してい	1-2

西九州大学

		ない。)	3-2 4-2
第 8 条	○	大学院教育組織について、大学院設置基準第 9 条に定められた基準を満たす教員を、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	大学院設置基準第 9 条に基づき、大学院担当教員資格審査基準を定め、基準を満たす教員を配置している。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	大学院学則第 12 条第 3 項に、組織的な研修等について定め、遵守している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 8 条に収容定員について定めている。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 11 条の 2 に教育課程の編成について定めている。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 12 条に教育方法について定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院設置基準第 9 条を満たす教員により研修指導を行っており、大学院学則第 16 条に他の大学院等における授業科目の履修等及び研究指導を受けさせるための派遣又は留学について定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 12 条第 2 項に、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができることを定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	授業や研究指導の方法・内容、1 年間の授業・研究指導の計画についてシラバスに記載し、学生に明示している。また、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに終了の認定に当たって、大学院学修の手引きにて明示している。	3-1
第 15 条	○	単位、一年間の授業期間、各授業科目の授業期間、授業を行う学生数、授業の方法、単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生については、大学設置基準を準用し、適切に運営している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 18 条に、修士課程の修了要件を定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 18 条の 3 に、博士後期課程の修了要件を定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等	2-5



西九州大学

		を備えている。	
第 20 条	○	必要な種類及び数の機会、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科及び専攻の種類に応じ、図書等を備えている。	2-5
第 22 条	○	大学院は教育研究上支障を生じない範囲内で、大学の学部等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし（一の校地で教育研究を行っている。）	2-5
第 22 条の 3	○	必要な経費（予算）を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、研究科等として適当であり、当該研究科等の研究教育上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	—	該当なし（独立大学院ではない。）	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし（独立大学院ではない。）	2-5
第 25 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない。）	3-2
第 26 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない。）	3-2
第 27 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない。）	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない。）	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない。）	2-5
第 30 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない。）	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし（研究科等関係課程実施基本組織を設置していない。）	3-2
第 31 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない。）	3-2
第 32 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない。）	3-1
第 33 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない。）	3-1
第 34 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない。）	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし（工学を専攻する研究科を設置していない。）	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし（工学を専攻する研究科を設置していない。）	4-2
第 42 条	○	博士後期課程のカリキュラムに「プレ FD：大学教育実践プログラム」（選択科目）を開設し、学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けている。	2-3
第 43 条	○	大学院学生募集要項に独自の奨学金制度について記載し、学生に明示している。	2-4
第 45 条	—	該当なし（外国に大学院等を設置していない。）	1-2
第 46 条	○	設置認可届出時の計画にそって段階的に整備している。整備状況は履行状況報告書にて報告している。	2-5 4-2

## 専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第5条の2			3-2 3-3 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1

西九州大学

第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	西九州大学大学院学位規程第 4 条に修士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 4 条	○	西九州大学大学院学位規程第 4 条の 2 に博士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 5 条	○	西九州大学大学院学位規程第 7 条第 3 項に必要なときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査員として加えることができることを定めている。	3-1
第 12 条	○	法令に基づき、博士の学位を授与したときは、学位授与日より 3 ヶ月以内に文部科学大臣に学位授与報告書を提出している。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2

西九州大学

第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人永原学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	西九州大学 大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	西九州大学学則、西九州大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度学生募集要項、2024 年度大学院学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	令和 6 年度学生便覧 修学の手引き	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6 年度学校法人永原学園事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度学校法人永原学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	西九州大学 大学案内 2025（アクセスマップ） 令和 6 年度学生便覧 修学の手引き（キャンパスマップ）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人永原学園規程集、西九州大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人永原学園 令和 6 年度 理事、監事、評議員 令和 5 年度理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	事業報告書（令和元年度～令和 5 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	西九州大学 教育に関する基本方針、 西九州大学大学院生活支援科学研究科 教育に関する基本方針	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	【届出】設置履行状況報告書 デジタル社会共創学環 【認可】設置履行状況報告書 生活支援科学研究科 栄養学専攻 (D) 【届出】設置履行状況報告書 生活支援科学研究科 臨床心理学専攻 (M) 【認可】設置履行状況報告書 生活支援科学研究科 スポーツ科学専攻 (M) 【認可】設置履行状況報告書 生活支援科学研究科 保健医療学専攻 (D) 【認可】設置履行状況報告書 生活支援科学研究科 臨床心理学専攻 (D)	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価の評価報告書に係る改善報告書について（令和 2 年 7 月 29 日提出）	

## 基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	建学の精神	
【資料 1-1-2】	地域大学宣言	
【資料 1-1-3】	教育理念	
【資料 1-1-4】	西九州大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-5】	西九州大学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-6】	本学ホームページ（建学の精神等抜粋）	
【資料 1-1-7】	令和 6 年度学生便覧 修学の手引き	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-8】	学校法人永原学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 1-1-9】	西九州大学 教育に関する基本方針	【資料 F-13】 参照
【資料 1-1-10】	西九州大学の新組織図	
【資料 1-1-11】	新型コロナウイルス関係 文部科学省からの事務連絡等	
【資料 1-1-12】	新型コロナウイルス感染症拡大による西九州大学の対応状況について（西九州大学教務委員会等議事録）	
【資料 1-1-13】	看護学部設置認可書（平成 30（2018）年度開設）	
【資料 1-1-14】	大学院生活支援科学研究科各専攻の設置認可書（令和 4 年度開設：①栄養学専攻博士後期課程、②看護学専攻修士課程）（令和 6 年度開設：③スポーツ科学専攻修士課程、④臨床心理学専攻博士後期課程、⑤保健医療学専攻博士後期課程）	
【資料 1-1-15】	デジタル社会共創学環届出受理時通知文書（令和 6 年度開設）	
【資料 1-1-16】	デジタル社会共創学環設置の意思決定書	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	西九州大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-2-2】	西九州大学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-2-3】	西九州大学教授会規則	
【資料 1-2-4】	西九州大学学部長会議規則	
【資料 1-2-5】	学校法人永原学園常任理事会規則	
【資料 1-2-6】	学校法人永原学園理事会の運営に関する規則	
【資料 1-2-7】	本学ホームページ（建学の精神等抜粋）	【資料 1-1-6】 参照
【資料 1-2-8】	西九州大学大学案内 2025	【資料 F-2】 参照
【資料 1-2-9】	令和 6 年度学生便覧 修学の手引き	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-10】	本学ホームページ（デジタル社会共創学環 2024 年 4 月開設予定）	
【資料 1-2-11】	本学ホームページ（健康データ科学部（仮称）2027 年 4 月開設予定）	
【資料 1-2-12】	西九州大学及び西九州大学短期大学部専任教員等のキャリアアップ支援について	
【資料 1-2-13】	第 5 次中期目標・中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）	
【資料 1-2-14】	令和 5 年度自己点検評価報告書	
【資料 1-2-15】	西九州大学 教育に関する基本方針	【資料 F-13】 参照
【資料 1-2-16】	西九州大学大学院生活支援科学研究科 教育に関する基本方針	【資料 F-13】 参照
【資料 1-2-17】	本学ホームページ（3 つのポリシー）【学部等・大学院】	
【資料 1-2-18】	学校法人永原学園管理運営規則	
【資料 1-2-19】	西九州大学生活支援科学研究センター規程	
【資料 1-2-20】	西九州大学・西九州短期大学部情報システム室規程	

西九州大学

【資料 1-2-21】	西九州大学・西九州大学短期大学部情報メディアセンター規程	
【資料 1-2-22】	西九州大学・西九州大学短期大学部国際交流センター規程	
【資料 1-2-23】	西九州大学・西九州大学短期大学部ダイバーシティセンター規程	
【資料 1-2-24】	西九州大学臨床心理相談センター規程及び同運営委員会規程	
【資料 1-2-25】	西九州大学食育サポートセンター運営委員会規程	
【資料 1-2-26】	西九州大学教職センター規程	
【資料 1-2-27】	西九州大学地域看護研究研修センター規程	
【資料 1-2-28】	24 時間身体活動データと栄養データの AI 解析で策定するテラーメイドヘルスケアプログラム	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	西九州大学 教育に関する基本方針	【資料 F-13】 参照
【資料 2-1-2】	西九州大学大学院生活支援科学研究科 教育に関する基本方針	【資料 F-13】 参照
【資料 2-1-3】	本学ホームページ (3つのポリシー) 【学部等・大学院】	【資料 1-2-17】 参照
【資料 2-1-4】	2024 年度学生募集要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-5】	2024 年度大学院募集要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-6】	令和 6 年度学生便覧 修学の手引き	【資料 F-5】 参照
【資料 2-1-7】	西九州大学入試・広報委員会規程	
【資料 2-1-8】	西九州大学大学院入試委員会規程	
【資料 2-1-9】	試験問題作成員の委嘱状	
【資料 2-1-10】	学籍異動者数比較一覧 (平成 29 年度～令和 5 年度)	
【資料 2-1-11】	入学者選抜方法の妥当性の検証資料	
【資料 2-1-12】	西九州大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 2-1-13】	エビデンス集 (データ編) 認証評価共通基礎データ様式 2	【共通基礎】 参照
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 6 年度新入生オリエンテーション及び新入生研修会の日程	
【資料 2-2-2】	令和 6 年度前期ガイダンス日程	
【資料 2-2-3】	保護者宛「個人成績一覧」の送付	
【資料 2-2-4】	出席不振者の調査について	
【資料 2-2-5】	学籍異動者数比較一覧 (平成 29 年度～令和 5 年度)	【資料 2-1-10】 参照
【資料 2-2-6】	令和 6 年度前期勤務予定表 (オフィスアワー)	
【資料 2-2-7】	教育・研究リソース検索システム 研究者情報検索 (オフィスアワー)	
【資料 2-2-8】	西九州大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-9】	ティーチング・アシスタント選考と任用に関する申し合わせ	
【資料 2-2-10】	TA 研修会資料	
【資料 2-2-11】	TA 活用実績一覧	
【資料 2-2-12】	西九州大学スチューデント・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-13】	令和 6 年度前期 SA 採用計画表	
【資料 2-2-14】	西九州大学・西九州大学短期大学部ダイバーシティセンター規程	【資料 1-2-23】 参照
【資料 2-2-15】	西九州大学・西九州大学短期大学部ダイバーシティセンター関係様式	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス (該当科目)	
【資料 2-3-2】	令和 5 年度あすなろう体験活動報告会 開催案内	



西九州大学

【資料 2-3-3】	令和 5 年度あすなろう体験活動報告会 実施要領	
【資料 2-3-4】	令和 5 年度あすなろう体験活動報告会 動画 URL	
【資料 2-3-5】	西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程	
【資料 2-3-6】	職種別求人件数（平成 29 年度～令和 5 年度）	
【資料 2-3-7】	就職内定状況一覧	
【資料 2-3-8】	西九州大学学友会会則	
【資料 2-3-9】	西九州大学スポーツ・文化活動奨励金に関する規程	
【資料 2-3-10】	西九州大学スポーツ・文化活動奨励金実績	
<b>2-4. 学生サービス</b>		
【資料 2-4-1】	西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程	【資料 2-3-5】 参照
【資料 2-4-2】	西九州大学学生支援委員会規程	
【資料 2-4-3】	学生相談室案内	
【資料 2-4-4】	学生相談室だより	
【資料 2-4-5】	西九州大学・西九州大学短期大学部国際交流センター規程	【資料 1-2-22】 参照
【資料 2-4-6】	西九州大学ハラスメント防止規程	
【資料 2-4-7】	西九州大学ハラスメントの防止に関するガイドライン	
【資料 2-4-8】	西九州大学ハラスメント相談窓口設置要項	
【資料 2-4-9】	令和 6 年度西九州大学ハラスメント相談員一覧	
【資料 2-4-10】	西九州大学同和・人権委員会規程	
【資料 2-4-11】	永原学園奨学金支給規程及び永原学園奨学金に係わる西九州大学支給細則	
【資料 2-4-12】	「ひのくま会」奨学金取扱要領	
【資料 2-4-13】	永原学園学生生徒納付金の特例に関する規則	
【資料 2-4-14】	西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程	
【資料 2-4-15】	西九州大学学友会会則	【資料 2-3-8】 参照
【資料 2-4-16】	TA 研修会資料	【資料 2-2-10】 参照
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式 1	【共通基礎】 参照
【資料 2-5-2】	スクールバス運行表	
【資料 2-5-3】	令和 6 年度学生便覧 修学の手引き	【資料 F-5】 参照
【資料 2-5-4】	エビデンス集（データ編）表 2-12	【共通基礎】 参照
【資料 2-5-5】	西九州大学・短期大学部危機管理基本マニュアル	
【資料 2-5-6】	西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程	【資料 2-3-5】 参照
【資料 2-5-7】	第 5 次中期目標・中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）	【資料 1-2-13】 参照
【資料 2-5-8】	令和 6 年度学校法人永原学園事業計画	【資料 F-6】 参照
【資料 2-5-9】	エビデンス集（データ編）表 2-11	【共通基礎】 参照
【資料 2-5-10】	図書館利用のしおり	
【資料 2-5-11】	Wi-Fi 整備状況	
【資料 2-5-12】	本学ホームページ（情報システム室）	
【資料 2-5-13】	共通教育実施方針について	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-1】	令和 6 年度学生便覧 修学の手引き（キャンパスマップ）	【資料 F-8】 参照
【資料 2-6-2】	「投書箱」（ポータルサイト画面）	
【資料 2-6-3】	代表学生との懇談会議事録	
【資料 2-6-4】	令和 6 年度前期勤務予定表（オフィスアワー）	【資料 2-2-6】 参照
【資料 2-6-5】	学生相談室案内	【資料 2-4-3】 参照
【資料 2-6-6】	学生相談室だより	【資料 2-4-4】 参照
【資料 2-6-7】	学生生活実態調査	
【資料 2-6-8】	学生支援委員会議事録（学生生活実態調査）	

西九州大学

【資料 2-6-9】	永原学園奨学金支給規程及び永原学園奨学金に係わる西九州大学支給細則	【資料 2-4-11】 参照
【資料 2-6-10】	「ひのくま会」奨学金取扱要領	【資料 2-4-12】 参照
【資料 2-6-11】	永原学園学生生徒納付金の特例に関する規則	【資料 2-4-13】 参照
【資料 2-6-12】	西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程	【資料 2-4-14】 参照
【資料 2-6-13】	卒業時満足度調査	
【資料 2-6-14】	令和 5 年度学長と卒業予定者との懇談会議事録	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	西九州大学 教育に関する基本方針	【資料 F-13】 参照
【資料 3-1-2】	西九州大学大学院生活支援科学研究科 教育に関する基本方針	【資料 F-13】 参照
【資料 3-1-3】	本学ホームページ (3 つのポリシー) 【学部等・大学院】	【資料 1-2-17】 参照
【資料 3-1-4】	令和 6 年度学生便覧 修学の手引き	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-5】	シラバス	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-6】	西九州大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-7】	西九州大学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-8】	西九州大学大学院生活支援科学研究科規程	
【資料 3-1-9】	GPA (Grade Point Average) による成績評価について	
【資料 3-1-10】	西九州大学学生表彰規程及び施行要領	
【資料 3-1-11】	健康栄養学科における卒業研究の履修等に関する内規	
【資料 3-1-12】	社会福祉学科における発展ゼミナールⅢ (含卒業研究) の履修等に関する内規	
【資料 3-1-13】	スポーツ健康福祉学科におけるスポーツ健康福祉学演習Ⅱ (含卒業研究) の履修等に関する内規	
【資料 3-1-14】	リハビリテーション学科における卒業研究の履修等に関する内規	
【資料 3-1-15】	子ども学科における卒業研究の履修等に関する内規	
【資料 3-1-16】	心理カウンセリング学科における卒業研究の履修等に関する内規	
【資料 3-1-17】	看護学科における卒業研究の履修等に関する内規	
【資料 3-1-18】	デジタル社会共創学環における卒業研究の履修等に関する内規	
【資料 3-1-19】	西九州大学リハビリテーション学部進級制限内規	
【資料 3-1-20】	西九州大学看護学部進級制限内規	
【資料 3-1-21】	健康栄養学部健康栄養学科における臨地実習履修基準	
【資料 3-1-22】	ソーシャルワーク実習に関する履修内規	
【資料 3-1-23】	精神保健福祉援助実習に関する履修内規	
【資料 3-1-24】	介護実習に関する履修内規	
【資料 3-1-25】	健康産業施設等現場実習に関する履修内規	
【資料 3-1-26】	保育実習に関する内規	
【資料 3-1-27】	心理演習及び心理実習に関する履修内規	
【資料 3-1-28】	教職課程履修における教育実習に関する規程	
【資料 3-1-29】	西九州大学学位規程	
【資料 3-1-30】	西九州大学学科会議規程	
【資料 3-1-31】	各学部教務委員会規程	
【資料 3-1-32】	西九州大学教務委員会規程	
【資料 3-1-33】	西九州大学教授会規則	【資料 1-2-3】 参照
【資料 3-1-34】	西九州大学学部長会議規則	【資料 1-2-4】 参照

西九州大学

【資料 3-1-35】	西九州大学大学院研究科委員会規則	
【資料 3-1-36】	FD 研修会資料（シラバス作成の留意点）	
【資料 3-1-37】	教育・研究リソース検索システム 授業科目（シラバス）URL	
【資料 3-1-38】	令和 6 年度大学院学修の手引き	
【資料 3-1-39】	博士後期課程の手引き（栄養学専攻）	
【資料 3-1-40】	博士後期課程の手引き（臨床心理学専攻）	
【資料 3-1-41】	博士後期課程の手引き（健康福祉学専攻）	
【資料 3-1-42】	博士後期課程の手引き（保健医療学専攻）	
【資料 3-1-43】	西九州大学大学院学位規程	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	西九州大学 教育に関する基本方針	【資料 F-13】 参照
【資料 3-2-2】	西九州大学大学院生活支援科学研究科 教育に関する基本方針	【資料 F-13】 参照
【資料 3-2-3】	本学ホームページ（3つのポリシー）【学部等・大学院】	【資料 1-2-17】 参照
【資料 3-2-4】	令和 6 年度学生便覧 修学の手引き	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-5】	各学科科目系統図	
【資料 3-2-6】	各専攻科目系統図	
【資料 3-2-7】	シラバス	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-8】	各学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規	
【資料 3-2-9】	各学科科目一覧	
【資料 3-2-10】	ソーシャルワーク実習に関する履修内規	【資料 3-1-22】
【資料 3-2-11】	精神保健福祉援助実習に関する履修内規	【資料 3-1-23】
【資料 3-2-12】	介護実習に関する履修内規	【資料 3-1-24】
【資料 3-2-13】	教職課程履修における教育実習に関する規程	【資料 3-1-28】
【資料 3-2-14】	2024 年度学生募集要項	【資料 F-4】 参照
【資料 3-2-15】	本学ホームページ（理学療法士作業療法士養成施設に関する情報開示）	
【資料 3-2-16】	各専攻科目一覧	
【資料 3-2-17】	数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）の認定について（通知）	
【資料 3-2-18】	西九州大学・西九州大学短期大学部と佐賀清和高等学校との高大連携に関する協定書	
【資料 3-2-19】	西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校と佐賀学園高等学校との交流・連携に関する協定書	
【資料 3-2-20】	学校法人永原学園 西九州大学と佐賀県立小城高等学校と佐賀県立牛津高等学校と小城市との連携協力に関する協定書	
【資料 3-2-21】	西九州大学、西九州大学短期大学部と北陵高等学校との交流・連携に関する協定書	
【資料 3-2-22】	西九州大学、西九州大学短期大学部と龍谷高等学校との交流・連携に関する協定書	
【資料 3-2-23】	西九州大学、西九州大学短期大学部と敬徳高等学校との交流・連携に関する協定書	
【資料 3-2-24】	共通教育科目の高大接続科目の受講に関する申し合わせ	
【資料 3-2-25】	遠隔授業の FD 資料	
【資料 3-2-26】	Wi-Fi 整備状況	【資料 2-5-11】 参照
【資料 3-2-27】	遠隔授業について（西九州大学教務委員会及び共通教育運営委員会議事録）	
【資料 3-2-28】	共通教育実施方針について	【資料 2-5-13】 参照
【資料 3-2-29】	授業評価アンケート	
【資料 3-2-30】	学生学修実態調査	
【資料 3-2-31】	学生生活実態調査	【資料 2-6-7】 参照

【資料 3-2-32】	卒業時満足度調査	【資料 2-6-13】 参照
【資料 3-2-33】	「院生による授業評価」アンケート	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	各国家試験合格率	
【資料 3-3-2】	卒業生の就職先アンケート	
【資料 3-3-3】	卒業時満足度調査	【資料 2-6-13】 参照
【資料 3-3-4】	学生支援委員会議事録（卒業生の就職先アンケート）	
【資料 3-3-5】	令和5年度学長と卒業予定者との懇談会議事録	【資料 2-6-14】 参照
【資料 3-3-6】	授業評価アンケート	【資料 3-2-29】 参照
【資料 3-3-7】	「院生による授業評価」アンケート	【資料 3-2-33】 参照
【資料 3-3-8】	学生カルテ様式	
【資料 3-3-9】	出席不振者の調査について	【資料 2-2-4】 参照
【資料 3-3-10】	保護者宛「個人成績一覧」の送付	【資料 2-2-3】 参照
【資料 3-3-11】	学生生活実態調査	【資料 2-6-7】 参照
【資料 3-3-12】	学生学修実態調査	【資料 3-2-30】 参照
【資料 3-3-13】	授業科目別成績評価分析	
【資料 3-3-14】	入学者選抜方法の妥当性の検証資料	【資料 2-1-11】 参照
【資料 3-3-15】	令和6年度前期勤務予定表（オフィスアワー）	【資料 2-2-6】 参照

## 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	西九州大学企画委員会規程	
【資料 4-1-2】	西九州大学教授会規則	【資料 1-2-3】 参照
【資料 4-1-3】	西九州大学学部長会議規則	【資料 1-2-4】 参照
【資料 4-1-4】	学校法人永原学園常任理事会規則	【資料 1-2-5】 参照
【資料 4-1-5】	学校法人永原学園理事会の運営に関する規則	【資料 1-2-6】 参照
【資料 4-1-6】	第1回学校法人永原学園 経営戦略会議の開催通知	
【資料 4-1-7】	西九州大学・西九州大学短期大学部全学教授会規程	
【資料 4-1-8】	西九州大学・西九州大学短期大学部文書決裁等規程	
【資料 4-1-9】	副学長の役割	
【資料 4-1-10】	西九州大学学長補佐設置要項	
【資料 4-1-11】	西九州大学・西九州大学短期大学部の生成 AI についての基本方針	
【資料 4-1-12】	西九州大学学則	【資料 F-3】 参照
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式2	【共通基礎】 参照
【資料 4-2-2】	エビデンス集（データ編）表 4-1	【共通基礎】 参照
【資料 4-2-3】	西九州大学及び西九州大学短期大学部人事基本方針	
【資料 4-2-4】	西九州大学教員人事の方針	
【資料 4-2-5】	西九州大学教員選考規程	
【資料 4-2-6】	西九州大学専任教員資格審査基準	
【資料 4-2-7】	西九州大学専任教員資格審査基準運用要項	
【資料 4-2-8】	西九州大学健康栄養学部教員資格審査基準細則	
【資料 4-2-9】	西九州大学健康福祉学部教員資格審査基準細則	
【資料 4-2-10】	西九州大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科教員資格審査基準細則	
【資料 4-2-11】	西九州大学子ども学部専任教員資格審査基準細則	

西九州大学

【資料 4-2-12】	西九州大学看護学部教員資格審査基準細則	
【資料 4-2-13】	西九州大学デジタル社会共創学環（設置準備室含む）教員資格審査基準細則	
【資料 4-2-14】	新任教職員 FD 研修会スケジュール等	
【資料 4-2-15】	西九州大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-2-16】	西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-2-17】	FD 研修会実施一覧	
【資料 4-2-18】	1 週間あたりの担当授業時間数	
【資料 4-2-19】	学科目担当表	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	西九州大学・短期大学部スタッフ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-3-2】	SD 研修会実施一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	令和 6 年度学生便覧 修学の手引き（キャンパスマップ）	【資料 F-8】 参照
【資料 4-4-2】	西九州大学研究推進専門委員会規程	
【資料 4-4-3】	令和 5 年度 TSUNAGI プロジェクト公募要領	
【資料 4-4-4】	西九州大学・西九州大学短期大学部 研究シーズ集	
【資料 4-4-5】	西九州大学健康栄養学部紀要委員会規程	
【資料 4-4-6】	西九州大学健康福祉学部紀要委員会規程	
【資料 4-4-7】	西九州大学リハビリテーション学部紀要委員会規程	
【資料 4-4-8】	西九州大学子ども学部紀要委員会規程	
【資料 4-4-9】	西九州大学看護学部紀要委員会規程	
【資料 4-4-10】	西九州大学図書館ホームページ	
【資料 4-4-11】	西九州大学における研究活動に係る行動規範	
【資料 4-4-12】	西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程	
【資料 4-4-13】	西九州大学研究費不正使用防止規程	
【資料 4-4-14】	西九州大学における研究費不正防止計画	
【資料 4-4-15】	西九州大学における研究費の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-16】	令和 5 年度コンプライアンス研修資料	
【資料 4-4-17】	令和 5 年度コンプライアンス研修の受講確認書	
【資料 4-4-18】	西九州大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-19】	研究倫理委員会議事次第	
【資料 4-4-20】	令和 5 年度研究倫理委員会申請状況一覧	
【資料 4-4-21】	本学ホームページ（研究費の管理・運営に関する規程等について）	
【資料 4-4-22】	令和 5 年度 学長裁量経費「大学が進める研究」助成申請案内	
【資料 4-4-23】	令和 5 年度 学長裁量経費「大学が進める研究」採択実績一覧	
【資料 4-4-24】	西九州大学・西九州大学短期大学部受託研究取扱規程	
【資料 4-4-25】	西九州大学・西九州大学短期大学部受託事業取扱規程	
【資料 4-4-26】	西九州大学・西九州大学短期大学部共同研究取扱規程	
【資料 4-4-27】	西九州大学奨学寄附金取扱規程	
【資料 4-4-28】	令和 5 年度科学研究費採択実績	
【資料 4-4-29】	URA による SD 研修会 動画 URL	
【資料 4-4-30】	令和 6（2024）年度科研費説明会資料	
【資料 4-4-31】	西九州大学特別研究補助員（リサーチ・アシスタント：RA）規程	
【資料 4-4-32】	西九州大学 URA 実施要領	

## 基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人永原学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-2】	学校法人永原学園管理運営規則	【資料 1-2-18】 参照
【資料 5-1-3】	学校法人永原学園教職員就業規則	
【資料 5-1-4】	学校法人永原学園公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-5】	学校法人永原学園ガバナンス・コード	
【資料 5-1-6】	建学の精神	【資料 1-1-1】 参照
【資料 5-1-7】	教育理念	【資料 1-1-3】 参照
【資料 5-1-8】	第 5 次中期目標・中期計画(令和 5 年度～令和 9 年度)	【資料 1-2-13】 参照
【資料 5-1-9】	令和 5 年度自己点検評価報告書	【資料 1-2-14】 参照
【資料 5-1-10】	令和 5 年度監事監査の実施について (通知)	
【資料 5-1-11】	西九州大学・短期大学部危機管理基本マニュアル	【資料 2-5-5】 参照
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人永原学園理事会の運営に関する規則	【資料 1-2-6】 参照
【資料 5-2-2】	学校法人永原学園常任理事会規則	【資料 1-2-5】 参照
【資料 5-2-3】	学校法人永原学園運営協議会規則	
【資料 5-2-4】	令和 5 年度理事会議事録	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人永原学園運営協議会議事録	
【資料 5-3-2】	学校法人永原学園業務改善提案制度実施要項	
【資料 5-3-3】	学校法人永原学園功績顕著表彰制度要項	
【資料 5-3-4】	学校法人永原学園監事監査規程	
【資料 5-3-5】	学校法人永原学園内部監査規程	
【資料 5-3-6】	令和 5 年度監事監査報告書	
【資料 5-3-7】	令和 5 年度内部監査報告書	
【資料 5-3-8】	令和 5 年度評議員会議事録	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	第 5 次中期目標・中期計画(令和 5 年度～令和 9 年度)	【資料 1-2-13】 参照
【資料 5-4-2】	令和 5 年会計年度計算書類	
【資料 5-4-3】	令和元年度～令和 5 年度事業活動収支計算書関係比率	
【資料 5-4-4】	学校法人永原学園資金運用規程	
【資料 5-4-5】	学校法人永原学園運営協議会規則	【資料 5-2-3】 参照
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人永原学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人永原学園契約等処理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人永原学園監事監査規程	【資料 5-3-4】 参照
【資料 5-5-4】	学校法人永原学園内部監査規程	【資料 5-3-5】 参照

## 基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	永原学園ガバナンス・コード	【資料 5-1-5】 参照
【資料 6-1-2】	西九州大学学部長会議規則	【資料 1-2-4】 参照
【資料 6-1-3】	西九州点検・評価に関する規程	
【資料 6-1-4】	令和 4 年度自己点検評価報告書	

【資料 6-1-5】	第 1 回～第 3 回 西九州大学点検・評価運営委員会議題紙	
<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 6-2-1】	令和 4 年度自己点検評価報告書	【資料 6-1-4】 参照
【資料 6-2-2】	本学ホームページ（自己点検・認証評価）	
【資料 6-2-3】	学校法人永原学園 IR 室規程	
【資料 6-2-4】	永原学園 IR 室事務分掌規程	
【資料 6-2-5】	令和 4 年度 GPA の数値の分布状況	
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-1】	学籍異動者数比較一覧（平成 29 年度～令和 5 年度）	【資料 2-1-10】 参照
【資料 6-3-2】	入学者選抜方法の妥当性の検証資料	【資料 2-1-11】 参照
【資料 6-3-3】	就職内定状況一覧	【資料 2-3-7】 参照
【資料 6-3-4】	授業評価アンケート	【資料 3-2-29】 参照
【資料 6-3-5】	学生学修実態調査	【資料 3-2-30】 参照
【資料 6-3-6】	学生生活実態調査	【資料 2-6-7】 参照
【資料 6-3-7】	卒業時満足度調査	【資料 2-6-13】 参照
【資料 6-3-8】	令和 4 年度 GPA の数値の分布状況	【資料 6-2-5】 参照

**基準 A. 地域大学としての教育研究活動**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 地域連携・社会貢献</b>		
【資料 A-1-1】	地域大学宣言	【資料 1-1-2】 参照
【資料 A-1-2】	協定一覧	
【資料 A-1-3】	伊万里市と学校法人永原学園との包括的地域連携に関する協定書	
【資料 A-1-4】	学校法人永原学園 西九州大学と佐賀県立小城高等学校と佐賀県立牛津高等学校と小城市との連携協力に関する協定書	【資料 3-2-20】 参照
【資料 A-1-5】	西九州大学・西九州大学短期大学部 研究シーズ集	【資料 4-4-4】 参照
【資料 A-1-6】	スポーツ健康科学センター（スポーツ健康福祉学科開設 10 周年記念誌）	
【資料 A-1-7】	FASpro Saga ホームページ URL	
【資料 A-1-8】	第 1 回 西九州大学新学部開設における企業様等との連携協議会資料	
【資料 A-1-9】	エルダーカレッジ等募集要項及び公開講座チラシ	
【資料 A-1-10】	九州西部地域大学・短期大学連合産学官プラットフォーム 令和 5 年度第 3 回事業推進協議会資料（該当ページ抜粋）	
【資料 A-1-11】	令和 5 年度 大学コンソーシアム佐賀 部会事業報告書 学生支援部会	
【資料 A-1-12】	西九州大学と長崎国際大学との包括的連携に関する協力協定書	
【資料 A-1-13】	国立大学法人佐賀大学と学校法人永原学園西九州大学との包括的な連携・協力に関する協定書	
【資料 A-1-14】	西九州大学・西九州大学短期大学部と佐賀清和高等学校との高大連携に関する協定書	【資料 3-2-18】 参照
【資料 A-1-15】	西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校と佐賀学園高等学校との交流・連携に関する協定書	【資料 3-2-19】 参照
【資料 A-1-16】	西九州大学、西九州大学短期大学部と北陵高等学校との交流・連携に関する協定書	【資料 3-2-21】 参照
【資料 A-1-17】	西九州大学、西九州大学短期大学部と龍谷高等学校との交流・連携に関する協定書	【資料 3-2-22】 参照
【資料 A-1-18】	西九州大学、西九州大学短期大学部と敬徳高等学校との交流・連携に関する協定書	【資料 3-2-23】 参照

西九州大学

【資料 A-1-19】	「看護学へのとびら」シラバス及び募集チラシ	
【資料 A-1-20】	共通教育科目の高大接続科目の受講に関する申し合わせ	【資料 3-2-24】 参照

基準 B. デジタル社会共創学環立ち上げ準備

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. デジタル人材の育成		
【資料 B-1-1】	入学定員充足率	
【資料 B-1-2】	西九州大学新教育組織設置準備室設置要項	
【資料 B-1-3】	デジタル社会共創学環設置届出書	
【資料 B-1-4】	デジタル社会共創学環届出受理時通知文書（令和 6 年度開設）	【資料 1-1-15】 参照
【資料 B-1-5】	西九州大学副専攻規程及びデジタル社会共創学環が開設する副専攻プログラム	
【資料 B-1-6】	令和 5 年度大学・高専成長分野転換支援基金助成金 交付内定通知	

基準 C. 大学院の充実

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
C-1. 地方の小規模大学における大学院教育の充実		
【資料 C-1-1】	大学院変遷表（平成 29 年度～令和 6 年度）	
【資料 C-1-2】	大学院生活支援科学研究科各専攻の設置認可書（令和 4 年度開設：①栄養学専攻博士後期課程、②看護学専攻修士課程）（令和 6 年度開設：③スポーツ科学専攻修士課程、④臨床心理学専攻博士後期課程、⑤保健医療学専攻博士後期課程）	【資料 1-1-14】 参照

特記事項

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
高大接続教育の充実について		
【資料 V-1】	平成 22 年度大学生の就業力育成支援事業審査結果（文科省 HP より）	
【資料 V-2】	佐賀清和高校とのポルタ希望人数	
【資料 V-3】	地域大学宣言	【資料 1-1-2】 参照
【資料 V-4】	連携協定校一覧	
【資料 V-5】	高大連携協議会等資料	
【資料 V-6】	西九州大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 V-7】	看護学へのとびら	
【資料 V-8】	シラバス及びスケジュール	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。